



近世後期伊丹郷町運営の研究

加藤, 明恵

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2020-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7059号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007059>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

平成二九年一二月八日

近世後期伊丹郷町運営の研究

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

加藤 明恵

目次

序章・・一

第一章 近世中後期伊丹郷町における年貢・町入用徴収
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・六
第一節 伊丹郷町における年貢収納・・・・・・・・六
第二節 年貢徴収過程の復元―寛政元年分を事例に―・・・・一
第三節 会所入用と支配割・・・・・・・・一四
おわりに・・・・・・・・一五

第二章 近世後期伊丹郷町御金方による金融活動
はじめに・・・・・・・・一八
第一節 御金方の金融・職務内容の時代的特徴・・・・一九
第二節 御金方による大名貸・・・・・・・・二〇
第三節 近衛家下付金貸付の性格・・・・・・・・二三
おわりに・・・・・・・・三〇

第三章 近世後期在郷町における町運営の転換―摂津伊丹郷町の「惣宿老格」設置をめぐって―
はじめに・・・・・・・・三五
第一節 近世中後期町政組織による自律的な町運営・・・・三六
第二節 町庄屋伴善右衛門の惣宿老格就任と町運営の転換・・・・四〇
第三節 伴善左衛門の「御趣法銀取立方御貸附掛り仮役」就任・・・・四六
おわりに・・・・・・・・四九

第四章	近世後期伊丹郷町における年貢酒政策の展開	五五
はじめに		五五
第一節	伊丹郷年貢酒の制度変遷	五七
第二節	幕末期政情変化による酒市場の変容	六〇
第三節	年貢酒冥加銀の運用	六三
第四節	年貢酒販売に携わる町役人	六五
おわりに		六八
第五章	幕末期伊丹郷町の治安維持と町運営	
はじめに		七二
第一節	幕末期以前における治安維持システム	七二
第二節	近衛家からの鉄砲下げ渡しによる治安維持	七四
第三節	伊丹郷町の水戸浪士問題からみる鉄砲組織の背景	七七
おわりに		八三
終章		八八

近世後期伊丹郷町運営の研究

序章

本研究の目的は、摂津国川辺郡伊丹郷町における近世後期、特に天保・弘化期から幕末期にかけての町運営の実態を、町の基幹産業である酒造業の維持という側面に焦点を当て明らかにすることである。具体的には、近世後期の社会変動の中で領主と町によって展開される金融活動を含み込んだ、伊丹郷町内で処理される実務に加え、伊丹郷町外に出張して広域に展開される実務の内実を解明する。伊丹郷町は、近世初期から酒造業により発展した人口約六千人（一万人規模の在郷町であり、寛文元（一六六一）年以降は伊丹郷町の大部分が近衛家領である。町運営は酒造家のみが就任できる「惣宿老」を最高位とする町政組織が担い、近衛家は伊丹郷町には常駐しなかった。^①）以下本研究にかかわる先行研究をまとめ、本研究の視角を提示したい。

近世畿内在郷町研究は一九六〇年前後より本格的に進展した。このときの主たる問題関心は、近世初期の幕藩領主による都市形成の過程において在郷町がいかに位置づけられ、また機能したかといった、流通経済史的側面に着目するものであった。^② よって、在郷町の発展のピークとされた元禄・享保期までを主な分析対象としており、十八世紀中葉以降は詳細な検討がなされなかった。加えて近年では、畿内在郷町を対象にした研究自体が停滞の様相をみせていると言っている。^③

以上の研究で、畿内在郷町は周辺農村との社会的分業のみならず隔地間取引によっても商工業の発達を遂げ、近世初期より商品貨幣経済が高度に発展したことが明らかにされてきた。特に畿内在郷町の一つの類型として捉えられる、特産品生産により発展した在郷町では、この特徴は顕著に見て取ることができる。このような特産品生産や商品作物の加工

・販売による経済的発展が、在郷町と他の城下町や村落との差異の一つであり、在郷町経済の維持と密接にかかわる町運営面での鍵になると考えられるが、在郷町運営と経済構造との関係が持つ特質は十分論じられていない。つまり、経済状況に反映されるであろう在郷町運営の実態は明らかにされていないのである。

従来の研究では、宝暦―天明期以降わき起こる社会変動の中で、在郷町において展開した町運営の様相についてはほとんど明らかにされてこなかった。特に、都市産業を維持するために必ずや必要となる金融活動への視点は弱く、在郷町運営と金融活動との接点を持つ構造的特質はいまだ見いだされていないと言える。かかる課題の生起は、六〇年代における畿内在郷町研究が近世都市成立期を取り扱い、かつ地域運営と身分的・中間層・豪農の経済的位置づけとの関係が議論された近世地域社会研究の進展は、一九八〇年代まで待たねばならなかったこと、畿内在郷町研究は八〇年代に至るとこんどは都市共同体の実態解明へ関心が向かい、社会経済史的視点が後退したことを要因とすると考えられる。^④

都市共同体、あるいは都市における商工業を維持するために行なわれる金融については、大坂両替商による商業金融、^⑤ 都市商工業者を対象とした名目金貸付、^⑥ 江戸町会所貸付金に関する研究が代表的である。このうち江戸町会所貸付金については、領主・都市富商が拠出した基金をもとに、場末地主へ低利での貸付を行なうことで都市の安定を企図していることが明らかにされており、注目される。しかし、対象が巨大城下町江戸であるため、ただちに普遍化されることはできず、在郷町独自の金融の機能や、商工業維持のあり方を明らかにしていく必要がある。

そこで本研究では、先述のように摂津国川辺郡伊丹郷町を対象として、在郷町運営上行なわれる金融活動を含めた町運営の実態を明らかにしていく。以下近世の伊丹郷町に関する研究状況を確認する。⁽¹¹⁾

伊丹郷町は近世初期より酒造業を基幹産業として発展した在郷町であるため、酒造業の展開を明らかにした研究が目立つ。近世を通じての酒造業の動向や、領主近衛家による酒造政策と伊丹酒造業との関連が明らかにされている。江戸下り酒の銘醸地として名を馳せた伊丹酒であったが、文化・文政期をピークとして、天保後期（一八四〇年頃）以降、灘目・今津・西宮の酒造業に打ち勝つことができず、幕末まで酒造業が衰退を続けることが指摘されている。⁽¹²⁾

町ぐるみでの金融活動については、『伊丹市史』編纂時点からすでにその独自性が注目されてきた。しかし、御金方を中心に行なわれる大名貸の出金者・貸付状況が分析されたものの、近衛家の資金を用いた貸付に関しては概要が示されるのみで、具体的な貸付の実態にまで踏み込んで分析されてこなかった。

伊丹郷町の町政組織の変遷や町運営の展開に関しては、惣宿老制をとりあげた研究がなされている。惣宿老制については後述するが、文化年間まで続く惣宿老家数減少の問題が明らかにされている。また町年寄や町庄屋の昇進ルートを明らかにした研究もみられるが、十九世紀以降を中心に分析した研究はなされていない。⁽¹³⁾

この他にも、近世後期に関しては大塩平八郎の乱に際して伊丹郷町で生じた問題や、郷学明倫堂の橋本香坡書簡からみた町人文化の特質、消防制度、酒造家個人で行なわれた大名貸の様相、両替商の経営実態などが明らかにされてきた。しかし、近世後期の伊丹郷町の町運営の展開に関してほとんど明らかにされておらず、当該期において描かれるべき

伊丹郷町のアウトラインさえ明確でない。したがって、近世後期伊丹郷町の町運営の展開を明らかにしていくために、当該期に町運営上で特徴的に表われる問題を中心に、実証を重ねていく必要がある。

以上の研究史上の問題を解いていくために、以下の五章を設けた。これら五章は、次の二点の視角から論じる。第一に、在郷町における基幹産業をとりまく経済状況が在郷町運営に及ぼす影響に着目する。先述したように、天保後期以降伊丹郷町における酒造業は低迷を見せたが、近世後期の社会変動の中で町が基幹産業の維持に対していかなる機能を発揮するのか、地域社会運営の成熟と矛盾を捉える上で重要な視点であると考える。第二に、在郷町運営への領主支配による規定性に着目する。

近世初期に幕府権力が畿内の都市・在郷町を編制していく過程は従来明らかにされてきたが、個別領主権力が所領とした在郷町をいかに経営したかといった点は十分に深められていない。さらに、伊丹郷町は近衛家領であるという特質を持つが、公家領における地域運営や領主支配に関する研究は僅少で、個別領主としての公家の姿に関する実証が乏しいという課題がある。

第一章「伊丹郷町の年貢と諸負担」では、近世中後期における年貢納入方法を検討する。年貢銀が郷町内で運用された後近衛へ上納されることを明らかにし、年貢徴収・勘定過程に金融が入り込むという特質を論じる。

第二章「近世後期伊丹郷町御金方による金融活動」では、伊丹郷町の金銭関係の事務を専門に担当する町役人である御金方による金融活動を検討する。近衛家は郷町内の酒造家へ貸付を行ない利殖を得たが、伊丹郷町における貸付差配・管理は御金方が担った。この貸付金が果たす機能の時代による変容を明らかにする。

第三章「近世後期在郷町における町運営の転換」では、天保後期以降の酒造家の没落という経済的変容と、領主近衛家を取りまく政治状況の変動の中で、郷町内での町政事務に加え、金融活動や幕府役人との人脈・交渉能力等多岐にわたる能力を持つ新興の町役人である伴善右衛門・善左衛門親子が近衛家から取り立てられたことが持つ意味を解明する。

第四章「近世後期伊丹郷における年貢酒政策の展開」では、伊丹郷町独自の酒造政策である「年貢酒」政策をとりあげる。酒造家による京都・江戸での酒販路確保のための出願や、それへの近衛家・幕府の対応といった制度面での変遷に加え、幕末期における政情変化により酒消費地としても京都の比重が高まったことで、伊丹郷の酒生産・流通が受けた影響を明らかにする。

第五章「幕末期伊丹郷町の治安維持と町運営」では、郷町内の豪商が水戸浪士から討ち取られる危険性がある状況下で、近衛家からの鉄砲下付により鉄砲隊が設立されたことを明らかにする。

終章では、以上の各章で述べたことをまとめ、近世後期伊丹郷町運営の特質について論じる。

【注】

(1)伊丹郷町運営に関していく上での前提と、主に使用する史料について示しておく(『伊丹市史』第二巻(伊丹市、一九六九年)を参照した)。

まず伊丹郷町について簡単に説明しておきたい。伊丹は、戦国期においては荒木村重の城下町であり、有岡城を有していた。荒木が居城した天正年間(一五七三〜九二)に、伊丹郷町は有岡城下の城下町として発展したとされる。荒木が織田信長に討たれた後は池田之助が伊丹に入り、有岡城

は伊丹城と名を改めた。天正十一年に豊臣秀吉が大坂城に入ると、池田氏は転封となり伊丹郷町は豊臣氏直轄領になったが、大坂の陣以後は幕領となり、元和元(一六一五)年より万治元(一六五八)年までは御蔵所で、代官支配であった。

寛文元年に、伊丹村・大広寺村・北中少路村・南中少路村・外城村・高畑村・新野田村・古野田村・上松村・外崎村の合計一四〇二石三升が近衛家領となったが、元禄五年(二六九二)から宝永元年(二七〇四)までは、このうち北少路村・昆陽口村・南中少路村・外城村・高畑村・新野田村・外崎村の六ヶ村が柳沢吉保領となるが、その後再び近衛家領となる【表〇-1】。伊丹村を構成する町は寛文年間(一六六一〜七二)には十七町であったが、享保年間に二十七町になり、以後町数の増減はない。このときの伊丹村の石高は七

【表〇-1】近世における近衛家領知(『伊丹市史』第2巻より作成)

年代	国名	郡名	村名	領地高(石)
寛文元年 (1661)	山城	久世	枇杷庄のうち	394.8
		川辺	伊丹郷町のうち (伊丹・大広寺・北中少路・南中少路・円正寺・外城・高畑・新野田・古野田・植松・外崎)	1402.3
			計	1797
延宝3年 (1675)	山城	久世	枇杷庄のうち	394.8
		宇治	五箇庄のうち(岡野)	378.5
	摂津	川辺	伊丹郷町のうち (伊丹・円正寺・古野田・植松)	1023.7
			計	1797
正徳元年 (1711)	山城	久世	枇杷庄のうち	394.8
		宇治	五箇庄のうち(岡野)	378.5
	摂津	川辺	伊丹郷町のうち (伊丹・北少路・昆陽口・北中少路・南中少路・円正寺・外城・高畑・新野田・古野田・植松・外崎)	1857.2
			万多羅寺のうち	166.5
			計	2797

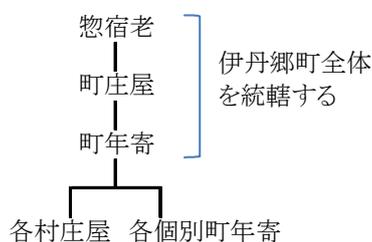
一六石である。

酒造株は明暦三年（一六五七）に設定された。寛文六年の酒造株数は四十八株、酒造家数は三十六人で、幕末期は一五五株、八十五軒あった。そのほか諸株仲間などは、質屋株、古手古道具古銅売買株、酒屋造方米屋、御用絞油屋株、繰綿屋株、渋柿売入屋、馬借所、五組酒樽屋仲間、造醬油屋組、御家領勤大工、薬種合葉屋株、繰綿中次問屋株があった。元禄期の柳沢吉保領の伊丹八ヶ村における職業構成をみると、本百姓は村の三割程度で、ほかは商人・職人であったが、四割を超える家が日用で生活しており、伊丹町の外の村であっても、元禄期にはすでに町場の様相を明白にあらわしているといえる。

町政組織に関しては、元禄十年、近衛家が惣宿老制を制定し、惣宿老を務める家筋である二十四家を定め、年番で当役二人を出すことを決定した。これにより、それまで町政にあたったいた酒家年行事が惣宿老となり、引き続き町政を担った。また、町庄屋と町年寄は伊丹郷町全体の町役人として存続した。享保期に入ると、町政組織のなかに御金方が設置される。御金方は、主に金銭関係の事務を専門に取り扱う役職であり、以後基本的に惣宿老あるいは酒家年行事が兼帯した【図】。

使用する史料について述べる。小西新右衛門氏文書（小西酒造株式会社所蔵、伊丹市立博物館寄託）は、近世を通じて惣宿老を勤めた酒造家の小西新右衛門家（小西本家）に残された史料群で、近世編約一五〇〇〇点はⅠ酒造、Ⅱ流通、Ⅲ販売、Ⅳ大名貸、Ⅴ町政、

【図】伊丹郷町の町政組織



（鶴論文88頁を参考に作成）

Ⅵ商法司・通商司に分類される。酒造関係史料だけでなく、豊富な大名貸関係史料・町政関係史料を含む点が特徴的である。特に御金方の貸付帳簿が維新时期まで残されている。

石橋屋善右衛門文書（伊丹市立博物館所蔵）は、天保期以降伊丹郷町において町年寄・町庄屋・惣宿老格を勤めた伴善右衛門、安政期以降に町役人に就任した伴善左衛門の家に残された史料である。家経営の様相が分かる史料はほとんど含まれていないが、金銀借用証文や田畑譲渡証文といった証書類は豊富である。また、近衛家代官書状を約六〇点含む。

伊丹市図書館文書（伊丹市立博物館所蔵）は、史料群名から伊丹市立図書館が収集した史料群であると考えられるが、各史料の来歴は不明である。

近世後期の惣宿老の職務日誌や留書、惣宿老宛て近衛家代官書状など、町政関係で重要な事例を伝える史料を中心に収集されたといえる。

（2）脇田修『近世封建社会の経済構造』、御茶の水書房、一九六三年。中部よし子『近世都市の成立と構造』、新生社、一九六七年。

（3）関東在方町を対象とした研究に目を移すと、近年、酒井一輔氏が続けて論文を発表しており重要な成果をあげている。酒井氏は下総国佐原を対象に、在方町独自の住民結合のあり方や旗本財政運用の実態、幕末期・明治初期の宅地化と行財政運営との関連について明らかにしている。酒井一補「近世後期関東在方町における町規約と構成員」、『史学雑誌』第一二三号第三卷、二〇一四年。同「幕末期旗本財政の変容と地域経営」、『社会经济史学』第八〇号第二卷、二〇一四年。同「近世後期関東在方町における町組織の運営と機能——下総国香取郡佐原村新橋本町を事例に——」、『千葉史学』第六四号、二〇一四年。同「近世後期の町場における宅地化と行財政運営の変容——下総国香取郡佐原村を中心に——」、『歴史と経済』第二三六号、二〇一七年。

- (4) 久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」(『歴史学研究』別冊…一九八二年度大会特集号)が一九八二年に発表され、政治的中間層による「自律的」・「自治的」な地域社会運営を評価する研究が注目された後、志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」(『歴史学研究』第七二九号、一九九九年)が発表されるなどし、政治的中間層の地域における経済的位置に関して明らかにする必要が提唱された。
- (5) 乾宏巳「摂津池田における町共同体」(中部よし子編『大坂と周辺諸都市の研究』、清文堂、一九九四年)。渡辺浩一『近世日本の都市と民衆』、吉川弘文館、一九九九年。
- (6) このような研究状況の中で、岩城卓二編「共同研究」在郷町の成立と展開―桐生新町の分析」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第九五集、二〇〇二年)、中山富広『近世の経済発展の地方社会―芸備地方の都市と農村―』(清文堂出版、二〇〇五年)は、在郷町商人の経済活動から、在郷町の経済的位置づけに関して改めて明らかにしている。中山氏は在郷町商人の金融や町共同体による金融の様相も明らかにしているが、町運営との関連は論じられていない。
- (7) 作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』、塙書房、一九七一年。中川すがね『大坂両替商の金融と社会』、清文堂出版、二〇〇三年等。
- (8) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究』、吉川弘文館、一九八三年。
- (9) 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』、東京大学出版会、一九九一年。若山太良「江戸町会所の運営と勘定所御用達の役割」(牧原成征編『近世の権力と商人』、山川出版社、二〇一五年)。
- (10) 以下特に断わりのない限り『伊丹市史』第二卷(伊丹市、一九六九年)。
- (11) 中部よし子「封建都市酒造業の展開―摂津国川辺郡伊丹郷を中心として―」(大阪歴史学会編『封建社会の村と町』、吉川弘文館、一九五七年)。
- (12) 鶴美子「近世伊丹の町政組織について」(『地域研究いたみ』第九号、一九七八年)。
- (13) 大国正美「近世伊丹における興行と町政の成熟―在郷町の大衆芸能の展開と自治への関心から―」(『地域研究いたみ』第二二号、一九九三年)は、浄瑠璃興行の出願・開催をめぐる惣宿老ら町役人の対応から、主に享保期から文化期にかけて伊丹郷町において町運営の自治的性格が獲得されていった様相を明らかにしている。また近年、今井修平「在郷町伊丹研究の成果と課題」(『ヒストリア』第二四六号、二〇一四年)が、伊丹郷町に関する研究課題の中に、近衛家による領主支配の特質と惣町レベルの町政運営の評価をあげている。
- (14) 酒井一「大塩の乱と在郷町伊丹」(『地域研究いたみ』第三号、一九七五年)。
- (15) 今井美紀「伊丹郷町の文化的特質―郷学明倫堂橋本香坡と幕末期伊丹の町人文化―」(『ヒストリア』第二四六号、二〇一四年)。
- (16) 石川道子「在郷町の火消しの存在形態―伊丹郷町における消防体制と火消しの位置―」(石川道子追悼事業実行委員会編『近世西摂津の都市と農村』、神戸新聞出版センター、二〇一六年、初出一九九三年)。
- (17) 賀川隆行「近世中期の小西新右衛門家の大名貸」(『三井文庫論叢』第三二二号、一九九八年、のち同『近世江戸商業史の研究』(大阪大学出版会、二〇一二年)に所収)。
- (18) 加藤慶一郎「近世在郷町における両替商経営の展開―摂津国伊丹郷町・小西由兵衛家の事例―」(『流通科学大学論集―流通・経営編』第二〇巻第二号、二〇〇八年)。
- (19) 井ヶ田良治「江戸時代における公家領の支配構造」(『同志社法学』三〇巻一号、一九七八年)。

第一章 近世中後期伊丹郷町における年貢・町入用徴収

はじめに

近世において在郷町は、実態的には町場を形成しながらも法的には村落として把握されたことが知られている。畿内においては、中世から続く町場が近世にいたって正式な「町」として編成されないまま広範に点在した。畿内在郷町は地域社会における生産・流通・消費の結節点的機能を持ち、酒造業・絞油業・繰綿業など商工業が発達し高い生産力を見込むことのできる町場であった。さらに、在郷町は周辺の農村・耕作地を包摂して存立しており、多種多様な生業が展開していることに注意する必要がある。

以上のような在郷町の経済的特質は従来明らかにされており、地域の経済構造が顕著に反映される年貢収納についても、在郷町を対象にして分析がなされ一定の蓄積がある。¹⁾しかしながら、在郷町の年貢収取を分析した従来の研究は、在郷町の経済構造を明らかにするための前提的な作業という意味合いが強く、年貢収納過程や年貢収取そのものの実態について明らかにすることを主眼としているわけではない。加えて城下町については、家屋敷所持者へは人足役と地子が賦課されているが、全国の主要な城下町の多くが地子免除となっており、城下町における地子収納実態の具体的な分析はなされていない。²⁾

年貢収納の実態は、地域の経済構造を現わすとともに、領主支配の特質も反映されており、領主―住民間のもっとも基礎的な関係を示すものである。在郷町は、高度に経済的發展をとげながらも村落的な要素を持ち続けた町場であり、年貢収取の実態の特徴を明らかにすることから地

域経済および領主支配の特色に迫っていききたい。

そこで本章では、摂津国川辺郡伊丹郷町を中心に、年貢収納の実態を分析していく。伊丹郷町の年貢収納に関しては、中部よし子氏、酒井一氏が言及している。³⁾しかし、具体的な年貢負担方法や収納プロセスに関しては明らかにされていないわけではない。伊丹郷町における年貢関係史料がまとまって残存していないという史料制約はあるものの、残された史料から年貢収納の実態を明らかにする必要がある。

時期は、年貢収納関係の史料がある程度残存する安永期から天保・弘化期（一七七二―一八四三）を主に扱うこととする。伊丹郷町が寛文元（一六六一）年以降近衛家領であることは序章で述べたが、伊丹郷町の他に川辺郡曼茶羅寺村の一部も近衛家領である（序章【表〇・1】参照）。本章では、近衛家領である伊丹郷町十二ヶ村と曼茶羅寺村を分析対象としたい。

第一節 伊丹郷町における年貢収納

一 年貢銀の運用をとまなう年貢徴収

伊丹郷町の石高は一八五七石二斗である。近衛家への年貢上納の際には、近衛家領である摂津国川辺郡曼茶羅寺村の一六六石五斗分を合わせた二〇二三石七斗で「伊丹十三箇村」というまとまりで物成勘定帳が作成された。現在確認できる安永期から天保期にかけての物成勘定帳四冊から、【表一・1】の内容を得ることができる。

まず、物成高は約一七五〇石九斗で、一七七〇年代から一八四〇年代

【表一-1】伊丹郷町における村高と物成高

		村高(石)=A	御物成(石)=B	引方(石)=C	米納(石)=D	(B-C)/A×100 =年貢納入率(%)	D/(B-C)×100 =米納率(%)
天保11 (1840)	伊丹町	761.4856	644.27346	28.23958	104	80.9	16.88
	植松村	264.369	236.07879	10.41985	41	85.36	18.17
	野田村	117.069	101.95867	4.61416	18	83.15	18.49
	円正寺村	19.332	17.21515	0.76196	3	85.11	18.23
	中少路村	110.831	95.39116	4.3683	17	82.13	18.68
	北少路村	283.419	245.01777	11.1769	41	82.51	17.53
	昆陽口村	148.722	129.01199	5.86173	22	82.81	17.86
	高畑村	31.76	27.3009	1.25179	5	82.02	19.19
	外城村	56.399	48.48057	2.22292	8	82.02	17.29
	曼荼羅寺村	166.517	107.12034	6.56311	24	60.39	23.87
総計	1959.9036	1651.8488	75.4803	283	80.43	17.95	
天保7 (1836)	伊丹町	761.4856	644.27346	28.23958	104	80.9	16.88
	植松村	264.369	236.07879	10.41985	41	85.36	18.17
	野田村	117.069	101.99867	4.61416	18	83.19	18.48
	円正寺村	19.332	17.21515	0.76196	3	85.11	18.23
	中少路村	110.831	95.39116	4.3683	17	82.13	18.68
	北少路村	283.419	245.01777	11.1769	41	82.51	17.53
	昆陽口村	148.722	129.01199	5.86173	22	82.81	17.86
	高畑村	31.76	27.3009	1.25179	5	82.02	19.19
	外城村	56.399	48.48057	2.22292	8	82.02	17.29
	外崎村	114.83	99.10615	4.52591	47	82.37	49.69
曼荼羅寺村	166.517	107.12038	6.56311	24	60.39	23.87	
総計	2074.7336	1750.99499	80.00621	330	80.54	19.75	
寛政1 (1789)	伊丹町	761.4856	644.27346	14.1198	133	82.75	21.1
	植松村	264.369	236.07879	5.20992	56	87.33	24.26
	野田村	117.069	101.95867	2.30708	24	85.12	24.08
	円正寺村	19.332	17.21515	0.3898	3	87.03	17.83
	中少路村	110.831	95.39116	2.18415	24	84.1	25.75
	北少路村	283.419	245.01777	5.58534	56	84.48	23.39
	昆陽口村	148.722	129.01899	2.93087	32	84.78	25.38
	高畑村	31.76	27.3009	0.62589	6	83.99	22.49
	外城村	56.399	48.48057	1.11145	10	83.99	21.11
	外崎村	114.83	99.10615	2.26296	24	84.37	24.78
曼荼羅寺村	166.517	107.12038	3.28155	32	62.36	30.82	
総計	2074.7336	1750.96199	40.00881	400	82.47	23.38	
安永4 (1775)	伊丹町	761.4856	644.27346	14.1198	73.5	82.75	11.66
	植松村	264.369	236.07879	5.20992	32	87.33	13.86
	野田村	117.069	101.95867	2.3078	14	85.12	14.05
	円正寺村	19.332	17.21515	0.3898	2	87.03	11.89
	中少路村	110.831	95.39116	2.18415	14	84.1	15.02
	北少路村	283.419	245.01777	5.58534	32	84.48	13.36
	昆陽口村	148.722	129.03899	2.93087	18.5	84.79	14.67
	三箇村	202.989	174.88762	4.00031	23	84.19	13.46
	曼荼羅寺村	166.517	107.12038	3.28155	21	62.36	20.22
	総計	2074.7336	1750.98199	40.00954	230	82.47	13.44

天保11年…伊丹市図書館文書15-2「天保十一年十二月御物成勘定帳」より作成。天保7年…伊丹市図書館文書15-1「天保七年十二月御物成勘定帳」より作成。寛政元年…小西新右衛門氏文書近世編V-673「寛政元年十二月御物成勘定帳」より作成。安永4年…小西新右衛門氏文書近世編V-671「安永四乙未年十二月御物成勘定帳」より作成。年貢納入率・年貢米納率は少数第3位を四捨五入した。

に かけてほとんど変化がなく推
移している（理由は不明だが天
保十一年のみ外崎村を欠くため
に一六五一石八斗）。伊丹町の石
高全体に対する物成高の割合は
年貢率は約八〇〜八二%であり、
非常に高率である。さらに伊丹
郷町内の村々の年貢率を平均す
ると約八三〜八五%であり、町
方よりも高率となっている。一
方同じく近衛家領であるが伊丹
郷町外の曼荼羅寺村の年貢率に
ついては、約六〇〜六二%と高
率ではあるが伊丹郷町に比べ
低率である。
このような年貢率の差異は安
永三（一七七四）年の定免につ
いて定めた近衛家からの申渡し
からも確認することができる。
すなわち、「古地四ヶ村」は伊丹
町・円正寺村・植松村・古野田
村は八割五分、「御増地八ヶ村」
は北少路村・昆陽口村・南中少
路村・北中少路村・外城村・新
野田村・外崎村・高畑村は八割

二分、曼茶羅寺村は六割一分というものである。伊丹郷町内では、各町村の近衛家領になった年代の別により年貢率に差がつけられていることがわかる。【表一・1】からも、年貢率は年々変動するものの、「古地四ヶ村」・「御増地八ヶ村」・曼茶羅寺村の間の年貢率の区分はなされていることが分かるが、伊丹町のみ低率におさえられている。この理由は判然としないが、近世後期にいたってもこの三つの年貢率の区分自体は残っており、このもとで年貢納入が行なわれていたといえる。

ついで米納率を見る。伊丹町については安永四年は約一一・七%、寛政元（一七八九）年は二一・一%、天保七（一八三六）年・同十一年は約一六・九%である。伊丹郷町内の村々の平均については、安永四年は約一三・八%、寛政元年は約二三・二%、天保七年は約二一・七%、天保十一年は一八・二%である。天保七年においては外崎村の米納率が約五〇%と突出して高く、外崎村以外の村々の米納率を見ると天保十一年とほぼ同率であることに注意したい。曼茶羅寺村については、安永四年は約二〇・二%、寛政元年は約三〇・八%、天保七・同十一年は約二三・九%である。年代によってばらつきがあるが、米納率は伊丹町・伊丹郷町内村々・曼茶羅寺村の順に高くなることを指摘できる。

以上の分析から、川辺郡内の近衛家領全体を見た場合には、年貢率に關しては農村部の曼茶羅寺村よりも町場である伊丹郷町がより高く、反対に米納率に關しては曼茶羅寺村が伊丹郷町よりも高くなっていることが確認できる。ただし伊丹郷町内を見た場合には、伊丹町よりも村々の年貢率が高くなっている。近衛家が年貢納入の場面では農業生産への吸着を高めているという見方もできるが、各町村の土地利用の問題も含めこの点は今後の課題である。

二 「年貢御仕分書」について

伊丹郷町・曼茶羅寺村が近衛家へ年貢を上納するにあたっては、近衛家から「年貢御仕分書」が宛てられた。伊丹郷町・曼茶羅寺村を合わせた年貢の種別とその石高を記したもので、毎年十一月下旬から十二月に下げ渡されていると考えられる。物成高が書き上げられた後、「年貢御仕分書」に記される年貢の種別とは、基本的には以下の六つである。すなわち、「御用捨」・「米納」・「当季配当」・「来夏季配当」・「万引（御手当）」・「進藤」である。この他年代によって「御救米」・「外崎村別納」が書き上げられることがある。現在確認できる「年貢御仕分書」四通それぞれの年貢種別と石高を表したのが【表一・2】である。

以下に天保七（一八三六）年十二月の「年貢御仕分書」⁽⁵⁾を掲げる。

【表一-2】「年貢御仕分書」一覧

	天保12	申(天保7)	己酉(寛政1)	酉
A	物成	1750.95499	1750.95499	1750.96199
B	御用捨	80	80	80
C	御救米	0	130	0
A-(B+C)=D		1670.95499	1540.95499	1710.96199
E	米納	300	300	400
F	外崎村別納	30	30	
G	当季配当	279	270	160
H	来夏季配当	264	261.5	160
I	万引御手当	80	80	85
J	進藤	62.335	62.335	62.335
E+F+G+H+I+J=K		1015.335	1003.835	867.335
D-K		655.61999	537.11999	843.62699
Kの銀額換算(匁)		47860.259	84864.958	53148.5

※Kの銀額換算以外は(石)

天保12…伊丹市図書館文書51-1、天保7…伊丹市図書館文書51-2、寛政1…小西新右衛門氏文書近世編V-687-3、酉…小西新右衛門氏文書近世編V-691-6、より作成。

申御年貢御仕分

一千七百五拾石九斗五升四合九勺九才

内

八拾石

御用捨

百石

御救米

三拾石

右同断

残而

千五百四拾石九斗五升四合九勺九才

内

三百石

米納

三拾石

外崎村別納

貳百七拾石

当季配当

貳百六拾壹石五斗

来夏季配当

八拾石

万引御手当

六拾貳石三斗三升五合

進藤

ノ千三石八斗三升五合

ノ而 五百卅七石壹斗壹升九合九勺九才

御直段百五拾八匁かへ

代銀八拾四貫八百六拾四匁九分五厘八毛

右江

銀四八貫目

御月払

十二ヶ月分

同四貫八百目

入江様御分

ノ五拾貳貫八百目

ノ而 三拾貳貫六拾四匁九分五厘八毛

申十二月

まず物成高が書き上げられ、八〇石の「御用捨」と、合計一三〇石の「御救米」が物成高より差し引かれ、残高が六項目に分けられている。「当季配当」・「来夏季配当」は年代の異なる他の「年貢御仕分書」では「御家中配当」とも書かれていることから、近衛家家中に給付するため徴収される年貢であることが分かる。石高表記であるが実際には銀納である。また、「当季」と「来夏季」とで分割配当となっているが、「当季」は年内に徴収された年貢を配当するものであり、「来夏季」は明年の一月から六月の半年間、伊丹郷町に年貢をとどめ置かせた後、半年分の利息を付して上納させた年貢を配当するものであると考えられる。前項でみた物成勘定帳においては、「証文」として「来夏季配当」の年貢銀高が計上されていることを確認できる。⁽⁷⁾この表記は、年貢借用証文が伊丹郷町より近衛家へ提出されるためであろう。

年貢借用証文の内容について概観しておきたい。証文は伊丹町と村々の庄屋・年寄が連印で近衛家へ提出している。借用期間は前述のように半年間、利率は月五朱（〇・五％）での借用である。証文として残存している八通について【表一・3】を作成した。ここから、文化年間までは借用石高および借用銀額に大きな変化がなく、近衛家が利息収入を目的として年貢貸付を行っていたことが推測される。続く天保・弘化期（一七七二〜一八四三）においては借用町村数に対して借用石高・銀高が増加しており、年貢未進にともなう貸付に変化したとも推測されるが、

【表一-3】年貢銀拝借証文の表

年月日	金額	借主/借用町村	期間	利率	宛名	備考	典拠
享保11 12月16日	4貫500目	証人 瀬堀兵五郎 預り主 北河原助三郎 同 小西新右衛門	1.5ヶ月	月1割半	藤林兵庫、加治掃部、 村井太膳	控カ	小西 V-669
安永4 閏12月	10貫416 匁	伊丹町年寄 源次郎 同断 喜兵衛 町庄屋 仁兵衛	6ヶ月	月5朱	木村隼人、菱木相馬、 渡邊主鈴、清水正親	差出(印)抹消	小西 V-742
寛政元 12月	10貫80目	北少路村, 昆陽口村, 中 少路村, 外城村, 外崎村, 野田村, 高畑村, 植松村, 曼荼羅寺村, 町分	6ヶ月	月5朱	清水正親、北村主鈴、 内藤監物、林掃部	夏納160石 分、差出(印) 抹消	小西 V-744
享和3 12月	10貫400 匁	北少路村, 昆陽口村, 中 少路村, 外城村, 外崎村, 高畑村, 野田村, 植松村, 曼荼羅寺村, 町分	6ヶ月	月5朱	清水正親、北村主鈴、 林掃部、中村救馬	御米160石、 差出(印)抹消	八尾 13-1
文化7 12月	11貫160 目	北少路村, 昆陽口村, 中 少路村, 圓正寺村, 外城 村, 外崎村, 植松村, 曼荼 羅寺村, 伊丹町	6ヶ月	月5朱	立野大和介、木村右 京、北村主鈴、木村隼 人	差出(印)抹消	八尾 13-2
文化10 12月	11貫815 匁	北少路村, 昆陽口村, 中 少路村, 円正寺村, 外城 村, 外崎村, 野田村, 植松 村, 曼荼羅寺村, 町分	6ヶ月	月5朱	木村右京、北村主鈴、 木村隼人、仙石鞆負、 林掃部	夏納御米170 石、差出(印) 抹消	小西 V-745
天保11 12月	19貫272 匁	植松村, 町分	6ヶ月	月5朱	木村兵庫大允、安平次 右京大進、蔭山将曹、 内藤木工、立野大和介	御米164石	八尾 13-3
弘化2 12月	26貫190 目	植松村, 昆陽口村, 町分	6ヶ月	月5朱	安平次右京大進、蔭山 将曹、立野大和介、内 藤奎、木村左馬大允	差出(印)抹消	八尾 13-4

文書番号の「小西」は小西新右衛門氏文書(近世編)、「八尾」は八尾正一氏文書を指す。

詳細は不明である。文久二(一八六二)年以降の年貢徴収記録⁸⁾を見ると、毎年の「夏立」年貢すなわち六月上納分の借用年貢石高はほぼ変化がなく、従来の利息収入を目的とした年貢貸付に回帰したと考えられる。またこの時期には、年貢借用主は町村の庄屋・年寄ではなく個人となっている点特徴的である。

なお、年貢銀借用は遅くとも安永年間から個人による借用が確認でき、こちらは借用金銀高・利率・借用時期ともそれぞれ異なっている⁹⁾。借用理由についても「酒造依要用」と証文に記されている場合もあり、近衛家の年貢徴収政策とはかわりがないところでの借用であると考えられるが、年貢未進を理由としない、酒造業操業資金として年貢を借用している点には注意したい。

ついで「進藤」とある分については、「進藤家年貢」と表記がある場合があり、¹⁰⁾近衛家家中の太夫であると考えられる。他の家中の者とは別に進藤家へ給付するための年貢を確保している。

最後に「御月払十二ヶ月分」、「入江様御分」とある銀高について述べる。前者は「御月払銀」と呼ばれる近衛家の貸付銀である。伊丹郷町内の住民合計十二人に一人あたり元銀四貫目を利息月七朱(〇・七%)で貸し付けるのであるが、十二月に借用人全員に銀四貫目を貸し付け、明くる一月には借用人のうち二人、二月以降は月一人ずつ十一月まで毎月借用元利銀を返済していく仕組みになっている。

後者の「入江様御分」も「御月払銀」と同様の仕組で伊丹郷町の住民に貸し付けられる銀高である。「入江様」とあるのは、近世には撰関家の息女が入寺した尼寺で、明和元(一七六四)年に入江御所の称号が与えられた三時知恩寺のことを指すと考えられるが、詳細は不明である。「御月払銀」と異なるのは元銀高で、一人あたり銀四〇〇目の貸付とな

る。利率は「御月払銀」と同様に月七朱である。「御月払銀」と「入江様御分」はそれぞれ異なる借主となるのではなく、各元銀合計の四貫四〇〇目を一人の借主が借り受け、それぞれの借用期間も同一である。例えば、「御月払銀」の返済期限が一月であれば、「入江様御分」の返済期限も一月となる。

月払銀・入江分の上納は安永四年には確認でき、天保十二年から明治二(一八六九)年まで毎年の貸付を記録した帳簿が現存している。この帳簿から、天保十二年から明治二年まで伊丹郷町の酒造家三十五人が借銀しており、特定の酒造家が連年で借銀を続ける傾向にあることが読み取れる。近衛家が伊丹郷町において主に酒造家を対象に行なった近衛家下付金貸付(第二章で詳述)と同様に、確実に返済を見込むことのできる酒造家を選んで貸し付けを行なったと考えられる。しかし、幕末期の酒造業低迷により、借用人の選定が難しくなつたと見え、安政六(一八五九)年以降、正月・二月返済分は御金方の預りとなつている。

最後に、これら二口の貸付銀高が「年貢御仕分書」に記載され、納入すべき銀高から差し引かれていることについて説明を加えておく。以下に引用するのは安永四年の年貢徴収記録である。先にあげた「年貢御仕分書」から年代が上つた時期に作成された記録であるが、伊丹郷町の年貢徴収の基本的な手順・方法を知ることのできる史料であるため、採り上げて確認したい。

(前略)

乙未閏極月御年貢

銀入払 集扣別紙二有

十二月廿日集

一拾五貫三拾壹匁三分三リ

内

一七貫匁

先納

一四貫四百匁

加勢屋四郎三郎
御月払渡ス

〆拾壹貫四百匁

残而三貫六百廿一匁壹分三リ

有

又

閏十二月十日集

一五拾三貫五十五匁三分三リ

内

一四十八貫四百匁

御月払四貫四百匁
宛十一口渡ス

引〆 四貫六百五十五匁三分三リ

右〆

八貫貳百八十六匁

四分六リ有

(以下略)

この史料からは、御月払銀二口の元銀が御金方のもとに集められた年貢銀から支払われていることを確認できる。本来であれば、御月払銀二口は近衛家から下げ渡された元銀を借用し、利子とともに返済することになるはずであるが、実際には年貢銀の上納と近衛家からの貸付元銀の下げ渡しとが相殺されており、御月払銀の貸付と年貢収納とが密接に関連して行なわれているのである。

三 小括

本節では伊丹郷町と近衛家領である曼茶羅寺村における年貢収納の基礎的事項について明らかにしたが、ここから以下の三点を指摘したい。

一点目は、年貢率と銀納率の高さである。これは町場である伊丹郷町において特に顕著で、農業生産と商工業生産が複合的に展開する在郷町における生産性の高さ起因することを物語っている。

二点目は、年貢収納過程に金融が入り込むという特徴が見られることである。伊丹郷町においては、年貢米金等を年貢免状に記された通りに領主へ納入するという方法をとらず、領主の利子収入を主目的とした年貢延納や、年貢銀と領主貸付銀との相殺を行なうなどの納入方法がとられた。伊丹郷町に関しては、他領で一般的に見ることのできる領主から発せられる年貢免状や、年貢皆済目録に相当する文書を現在まで確認できていない。これらの文書が作成されなかったのか、あるいは単に現存していないだけなのかは不明であるが、現物の貢納物をとまわらない帳簿上で処理されるだけの年貢が存在したことに注意したい。

三点目は、一点目・二点目で指摘した特色が密接に関連していることである。高い年貢率と銀納率は、年貢収納過程に金融が入り込むことを可能にさせた。特に御月払銀の貸付は、伊丹郷町内の酒造家の存在なくしては不可能であり、伊丹郷町の産業構造に大きく規定された年貢勘定過程が成立することになった。そしてこのことを可能にする要素として、金銭事務専門の町役人である御金方の存在が大きい。天保期頃には年貢徴収・勘定を専門に取り扱う「年貢方」という役割を確認することができる。このような専門的な技能を持った町役人の存在により、伊丹郷町という人口約七〇〇〇余人規模の惣町における年貢徴収・勘定が可能になった。

次節では、年貢徴収・勘定の過程についてより具体的に検討する。

第二節 年貢徴収過程の復元―寛政元年分を事例に―

本節では、主に寛政元（一七八九）年分の年貢徴収を事例としてその過程を具体的に明らかにしていく。伊丹郷町における年貢関係文書は断片的に残されていることがほとんどであるが、寛政元年分の年貢収納関連文書に関しては、ある程度のまとまりをもって残されている。¹³ 適宜他の年代の史料も補いつつ、年貢徴収や勘定の過程を追ってみたい。

まず寛政元年十一月二十七日に、先述した「年貢御仕分書」が近衛家から惣宿老宛てに送られている。¹⁴ 十二月上旬にはこの年貢仕訳書をもとに、御金方・惣宿老が伊丹町・各村へ年貢を割り付けることになると推測される。この際に、伊丹町・村々ごとに物成高等を書き上げた物成勘定帳が作成されると考えられる。¹⁵ 伊丹町は享保期以降は二十七の個別町によって構成されるが、町庄屋から北之口町年寄へ発せられた「御免状」¹⁶（「御免定」とも書かれる）が残存しており、これら各個別町への年貢割り付けは町庄屋が担当したといえる。各町村へ年貢が割り付けられた後は、それぞれの町年寄や庄屋のもとで各町村単位の年貢割帳・年貢集帳が作成され、年貢が取りまとめられることになる。天明六（一七八六）年六月付の魚屋町の町年寄引継物品目録には、宗旨人別改帳や水帳等とともに「免割」五三冊が記されている。¹⁷

十二月十日以降に、御金方へ年貢が納入され「町分皆済」・「村方皆済」となっているが、町分については庄屋給が差し引かれている。また、年貢上納の際には伊丹村内の個別町の年貢は「町分」として一括されており、本来の伊丹村としての年貢納入単位のまとまりを看取することがで

きる。⁽¹⁸⁾ 以上で町分・村方も年貢納入が済んだわけであるが、この後町会所で各町村の年貢を勘定し、月払銀の貸し出しや証文の作成に進むと考えられる。

そして年貢徴収銀額から月払銀や必要経費等を差し引いた銀額を近衛へ上納するにあたっては、当該年は十二月十八日に町庄屋の源左衛門へ年貢為登銀を渡し、さらにこれが翌十九日に升屋勝兵衛（両替商と考えられる）に渡っている。⁽²⁰⁾

なお年代によっては惣宿老・御金方により年貢銀の立替があり、郷町の資金が年貢上納に利用されていることも考えられる。惣宿老や御金方は百姓相続のために融通を行なうことを町方から期待されていた。天保二年十一月に、町年寄の孫右衛門・善右衛門と町庄屋の七郎右衛門から御金方に宛て、近來百姓が困窮し当年に至っては「旧來百姓之内兩三人既ニ御上納ニ指詰」まり嘆かわしく、百姓相続のために「正法院高島等江御免酒御切手料貳拾貳貫七百四拾壹匁酒家中より上納被致候ニ付、何卒右御銀月三朱之御利息を以私共江拜借被為 仰付御任セ被為 成下候ハ、急度相心得免使無御座候様大切ニ差配仕、私共手元ニ而何様ニも融通ニ相廻すことを願ひ出ている。⁽²¹⁾ 正法院とは、冥加銀・運上金等が免除となり減醸命の際にもその適用から除外される特権をもった正法院株の持主であろう。⁽²²⁾ この正法院株は正法院からの借株であるため借株料を納入する必要があるが、町方が納入額分を事前に酒造家より借り入れ、百姓たちへ貸し付けた後、利子を付けて酒造家へ返納するという仕組みがあると思われる。酒造家が上納する御免酒切手料を町年寄・町庄屋へ下げ渡し、月三朱の低利率で百姓に融通することを企図していることが分かる。年貢未進という問題に際して、伊丹郷が持つ特権的酒株を利用したかたちで酒造家の資金が利用されようとしている。

七月上旬にかけては、各町村が借用していた分の年貢を町会所へ納入している。借用分の年貢納入が済むと、「八朔勘定」といって、年貢の過不足勘定や銀・銭両替値違いの調整が行なわれる。⁽²⁴⁾ 文化十（一八一三）年の「西御年貢差引」⁽²⁵⁾からは、八月二十九日に各町村へ「過上銀」の払い戻しを行なっていることが分かる。年が明けた二月七日には、年貢差引余り銀二二九匁八分九厘を町庄屋（二〇匁）・町年寄（二〇匁）・惣宿老三人（六三匁三分ずつ）で配分し、寛政元年分の年貢勘定が終了している。

年貢勘定のプロセスは以上のようである。伊丹郷町における年貢勘定に際しては、惣町から各村・個別町へ重層的に年貢が割り付けられ勘定がなされていた。各個別町における年貢割付では町自治が機能していたといえる。第一節で述べた年貢延納があるために年貢勘定は長期に及び、すべての勘定終了までに一年以上を要する点が特徴的である。

【表一-4】文久2年12月の北ノ口町年貢集負担状況

	高(石)	御取(石)	米納(石)	代(匁)	又(匁)	御趣法御引方(匁)	〆(匁)	備考
丹波屋泰蔵	1.7939	1.5471		247.15	1.02		248.29	
日野屋たか	7.002	6.1053	2	651.2	3.2	68.6	592.02	
吉田三柳	0.786	0.68155		109.85	0.55	3.91	106.4	
米屋三右衛門	0.0511	0.0441		7.6	0.04		7.1	「支配人」とあり
青物屋弥兵衛	0.6263	0.542		86.43	0.44	5.7	81.17	
丸屋茂兵衛	0.054	0.0466		7.46	0.04		7.5	
播磨屋源兵衛	0.075	0.0647		10.36	0.05	0.77	9	
竹中屋八重	0.3865	0.3265		52.65	0.27		52.92	
豊嶋屋利兵衛	0.15	0.1294		20.65	0.1		20.75	
桑津屋惣十郎	0.1605	0.1385		22.16	0.11		22.27	
萬屋武兵衛	1.76	1.5155		240.9	1.2	16.72	224.2	

伊丹北ノ口町文書 I-6-7「文久二年戊十二月御年貢集帳 北之口町」より作成。

年貢負担者については、各町村の詳細は多くは不明であるが、北之口町・泉町で免割帳が残っている。まず北之口町に関しては、文久二（一八六二）年には一人が年貢を負担している【表一・4】。基本的には銀納であるが、日野屋たかに関しては田地を所有しており、米二石分が代銀納となっている。同年の支配割に関しても、日野屋たかには田役が掛けられていることが確認できる。なお、同町内に居住するのは年貢負担者のうち五人で、同年の町内世帯数が三三世帯である。泉町に関しては、天保十四年で十八人が年貢負担者であるが、史料的制約から町内外住人による土地所持との関係性は不明である。

次節では、年貢納入と同じく住民負担である町会所入用および各町村入用に関して見ていきたい。

第三節 町会所入用と支配割

惣宿老以下町役人らが伊丹郷町全体の町政事務を行なう町会所では、井組や井普請にかかわる入用、普請人足賃銀、利息銀収集入用、火消役料等の勘定が行なわれた。また、町会所は酒造家の会合の場としても使用されている。会所屋敷は無年貢地で、「酒家中之持」となっており、「古来より諸普請酒家中より相勤」めてきたことが知られる。以下では、町会所による支配割の割付を、北之口町の事例に則して検討する。伊丹郷町における「支配」は、郷町全体に割り付けられる町会所入用と、各個別町内での入用とから成り立っている。

北之口町への支配割の発給は、文書の裏書の押印が「会所」となっていることから、町会所によって行なわれていると考えられる。【表一・5】は、北之口町の「支配割帳控」である。会所役・会所給・町入用・年寄

給が計上され、間役・高役・田役によって割り付けがなされていることが分かる。鹿島屋利兵衛宛での年貢・支配勘定書では、間役による支配割付は町のみとなっている。会所入用割のために各町における間割がなされており、これをもとに各町へ支配割がなされたと考えられる。

屋敷地・田畑が入り交じる在郷町では、複数の入用負担方法を組み合わせることで町会所入用・町入用負担の公平さを確保しようとしたと考えられる。ただし、「間役」による負担方法を採用しているのは「町」のみで、郷町内の村においては、たとえ町とほとんど変わらない都市的景観を持つても、「村」としての入用割方法が維持されたと言える。

町入用に関しては、鹿嶋屋利兵衛が負担した境町の町入用を記録した帳面である「堺

【表一・5】文久2年12月北ノ口町の支配割状況

	間役		高役		田役		メ	田役戻り	与内引	先掛り	引メ
	(間)	(匁)	(石)	(匁)	(石)	(匁)					
丹波屋泰蔵	33	58.15	1.7939	14.45			72.6		1.52	15	56.08
日野屋たか			7.002	57.13		5	62.13	3.77	6.5	15	36.86
吉田三柳	7.5	13.22	0.792	6.39			19.39		0.67		18.94
津国屋庄兵衛	7.5	13.62	0.0511	0.41			14.4		0.04		13.59
青物屋弥兵衛	5.5	9.64	0.6263	5.06			14.75		—		14.22
丸屋茂兵衛	4.5	7.93	0.054	0.44			8.37		0.04		8.33
桑津屋惣十郎	10.5	18.51	0.165	1.3			19.81		0.13		19.68
豊嶋屋利兵衛	15	26.43	0.15	1.27			27.7		0.12		27.58
桑津屋源三郎	6.5	11.46									11.46
はりまや源兵衛			0.075	6.1					0.06		0.55
萬屋武兵衛			1.76	14.2		5.09	19.29	3.09	1.49		14.71
茜屋作兵衛	6	10.58									10.58
竹中屋八重	19.5	34.36	0.3819	3.8			37.44		0.32		37.12

北之口町文書 I-5-3「文久二年戊十二月支配割帳控」より作成。

町諸掛り渡帳」⁽³²⁾より、嘉永七（一八五四）年一月から安政二（一八五五）年一二月にかけてその内容を知ることができる。これによると、夜番賃・神事入用・人足賃・支配割など、総額錢一三貫六八二文を負担していることが分かり、個別町を運営する基本的な入用な割りかけられていることが分かる。しかし、各町人への割り付け方法についてはこの帳面からは明らかにできなかった。

おわりに

近世伊丹郷町における年貢収取は、高い年貢率・銀納率であること要因の一つとして、年貢収納・勘定過程に金融が入り込むという点を特徴とした。このような特徴は、生産力が高く貨幣経済が進展した在郷町に年貢を賦課することにより生じたものといえる。従来、都市における年貢・地子に関しては、主要な城下町においては地子免になることで、具体的な勘定過程は明らかにされてこなかった。しかし、伊丹郷町においては、城下町で見られる、地子免とするが他の町役を賦課するというあり方や、都市優遇策として地子免とし負担を軽減するのとは異なる役割担のあり方を看取することができる。

会所入用や町入用の徴収に関しても、町と村とは異なる支配割の方法をとることは、在郷町ゆえの特徴として理解できる。すなわち、村方でも実態として町場を形成していても、「間役」による徴収は個別町のみで行なわれており、「町」と「村」との区分の違いが共同体維持のための入用割の方法に差異を生じせしめたと言える。

年貢や会所入用・町村入用は家持が負担すると考えられるが、「御月払銀」の貸付は酒造家を対象に行なわれており、酒造業を中心に発

展した在郷町という特質が反映された負担になっている。「御月払銀」という、貢租負担とは異なるが年貢と同様に近衛家財政に構造的に組み込まれている収奪は、酒造家への吸着により可能となった
なお、年貢納入・勘定過程の分析において重要な視角となる伊丹郷町における住民構造は、史的制約もあり十分明らかにできなかった。この点は今後の課題としたい。

【注】

（1）中部よし子『近世都市の成立と構造』、新生社、一九六七年。松本四郎『日本近世都市論』、東京大学出版会、一九八三年。小林茂「畿内の在郷町―摂津豊嶋郡岡町の場合―」（豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座日本の封建都市』第三巻、文一総合出版、一九八一年。田中喜男『近世在郷町の研究』、名著出版、一九九〇年、等。

（2）原田伴彦「近世都市と租税」（『経済学雑誌』第五六巻第四・五号、一九六七年）。同「近世都市の地子と夫役」（『経済学雑誌』第五八巻第一・二号、一九六八年）。渡辺信夫「近世都市の基本問題―地子免除と町検地―」（渡辺信夫編『近世日本の都市と交通』、河出書房新社、一九九二年）。

三浦俊明『譜代藩城下町姫路の研究』、清文堂、一九九七年、等。前掲「田中一九九〇」においては、町方に組み入れられ地子が付された在郷町における地子銀徴収について明らかにしている。

（3）中部よし子「封建都市酒造業の展開―摂津国川辺郡伊丹郷を中心として―」（大阪歴史学会編『封建社会の村と町』、吉川弘文館、一九五七年）では、寛文元（一六六一年）に伊丹郷町が近衛家領になった当初、近衛家は石代銀納も認めずに増額した取箇を現米で京都へ廻送しようとしたと述べ

ている。酒井一「大塩の乱と在郷町伊丹」『地域研究いたみ』第三号、一九七五年)では、天保七年の伊丹郷町の年貢収納状況が紹介されている。

(4) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四八。同 V・四八・一。

(5) 伊丹市図書館文書五・二二。

(6) 寛政元(一七八九)年の「己酉御年貢御仕分書」(小西新右衛門氏文書(近世編) V・六八七・二)。

(7) 安永四(一七七五)年の「御物成勘定著」(小西新右衛門氏文書(近世編) V・六七二)では、植松村の代銀納分一二貫三二九匁八分七厘の内二貫四〇〇目が「証文」として記載され、借用に関する「覚」(状)の挟み込みがある。円正寺村・野田村・北少路村等の他村でも代銀納分の内訳に「証文」の記載がある。寛政元年の「御物成勘定帳」(小西新右衛門氏文書(近世編) V・六七三)、天保七年の「御物成勘定帳」(伊丹市図書館文書一五・二)、天保十一年の「御物成勘定帳」(伊丹市図書館文書二五・二)においても同様に「証文」の記載がある。

(8) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・六九七「自文久二壬戌九月 御年貢記録」。「惣宿老支配御年貢方」の作成による文久二(一八六二)年から慶応三(一八六七)年にかけての年貢納入記録である。文久二年に関しては、同年十二月に二貫五〇目が村々へ、一〇貫七五〇目が町方へ貸し付けられているほかに、二三貫を石橋屋新太郎へ、一五貫を加勢屋与右衛門へ、五貫を炭屋勇五郎へ貸し付け、翌年四月から七月朔日にかけて返済されていることが分かる。

(9) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四五五「御金方御用留 安永七戊戌」。
(10) 近衛家代官かた惣宿老宛て書状(十二月十五日付、文政期頃カ)で、「御年貢御手尻銀、并御配当銀御利息銀并、御冥加銀・進藤家年貢銀等」の為替手形を落手したとある(小西新右衛門氏文書(近世編) I・一九二二)。

(11) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四六七「従天保十二年辛丑十二月御月払銀帳」。作成は「御金方」。

(12) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・六七七「御年貢銀納之通」。

(13) 寛政元年分の年貢收取関連文書に関しては、小西新右衛門氏文書(近世編) V・六八七・一〜六八七・二が「寛政元年酉極月 御年貢集勘定書物」とウハ書のある袋(V・六八七)に一括されている(「御年貢御仕分書」、「戊八朔御年貢勘定覚」、「酉暮御年貢集書付」等)。

(14) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・六八七・三「己酉御年貢御仕分書」。

(15) 各年の「御物成勘定帳」(注6参照)は十二月の作成となっている。

(16) 伊丹北ノ口町文書II・一・一〜一・八。

(17) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・三二七・一「覚」。

(18) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・六八七・四「覚」(端裏書「酉暮御年貢集書付」)。

(19) 注16 同史料に「十二月十八日 一、拾四貫三百匁 御年貢為登高封代等とも源左衛門(町庄屋―翻刻者注)へ渡す、一、十四匁三分 右為替打銀右同人へ渡す」とある。

(20) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・六八七・一「御年貢方両替通」。

(21) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・六九一・二「文化拾西御年貢差引」に、「同(戊八月―翻刻者注)廿九日 入一、九貫弍百九拾目五分 七月納之節九ヶ村残り願銀々高、新右衛門(惣宿老・小西―翻刻者注)取替二相成り付替此所へ入記ス」とある。

(22) 近衛文書(陽明文庫蔵) 財政六四七〇「乍恐書附を以御願奉申上候」。

(23) 『伊丹市史』第二巻、二八五頁。

(24) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・六八七・二「戊八朔御年貢勘定」。

(25) 注19 参照。

- (26) 小西新右衛門氏文書（近世編） V・六八七・九 「覚」。
- (27) 伊丹北ノ口町文書 I・三二一～三二六、伊丹泉町文書二。
- (28) 伊丹市図書館文書五〇・三「覚」（「会所久兵衛」より「御年貢方様」宛）。
- (29) 『伊丹酒造家史料』（下） 史料番号四八〇「御用雑記」。
- (30) 個別町村の支配割の詳細が判明するのは北之口町のみである。
- (31) 岡田利兵衛氏文書 II・二・四（伊丹市立博物館寄託）。
- (32) 岡田利兵衛氏文書 II・三・三四。

第二章 近世後期伊丹郷町御金方による金融活動

はじめに

本章の目的は、近世後期の伊丹郷町において、町政組織の役職の一つである「御金方」を中心として行なわれた町による金融活動の実態を、主に近衛家による領下への貸付（以後「近衛家下付金貸付」と称する）に焦点をあて明らかにすることである。^①

近世において幕府・藩に加え寺社・門跡方までも含めた領主権力による貸付金については、幕府公金貸付や寺社名目金貸付の研究が多く蓄積されている。幕府公金貸付に関しては、寛政期において幕府は村落の富裕百姓へ貸し付けて得た利息を農村救済資金としたが、文化期以降は公金借入による幕領村落の疲弊により貸付対象が「私領」へ限定する方針をもったこと^②、近世中期の幕府公金貸付は都市商人・大名・旗本を貸付対象としたが、後期には幕領農村への救済的貸付が展開することが明らかにされている。また、日田商人千原家による日田金・幕府公金貸付に関する研究もなされている。^④

寺社名目金貸付の研究としては三浦俊明氏が、「寺社名目金という高利貸付資本の浸透が幕藩制社会の解体とどのように関わっているのか」具体的に明らかにするという関心のもと、都市を拠点として拡大していた寺社名目金は、三都において中・小商人への商業金融として機能したが、名目金貸付の高利貸資本的性格により、都市において新たな矛盾を生み出していくことを明らかにしている。^⑤三浦氏の研究は、寺社名目金貸付主体よりも、それを借用する側の分析から貸付金の性格について

論じた点で重要である。

以上の研究は、幕藩領主層による自領・他領における金融活動について明らかにしたものであるが、文化期以降は幕府公金貸付が幕領以外、すなわち私領を中心に貸し付けるといふ政策転換を行なうこともあり、近世後期以降に領主が自領下へ投下する貸付資本の性格や、貸付が領民へ与えた影響については議論の余地が残されている。また、名目金貸付の研究については、近世において撰家・親王方、門跡方、堂上方、寺社方、御三家などが何らかの名目を冠した資金を貸し付けたものであるが、分析対象のほとんどは寺社・御三家名目金である。撰家を始めとする寺社・御三家以外の名目金や名目金に限らない貸付金の事例についても、貸手・借手双方の面から明らかにしていく必要がある。

個別領主による自領への貸付については従来詳細な分析が乏しかったが、近年は東野将伸氏が一橋家の財政運営の中で、幕末期には地方への貸付政策・殖産政策が重要な位置を占めていくことを明らかにしており、慶応期における備中一橋領での貸付金の全体像について述べている。^⑥しかし、主眼は一橋家財政運営の解明であり、地域における借り手側の動向に関しては詳細に述べられていない。また酒井一輔氏は、幕末期の旗本財政と地域社会との関係性について検討し、旗本津田氏の勝手賄いを担った在郷町佐原村（下総国香取郡）の商人らが、財政運営の過程で蓄積された余剰資金を地域の財産として運用していたことを解明した。^⑦領主財産であるとともに地域の財産ともなる資金を持つ領主財政構造を明らかにした点は重要であるが、東野氏同様に領主財政の研究であるため、地域における資金運用の実態について踏み込んだ分析はなされず、

また資産運用の場が在郷町を中心とすることに留意はなされるものの、その意味や特質について深めることまではなされていない。

地域産業と領主財政との関係を解明した研究として、伊藤昭弘氏は、萩藩から三田尻塩業者への貸付により、藩と地域産業との間で資金が循環し双方が利益を享受できる「互惠」関係が形成されており、産業と藩財政の関係をみる上で一つのモデルとなると述べている。⁸⁾ただし、これは藩からの貸付金による地域産業の助成に「成功」した事例である。天保期以降、三田尻塩業を含めた萩藩領内地域経済は状況を呈したと伊藤氏は述べるが、近世後期の各地域における個別の経済状況がさまざまな社会変動の影響を受けることを考慮すれば、各地域における領主財政と地域産業との金融関係を捉えその特質を解明する必要がある。⁹⁾

以上の研究をふまえ、本章では以下の二点を課題とする。第一に、伊丹郷町において町による金融活動を担った町役人の職務と、町運営上で金融活動がもった機能を明らかにすることである。伊丹郷町では商工業が発達し、特に基幹産業である酒造業は一時に多額の資金投下を必要とする。近世後期の社会変動の中で、基幹産業の維持に欠くことのできない金融活動の実態から、町運営の特質を明らかにすることが必要である。加えて、伊丹郷町では町政組織ぐるみで金融活動が行なわれているが、このような事例は伊丹以外の在郷町で従来確認されておらず、事例研究として重要な意味を持つ。第二に、公家領主による領下への貸付の実態およびその特質を明らかにすることである。伊丹郷町においては、近衛家による領主資金の貸付が大規模に展開したが、詳細な分析はいまだ行なわれていない。加えて、近世公家の家領経営や名目金貸付に関する具体的な実態はほとんど明らかになっていない。在郷町を所領とする領主の町運営への規定性を明らかにする必要がある。

第一節 御金方の金融・職務内容の時代的特徴

まず、御金方による金融活動および職務内容の時代的特徴を確認しておきたい。御金方の金融活動の画期として以下の三期があげられる。Ⅰ期Ⅱ享保一二（一七二七）年。Ⅱ期Ⅲ文化期（一八〇四年）。Ⅲ期Ⅳ文政元（一八一八）年。天保三（一八三二）年である。まずⅠ期について、御金方の存在が史料上確認できるのが享保一二年である。¹⁰⁾以後御金方は年貢勘定や近衛家司への貸付・家司からの借入、近衛家への御用金の取集め・上納・運用を行なっている。なお、御金方はこれらの職務を以後の時期においても継続して行なっている。Ⅱ期は、御金方が中心となって近衛家下付金を伊丹郷町内の町人・百姓へ貸し付けることが大規模に行なわれ始める時期である。この貸付は以後維新时期まで継続して行なわれることになる。Ⅲ期では、御金方を含めた町政組織により大名貸が行なわれている。貸付自体は天保三年で終了するが、返済は幕末期まで行なわれた。これらのことから、御金方の最も基本的な職務はⅠの機能で、後にⅡ・Ⅲの機能を果たすようになっていったといえる。以下でⅠ期から見られる御金方の基本的な職務を具体的に述べる。

まず年貢勘定であるが、この点については第一章で詳述したため概要にとどめる。年貢勘定に際し特徴的なことは、年貢納入時における町村への年貢銀貸付である。また、「御月払銀」と称される支払銀の元銀が、御金方のもとに集められた年貢銀から支払われていることが分かる。「御月払銀」とは、毎年十二月に四貫四〇〇目が近衛家より郷町内の酒造家に貸し付けられ、翌一月から十一月まで毎月一人ずつ月七朱の利率で元利返済を行なうことを指す。¹¹⁾伊丹郷町においては、以上のように年貢収

納の過程に金融が入り込むという特徴を持ったため、御金方のような金銀の取り扱いに長けた町役人が必要であった。

次に、近衛家への御用金上納と家司との金銀貸借がある。近衛家の御用金上納・運用は享保期頃から確認することができる。例えば、近衛家中藤林兵庫より小西新右衛門・北河原助三郎（惣宿老）・次郎左衛門（庄屋）宛の書状には、「姫君様御入用拵銀未登り不申候、当用御納戸方ニ茂無之二付、御月払七日・八日ニ源兵衛上京之節金子百両当分御納戸方借用被申度間、取集御用達可被申候」とあり、金子一〇〇両の調達を近衛家が惣宿老へ命じていることが分かる。また、近衛家中藤林兵庫・岡村帯刀・立野主馬よりの利息銀用捨に関する「覚」⁽¹⁴⁾に、「御用之金銀酒家供支配仕利分上納候故御勝手ニ成珍重候」とある。酒造家が御用金銀を運用して近衛家へ利息を上納しており、このことは近衛家にとって勝手がよく重用されていることが分かる。伊丹郷町の住民は近衛家⁽¹⁵⁾への御用金を幕末期まで断続的に上納しており、これらは「御用金銀帳」に記載されている。御用金の出金者は主に酒造家であり、小西・八尾・坂上・上島などの有力な酒造家による出金に加え、他の酒造家の酒造高に応じた駄数割による出金があった。

近衛家家中との貸借については、安永寛政期の安平次から御金方への預け金や、「御用金銀帳」に見られる家司への銀金貸付（「進藤様」、「斎藤様」、「今大路様」、「藤林主水様」等）が確認できる。これらの金融の他、御用達の近衛家御用金拝借の取次、南都神主・岩倉家への出金が行なわれている。

以上のような職務から、年貢米金の町村からの徴収・勘定や御用金の徴収・運用など、御金方は基本的には近衛家の財政にかかわる伊丹郷町内の金銭関係事務を担当していたといえる。また、御金方という金銭関

係事務を専門に取り扱う町役人の存在は、近衛家が伊丹郷町において、金銭的な収奪を近世中期から重視していることの現れである。加えて、この背景には近衛家の収奪が可能であった伊丹郷町の経済的発展があることを指摘できる。

第二節 御金方による大名貸

文化期（一八〇四〜一八一七年）から天保三（一八三二）年まで、伊丹郷町においては麻田藩、薩摩藩、弘前藩への大名貸が町政組織ぐるみで行われた。【表二一】はこれら的大名貸の一覧である。出金方法は酒家中の駄数割による出金为主であるが、近衛家による出金もみられる。貸付金額は三〇〇両程度であり、利率は月五朱〜月八朱で比較的低位から標準的といえる。次いで大名貸の返済に関しては、三藩とも米でなされる場合があった。大名貸の貸付資金出金者は郷町内の酒造家であるため、返済米を酒造米として利用でき、貸付側にとって有益となるという側面がある。しかしながら、麻田藩による返済の延引や、弘前藩との無利息五〇年賦償還の約定など、返済が順調になされるわけではなかった。

伊丹郷町町政組織による大名貸の特徴として、薩摩藩・弘前藩への貸付は、近衛家からの出金依頼に対応する形で行われており、伊丹郷町側が積極的に貸付先を獲得したわけではないことがあげられる。まず薩摩藩について、文政元（一八一八）年十一月に近衛家代官から惣宿老・酒家年行事へ宛てられた「覚」⁽¹⁶⁾では、「今度薩州御隠居栄翁殿御頼二付、無御抛処筋合も有之候得ハ金五千両御用被 仰付候（中略）、式千両別段從 御殿御調達可有之間、相残三千金酒家中江上納被 仰付候」とあ

【表二-1】御金方による大名貸一覧

借方	年代	出金高	利息	貸方	条件・備考
麻田藩青木氏	文政1年11月	200両		近衛家御賄金	
麻田藩青木氏	文政1年11月	300両 1700両 12貫484匁 金3000両	月1歩	近衛家御賄金 小西新右衛門以下20人余り	御臨時入用
薩摩藩	文政2年3月より	内2000両	月5歩	酒家駄数割出金	御証文一通、「御用金銀帳」
		700両		筒井新右衛門出金	
		300両		津国屋勘三郎出金	
麻田藩青木氏	文政2年9月	300両	月1歩	近衛家御賄金	3ヶ年賦
	文政2年10月	69両		近衛家御賄金	11月取納米売払代銀にて返済
	文政2年11月	200両		近衛家御賄金	
	文政3年11月	200両		近衛家御賄金	江戸下し金
	文政3年12月	5貫		近衛家御賄金	麻田藩陣屋入用銀
	文政4年1月	2200両		近衛家御賄金	江戸下し金
薩摩藩	文政10年3月より	金3000両	月6歩		御借入高6000両之内、御証文一通、「御用金銀帳」
		内2000両		酒家中駄数割出金	
		700両		筒井新右衛門より調達	
		300両		其外惣宿老・酒家年行事より割合出金	
薩摩藩	文政10年5月より	金1000両	月6歩	高6000両之内、上嶋八郎兵衛出金	「御用金銀帳」
弘前藩	文政11年9月	金3000両	月8歩	八尾与作・山本庄兵衛・大塚四郎三郎・大塚与右衛門・柄谷庄右衛門・阪上市右衛門・坂上京・丸屋清三郎・森本屋藤兵衛・樽屋吉右衛門・加勢屋七兵衛・総屋喜兵衛・大和田屋善兵衛・樽屋利兵衛・松屋忠蔵・鹿島屋清右衛門山田屋五郎助	御証文1通、「御用金銀帳」
				右20軒へ2500両、1人割125両ずつ、残銀500両	
弘前藩	天保3年8月	5000両	月8歩	伊丹表江御頼入御座候ニ付、格別之働を以近衛殿兼而御拜借被致候内本文之通出金	毎年500両宛の代米で返済

八木哲浩「伊丹酒造家の大名貸」(『伊丹酒造家史料』(下)、伊丹市、1992年)表2より作成。

「御用金銀帳」(『伊丹酒造家史料』(下)史料番号520)に記載のある貸付は条件・備考欄に「御用金銀帳」と記した。

り、実際に翌文政二年三月に、伊丹酒家中から月五朱の利息で三〇〇両の出金を行なっている。弘前藩の場合、文政十一年九月、近衛家代官から惣宿老・御金方へ宛てられた「覚」⁽²⁰⁾には、「右は此度弘前より御頼ニ付、令借用候処相違無之」とあり、金三〇〇〇両を月八朱の利息で伊丹郷町から出金している。

弘前藩・薩摩藩と近衛家とは姻戚関係を持っており、両藩は姻戚関係を利用して近衛家から貸付を受けようとしたと考えられる。大名から公家への合力金提供については従来明らかにされているが、ここでは公家から大名への金銀貸付が行なわれていることが確認できる。また、大名貸に広く見られる月賄金の出金はなく、弘前藩・薩摩藩に対しては臨時的な貸付のみであった。藩を相手にした貸付ではあるが、弘前藩・薩摩藩への出金は近衛家へ出金した御用金を書き留めた「御用金銀帳」に記載されている。近衛家と姻戚関係にある大名への貸付であり、近衛家からの依頼を介しての出金であるため、通常の名大貸とは異なり近衛家への御用金的性格が強い貸付であったといえる。

麻田藩に関しては、文化一二(一八一五)年からの麻田藩財政再建にともない、藩の賄銀仕送り銀主を伊丹郷町御金方としたことが明らかにされている。⁽²¹⁾文化一二年以前にも伊丹郷町の酒造家が麻田藩へ貸付を行なっていたが、返済滞りになったことで酒造経営自体が破綻するということがあった。⁽²²⁾そのため、藩からの元利回収をより確実に行なうことを企図したのであろうか、出金は郷町内の酒造家を中心にしてなされたものの、近衛家代官から麻田藩へ宛てた書状には「此御殿御賄金銀御家領伊丹郷中へ被貸附置候内、先年より其御屋鋪へ月々御賄金并臨時御入用ニ付御借用被成」とある。伊丹郷町へ貸し付けている分の近衛家の「御賄金銀」から麻田藩への貸付金を出金するという形式となっているので

ある。また、文政二年十一月作成の麻田藩への出金帳には、文政元年十一月二九日付で「御殿」すなわち近衛家当主からの三〇〇両の出金が記録されており、近衛家も麻田藩への大名貸に加入していることが分かる。

弘前藩に対しても麻田藩同様の方法をとった。天保三年八月に弘前藩が借用した五〇〇両の約定証文では、「此度伊丹表江御頼入御座候二付、格別之御働を以近衛殿兼而御拝借被致候内本文之通出金被成候処相違無御座候」とある。天保十三年に弘前藩から近衛家に宛てられた拝借金返済に関する添証文では、「文政十一子年 御殿御借金之内三千兩拝借」といわれている。文政・天保両度の貸付ともに伊丹郷町住民が近衛家から拝借した資金を、さらに弘前藩が借用するという形式をとったことが分かる。なお、天保三年の貸付は先述の「御用金銀帳」に記入がなく、弘前藩からの約定証文が惣宿老に宛てられている。

以上のような出金方法により、大名貸に際しての藩側との交渉には伊丹郷町の町役人に加え近衛家が参画することになる。麻田藩の場合は文政元年に御金方・町庄屋・町年寄等に藩役人から借用証文が宛てられることで貸付が開始されたが、文政二年十月には、麻田藩へ出金を行なった酒造家から近衛家代官へ、「青木甲斐守様御出金御返済方相滞可申処、御下向被為成下御威光を以御掛合被為 成下候二付、置居金利足御月賄元利御勘定出来候様御掛合被為 成下、一統難有仕合奉存候」と請書が差し出されており、返済滞りとなると近衛家代官による藩役人への掛合となったことが分かる。以後も麻田藩の返済滞りが発生すると、近衛家から麻田藩役人へ貸付金の出金御断りの交渉を行なうなどしている。弘前藩の場合は近衛家司と藩役人との交渉により貸付が開始され、返済滞りとなると出金元である伊丹郷町の惣宿老へ弘前藩役人が掛合を行なった上で、仕法の変更となった。基本的には近衛家と弘前藩との交渉で

あったと考えられる。薩摩藩の場合は詳細不明であるが、近衛家司と藩役人との交渉によると考えられる。

御金方を介した大名貸は、形式的には領主である近衛家の資金を借用することになった。つまり、御金方による大名貸は領主対領主の関係となる。このことにより、御金方による大名貸は借用の手続きや交渉方法が一般の両替商等による大名貸とは異なり、幕府公金貸付や名目金貸付と同様の性格を持ったと考えられる。特に麻田藩の場合は名目金貸付とほぼ同質といえる。領主資金の利用による貸付は、伊丹酒造家の債権確保につながったと評価できる。

御金方による大名貸は、弘前藩・薩摩藩への貸付は近衛家からの出金依頼により行なわれ、伊丹郷町においては近衛家に対する出金すなわち御用金扱いとされた。領主間の金銀貸借に、領民が御用金出金というかたちで巻き込まれていく側面を看取することができる。さらに弘前藩・麻田藩の場合は返済滞りというリスクを背負った。これらのことから、御金方を含む伊丹郷町政組織は積極的に大名貸を行なったわけではなかったと言える。麻田藩の場合は、滞りがちな返済を見込んで酒造家全体での出金とすることで貸し倒れのリスクを分散させた。また、近衛家の名目を利用するだけでなく実際に近衛家も貸付に加入することで、その後の交渉を有利に進めようとしたと考えられる。近衛家にとっても、大名貸の返済滞りは伊丹酒造家から自家への御用金出金の差し支えとなるため、確実な返済を見込むことができない貸付には消極的にならざるを得なかった。近衛家財政と伊丹郷町運営に悪影響を及ぼす可能性のある貸付に対しては、近衛家・御金方とも領主―領民関係を利用したリスク回避策をとっていたといえよう。

第三節 近衛家下付金貸付の性格

一 伊丹郷町における近衛家下付金貸付の展開

伊丹郷町においては、文化末期から維新期に至るまで、近衛家下付金の貸付が大規模に展開された。近衛家下付金の貸付は、貸付基金ごとに「入心印」、「積印」、「惣印」など、「〇〇印」という名称を付して貸付が行われ、多数の貸付口＝口座が存在した。例えば「甲戌印」の場合は、元金九貫目を月五朱の利息で酒造家に貸し付けて利殖をはかり、伊丹郷町住民の裁判費用とすべく文化十一（一八一四）年十二月に設けられた基金であり、「冠印」は近衛家御納戸の印として、近衛家「若君様御元服御用」にあてられた六〇〇両の金子をもとにしている。ただし、基金の資金源・由来が判明するものはわずかである。また、「安平次大学様」、「木村隼人様」、「蔭山将曹様」など、近衛家代官の名前をはじめとする人名も多数帳簿上に見ることが出来る。近衛家代官らの利息受取帳が近衛家の陽明文庫に残されており、利息金は代官本人の収入となつたと考えられる。

これらの口座は、文化一四年六月には九三口であったが、弘化三（一八四六）年六月には二三二口にまで増加している。近衛家下付金の中には、近衛家の自己資金に限らず寺院や関係する人物等外部資金もみられるのであるが、これら口座に関しては、伊丹における貸付だけではなく、近衛家内での諸経費（「常用」・「非常」）や近衛家家司への貸付なども見え、近衛家の資金として運用されていることが分かる。³⁴

伊丹郷町内での近衛家下付金貸付に際しては、御金方が貸付帳簿を作成した。小西新右衛門氏文書（近世編）には文化十三年六月から明治四（一八七二）年六月まで毎年一月と六月に作成された貸付帳簿が合計で

一六七冊残されている。³⁵ この内訳は、「利息集帳」が六八冊、「利息差出帳」が二一冊、「利息建帳」が三八冊、「御趣法銀利息集帳」が四〇冊である。「利息集帳」は、借用人ごとに借入金銀高・利息金銀高および借入期間が記されている。御金方が伊丹郷町において利息金銀を集める際に作成された帳簿である。「利息差出帳」と「利息建帳」の記載内容はほぼ同様で、貸付口座別の元銀金高・利息金銀高と利率および貸付期間が記される。近衛家へ差し出す帳簿の御金方における控帳であろう。「御趣法銀利息集帳」の記載内容は「御利息集帳」とほぼ同様であるが、「御趣法銀」と呼ばれる低利率（多くが月四朱あるいは月五朱）の貸付口のみを取り扱った貸付帳簿である。以上が定期的に御金方によって作成される貸付帳簿であり、各帳簿の性格と記載内容から、近衛家へ報告すべき内容は利息金額が重視されたことが分かる。この他に不定期に作成される御用金銀帳簿や郷町住民への貸付帳簿等が存在する。

文政年間に作成が開始された「金銀拝借帳」は、各個人がどの貸付口座からどれだけ借用しているのかが分かる帳簿である。ここから、拝借人は六九軒（町村も含む）で、紙屋（八尾）八左衛門、小西新右衛門、鹿島屋清右衛門、樽屋利兵衛をはじめとする酒造家が多数であったことが分かる。金にして一〇〇〇両前後の額（返済分含む）を借用する拝借人も一〇軒ほど存在するが、この時期には返済が滞っている様子はみられない。また、貸付口座は一六五口あり、それぞれの拝借人は一人から五六人と幅広くなっている。口座ごとの貸付金銀高も、一〇〇〇両以上ものから一〇両にみえないものまで存在（返済分含む）していた。富裕な酒造家への貸付が行なわれているという点からは、高額の拝借金となっても返済能力のある者たちに下付金を貸し付け、彼らから半額ごとに利息金を回収するシステムが運用されていたといえる。代官等に

よる個人名義の貸付口座が存在し、利息の受取帳が残されていることから、伊丹郷町が近衛家家中の投資先として機能していたと評価できる。特に文政年間においては、近衛家代官は下付金借用人による他借を制限しようとしている。このことが分かる近衛家代官より御金方宛の書状を以下に掲げる。

両度之飛札着致披見候、兎角春寒難去候処弥御堅固之段珍重不斜存候

御領下御静謐之旨致恐悦候

一 先便御月払銀式口被差登慥ニ相納申候、仍而証文式通差戻候間可被致入掌候

一 橋町金屋四郎右衛門方拝借金銀致返納度旨願書一通差登致一覽候、右願意一通りハ相分り候得共、他所ニ而借受候へ者利易ニ付右家屋鋪他家江差入度と申儀不穩様ニ候哉、余り我勝手ケ間敷相聞候、乍併実々難渋相続出来兼候程之屋柄ニ候は、無是非儀ニ候得共、只々利易之銀ニ打替度と申様ニ相聞候而ハ如何ニ存候、先願書差返候間今一応取調られ可被申登候

(中略)

先者右之条報復旁如是候、以上

(文政十一年乙)
二月十六日

(近衛家代官)

安平次要人

木村兵庫允

御金方

筒井四郎右衛門殿

筒井新右衛門殿

伊丹郷町内の橋町に住む金屋四郎右衛門より近衛家からの拝借金銀を

返納したいという願書が近衛家へ提出されたが、他所で金銀を借り入れればより低利であるため、引当として家屋敷を他家へ差し入れたいとの願書は勝手がましいことであり、ただ単に利安のために借り入れ先を変更することは望ましくなく、まずは金屋四郎右衛門の願書を御金方へ返却する、という内容である。近衛家下付金貸付に関しては、借入金返済の際に近衛家からの返済許可が必要であり、利率の低い他所からの借り入れは、難渋して相続もできかねるような状況にないと許されなかったことが分かる。近衛家は他所からの借り入れに対し一定の譲歩は見せるものの、伊丹郷町からの利息収入を継続・確保するために元銀返済を制限していたといえる。下付金貸付による毎年二度の利息収入が近衛家の財政に構造的に組みこまれているためだろう。また、伊丹郷町の酒造家が低利での借用が可能となる金主を選択しようとしていたことにも注意したい。

このような近衛家下付金貸付にかかわる御金方の職務は、伊丹郷町内における資金の管理、貸付の統括および実務であった。具体的には、半年ごとに借用人名前・貸付金額等を記入した帳簿を作成し、近衛家へ提出すること、貸付先が決定した場合に証文を取り揃えて近衛家代官へ提出すること、近衛家と貸付先との証文・願書の取次を務めることである。また、集金や貸付金の分配、貸し付け人の取り調べなどの実務は、酒家年行事、町庄屋、町年寄によっても行われている。

特に町庄屋の伴善右衛門は、近衛家から貸付に関して指示を受け、御金方と連絡を取り合うなどしており、「天保十四年六月御利息集帳」には「町庄屋支配」の口座(積印)の記載がある。加えて、「御趣法銀」と称される、利息率が月四朱く月五朱の貸付口座を伴善右衛門が管理・貸付をしていることがうかがえる。この貸付銀は善右衛門の献策による

設置であったことが明らかにされており、町庄屋が伊丹郷町の住民を代表する立場にあることで、郷町住民のための低利の貸付口座が設立されたと考えられる。伴善右衛門は近衛家からの提案により弘化三（一八四六）年に「惣宿老格」に昇格している。この際には郷町内での金銀融通が要因の一つとしてあげられており、酒造元手銀に充てるための貸付を差配していたことが分かる。伊丹郷町における金融活動が近衛家にとって重要であったことを示す事例である（この点に関しては第三章で詳述する）。

なお、伊丹郷町において貸付資金の管理や貸付の取りまとめを行う代表者は御金方であるが、御金方は近衛家の指示によりこれらの職務を担当した。例えば、貸付先の確認や利率の決定に際しては御金方が決定にたずさわる場合もあるが、あくまでも代官が委任することが必要であった。ただし、近衛家は御金方へ「可然取計」を命じるのであるが、郷町内の酒造家それぞれに、いくら貸し付ければ「可然」なのかということとは、郷町内の酒造家の状況を知る御金方（自身も酒造家であり惣宿老として町政を司る）にゆだねられていたということに注意したい。御金方は、二〇〇以上にもなる口座ごとの貸付を管理し、半年ごとに確実に利息を近衛家へ上納するための金融にかかわる能力を有する、近衛家と伊丹郷町双方の経営にとって重要な位置を占める町役人であった。

二 近衛家名目金貸付の出願から見る下付金貸付の性格

以上に述べてきたような伊丹郷町内での貸付の一方で、近衛家はより広域な貸付の展開を志向しており、このことは幕府へ名目金貸付の出願としてあらわれてくる。この中で、弘化三（一八四六）年時の出願の際に作成された史料から、伊丹郷町への近衛家下付金貸付の性格を確認す

ることができるとは、出願は伊丹郷町で当時町庄屋を務めていた伴善右衛門が担当している。

近衛家は享和二（一八〇二）年にも名目金貸付の出願をしているため、それまでの経緯を確認しておく。寛政八（一七九六）年二月に近衛家家司の佐竹紀伊守と今大路内藏権頭より、武家伝奏を介し京都所司代堀田相模守へ宛てられた願書には、「寛保元年 天英院様思召ニ而御遺金従公方様被進之、則御領下伊丹ニ而御貸附被成置度、当時ニ而息物等無滞相収来候、然る処此度証文相改、且又天明八申年御類焼後為御助力従関東被進候御金少々相加、更如已前御領下伊丹ニ而御貸附置被成候」とある。⁴⁴ここからまず、近衛家は遅くとも寛保元（一七四一）年から伊丹郷町へ天英院遺金の貸付を行なっており、返済もなされていることが分かる。このときは、三五〇〇両を寛保より寛政まで約五〇年間、年五朱の利息をつけて伊丹郷町に貸し付け、計算では利息は八七五〇両にのぼることが分かる。⁴³遅くともこの年から近衛家は伊丹郷町への下付金貸付によって多額の利息収入を得ていたことが確認できる。しかし、この貸付に関する帳簿等はみられず、貸付の詳細は不明である。次に寛政八年に、天英院の遺金の運用で得た資金に天明八（一七八八）年の京都大火の類焼後に得た幕府よりの助成金を加えて、伊丹郷町へ貸付を行なっていることが述べられている。この際には、一三五〇両を伊丹へ貸し付けられていることが分かる。

そして享和二（一八〇二）年には名目金貸付の出願に及び、近衛家から幕府へ願書が提出された。⁴⁴願書では、「近衛殿御領下百姓共近年段々及衰微致困窮候（中略）、然る処伊丹酒造家之内ニも古来失家産及零落候者も数多有之候ニ付（中略）、為永々取続申合金子取集足物引下ケ近衛殿江差上置度相願候ニ付、右之金子従近衛殿夫々江申附御貸附置被成、

御領分百姓共困窮御救之御手当ニ」したい旨が記されている。領下の困窮する者たちへの救手当として貸付を行いたいため、郷町内から出金者を募り、近衛家へ金子を取り集めて貸し付けることを願っているのである。

以後この願意に関する幕府からの問い合わせに対する近衛家の返答において、貸付銀高は合計で六〇〇貫を上限として一〇年間、高利での「利倍貸付」は行なわないこと、金銀の貸付に関しては「伊丹表役人共」がそれを取り扱うことが述べられている。また、近衛家には「京町御奉行支配国四箇国・大坂町御奉行所支配国四ヶ国、合八ヶ国江広被貸付度御趣意」があり、四〇〇貫目は大坂町奉行所支配国へ貸し付け、返済の滞りが発生した際は京都町奉行所と同様に返済を申し付けてもらえる（名目金貸付の訴訟優先のことだと推測される）よう願い出た。しかし、「撰家・官方・堂上方貸附大坂町奉行所ニ而済方取計之儀者例も無之」とのことから、結局この出願は聞き届けられなかったことが分かる。この幕府からの通知が書き写された箇所には、朱筆で「大坂御貸附不相成之返答」と記入がなされており、近衛家側は大坂での名目金貸付はできないと幕府からの返答を理解した可能性がある。どちらにせよ、大坂においては名目金貸付の債権確保は京都よりも弱いものであった。

そして弘化三年には、名目金貸付と酒造石高の増石が合わせて出願された。⁴⁴⁷願書においては、広大院の遺金を名目とした貸付を行なうことを出願しており、「大坂表ニおみて御名目御貸附与申儀御差支御座候者此儀元来御貸附之儀是迄伊丹表江納借被仰付置候処、近年酒造人共一鉢ニ及困窮兎角不融通」のために伊丹郷町外（京都・摂州）へも貸付を希望している。このほかに、三步一造あるいは三步二造に酒造石数が減石となったことで酒造人共が困窮していることを理由に、酒造石数の文化元

年の「元石復」を出願している（第四章で詳述）。

このような願意を述べる中で、天英院の遺金や幕府からの助成金を「兼而御領分伊丹限納借被 仰附、右為引当拝借人所持之酒造場等質物ニ為差上御貸附」を行なっていたが、酒造業の不振によって、金銀貸付に際して引当とする酒造場沽券の価格低下に加え、「格別御由緒有之候御太切之御貸附金」に差し障りが生じることを近衛家が懸念していることが記されている。ここから、領下における金銀貸付のためには酒造業が盛行する必要があると近衛家は考えていることが分かる。享和二年の出願時には、困窮する百姓への手当として「利倍」は行なわないとする方針であったが、弘化三年の出願時には、領下での貸付は酒造家からの利息収入を目的としていることが明示されている。この出願の結果を示す史料は未見であるが、安政元（一八五四）年に大坂で発布された名目金貸付制限に関する町触⁴⁴⁹に近衛家名目金はみられず、聞き済まされなかったと考えられる。

ここでは、近衛家自らが、伊丹郷町への下付金貸付を利息収入を目的としたものであると考えていること、また伊丹郷町における円滑な金融活動は酒造業によって支えられていること、言い換えれば酒造業の不振が金融活動を阻害することを指摘しておく。近衛家下付金とのかかわりに関しては、文化元年一二月に大坂における名目金貸付の京都同様の取り扱いが幕府により却下されたことで、領下である伊丹郷町での金銀貸付による利息徴収をより強めていくことになり、文化末頃から帳簿が残り始める近衛家下付金貸付が定着していくのではないだろうか。ただし、近衛家による京都近辺での名目金貸付に関する詳細はいまだ明らかには得ず、この点は今後の課題である。

三 近衛家下付金の貸付実態

本項では、前述した貸付帳簿類から、天保十四（一八四三）年六月分をとりあげ、近衛家下付金の貸付金額・利息金額等の具体的な動向を明らかにしていく。【表二-2】は、近衛家下付金貸付の口座数・貸付元金高・利息金高の推移を示したものである。依拠する史料により口座数が不明な年代もあるが、弘化年間までに急激に貸付を拡大し、貸付元金・利息金高ともに嘉永期にピークに達し、その後緩やかに減少していくことが読み取れる。

利息上納に関しては、「天保十四年六月御利息集帳」⁽⁵⁰⁾によると、天保一四年一月～六月の元金銀高総額金二四六三七兩二歩一朱と銀一一〇七貫四一〇貫九一匁八分七厘で、銀高換算（金一兩＝銀六〇匁）では九二貫六八一匁八分七厘となっている。また、このときの借用軒数は五四軒で、内四六軒が酒造家と判明する。伊丹郷町内の酒造家のほとんどがこの貸付金を借用していることになる。小規模な酒造家による借用がある一方で、近衛家へ多額の御用金を出金し、自身も大名貸経営を行なうような大規模酒造家も近衛家下付金を借用している点が注目される。なお、天保一二年における伊丹郷町と曼茶羅寺村（近衛家領・現尼崎市）の物成高合計の銀額換算は七八貫七六四匁余である（第一章）。示した帳簿と年代は異なるが、半年間で伊丹郷町からの年貢収納銀額を上回る貸付金利息収入が半年間の下付金貸付により見込めることが分かる。近衛家の財政は伊丹郷町からの利息収入に大きく頼っていたと言える。

「天保十四年六月京都差出帳下書」⁽⁵¹⁾では天保一四年一月～六月にかけての口座別の利息高・元金高・利率が記される。利率は貸付口座によっ

【表二-2】近衛家下付金貸付の推移

年次	口座数	元金					元銀					利金					利銀				
		両	歩	朱	貫	匁	分	厘	毛	両	歩	貫	匁	分	厘	毛					
文化14(1817)年6月	93	7,761	1	2	454	2	2		2	299	3	17	304	2	2	2					
天保9(1838)年6月	178	19,697	2	1	903	932			1	880	1	32	227	7	5						
天保14(1843)年6月	226	24,637	2	1	1,107	411	6	6	4	876	2	40	91	8	7						
弘化3(1846)年6月	232	33,459			1,145	715	2	9	4	1,432	3	41	533	5							
嘉永5(1852)年6月	-	34,246			1,157	229	9	14		1,499	3	50	631	2	8						
安政5(1858)年6月	-	29,866			1,000	622	2	6		1,124	1	38	105	7	5						
文久3(1863)年12月	-	28,876	2		987	914	2	6		1,087		37	615	6							

文化14年6月…小西新右衛門氏文書近世編V-532「京都金銀御利息立帳」、天保9年6月…同V-549「御利息建帳」、天保14年6月…同V-487「御利息集帳」、弘化3年6月…同V-594「京都差出帳下書」、嘉永5年6月…同V-501「御利息集帳」、安政5年6月…同V-505「御利息集帳」、文久3年12月…同V-517「御利息集帳」より作成。

て様々であるが、二七八口（同口座内の別口も含む）の口座中で月七朱が一一八口、月八朱が一〇六口であり、月七朱と月八朱とで約八割を占めている。他に月五朱（三二口）、月六朱（二二口）、月三朱（四口）、月四朱（三口）、年六朱（二口）、年七朱（一口）と続く。月九朱以上の利率は見られず、全体として決して高利ではなく、郷町住民にとって比較的借りやすい利率である一方、貸し手の近衛家側も一定の利息を得ることができるといった利率が設定されていたことが分かる。また、月三朱という低利の貸付口座の元銀は合計で四七九貫三〇二匁であり、全口座の合計元金銀高の約三割にのぼる。多くの酒造家を始めとする郷町住民が低利での貸付を受けていたことが推測される。なお、二七八の口座のうち四二口分は、町年寄の清右衛門・孫右衛門と町庄屋の善右衛門から近衛家代官へ利息金銀が差し上げられている。この四二口のうち十九口は月六朱以下の利率であり、低利の貸付金に関しては御金方が取り扱うよりも高い比率で町庄屋・町年寄が取り扱っていたことが分かる。

四 幕末期における近衛家下付金貸付の性格変化

文化期以降、近衛家は下付金貸付により伊丹郷町からの利息収入を得てきたが、弘化三（一八四六）年の名目金貸付出願の願書からもうかがえるように、幕末期には酒造業の不振・有力酒造家の没落により、容易に利息収入をあげることができない状況に陥っていく。伊丹郷町においては、弘化期以降、近衛家下付金の元利返済が延滞していることによる金銀拝借の質物召し上げ願が御金方に多数提出されている。⁵²⁾ また、従来有力な酒造家も経営難となっており、その一人である津国屋庄兵衛の拝借を村々庄屋・年寄から御金方へ出願していることが分かる。⁵³⁾

嘉永五（一八五二）年五月には、惣宿老格の伴善右衛門と町庄屋・町年寄から近衛家へ「御殿御用銀拝借」を出願した。以下に史料を掲げる。⁵⁴⁾

両三日者殊之外暑季相成候其処弥御堅固珍重之至存候、然者春來伴善右衛門并町方願出之儀ニ付相談申入候、右ハ関東御改革後郷中不融通人ら酒造仕込銀用達來り、右之元銀従大坂借用有之候処利足も不安旁ニ而、内百貫目分返済切々致度存寄候ニ而、右之銀高御殿御用銀之内月六朱之利足ニ而拝借相願候事ニ候、右ニ付都合相成候ハ、御貸下之心向ニ居候処今調兼候ニ付、先年御組建ニ而伴善右衛門并町方等致支配候御趣法銀之内、広恵印社倉并利足積立増分等合三百五拾貫余、当時御金方預り相成有之候分を引宛ニ而、前条願出之百貫目月六朱利足ニ而御金方取替被置、百貫目分者元銀追々引揚ケ之取斗方ニハ相成間敷哉、尤先達而出丹中ニ一意可申入哉とも存候得共、可相成者御殿方御貸下ニ致度隙取居候得とも、外御入用融通等之事共ニ而右之分調難く候ニ付、無余義及相談候間宜勸考有之候様致し度此段如斯候、以上

五月九日

小西新右衛門殿

清水求馬
内藤木工
蔭山伊勢介

これは近衛家代官から御金方の小西新右衛門へ宛てた書状である。伴善右衛門と町方（町庄屋・町年寄を指す）より、「関東御改革後」に伊丹郷町内の資金繰りに窮する酒造家が大坂から酒造仕込金を借用しているが、利息の支払いも不安であるため、「御殿御用銀」を月六朱の利息で借用して大坂よりの借金のうち一〇〇貫目分の返済に宛てたいという旨の願い出があつた。しかし近衛家の側では貸付金を工面できず、伴と町方が取り扱っている「御趣法銀」のうち廣恵印・社倉印と利息積立分の合計三五〇貫目で御金方預りになっている分を引当にして、一〇〇貫目と月六朱の利息で御金方から立て替えて貸付を行なつてはどうか、との提案が近衛家代官からなされている。「関東御改革」は天保改革を指すと考えられ、その後伊丹郷町の酒造家が大坂から借金をし、元金返済が滞り利息高が嵩むことを危惧した結果、一〇〇貫目分は近衛家からの拝借により返済を終えることを企図している。

ここからは、近衛家から新たに借り入れた資金を酒造家の大坂借財の返済にあてるほうが、酒造経営にとってより安全であつたことがうかがえる。文政期に近衛家が制限しようとした他所からの借り入れの事例とは逆の構造になつており、近衛家からの拝借金は酒造経営上の危機を乗り切るために利用されようとしていた。結局は近衛家からの直接の貸付は実現せず、御金方からの立替によつて一〇〇貫の出銀がなされた。しかし、廣恵印や社倉印といった近衛家下付金の基金を引当としていることに加え、御金方が一〇〇貫の立替をしうる資金を管理しているという

ことが注目される。酒造家の融通のために、近衛家下付金の基金が間接的に、御金方の管理する資金が直接的に利用されているといえる。

幕末期の近衛家下付金の貸付帳簿を見ると、「安政五年戊午六月御利息集帳」(一八五八年の前半期分)においては、借用人六三軒のうち三二軒で滞利が発生し、銀高にして六七五貫三七九匁一分に登っている。この半年間で近衛家に納めるはずの利息銀額が一〇五貫五六〇匁七分五厘であるから、およそ六期分以上の利息滞納をしていることになる。天保一四(一八四三年)と比較すると元金増加は一六軒、元金同額は八軒、新出の借用人は二二軒となっている。また、天保一四年よりも元金銀が減少し滞利もない者は七軒である。貸付金の借り手となる酒造家の交代が著しいこと、返済能力のある借用人が着実に元利返済を進めていることが分かる。また、近衛家は文政期には借用人の元金銀返済に制限を設けていたが、この時期になると返済可能な酒造家には返済を行なわせていたことがうかがえる。ここからは、伊丹郷町が近衛家にとって安定的な利息収入をあげる場として機能しなくなりつつあるということが見て取れる。

さらに、「文久三年癸亥十二月利息集帳」(一八六三年の後半期分)を見ると、借用人七八軒のうち三九軒で滞利が発生し、銀高にして一四三四貫八六匁七厘となっている。安政五年六月時点と比較して、利息滞納額は倍以上に膨れ上がっている。また、元金増加は四軒、元金減少は十六軒、元金同額は三二軒、新出の借用人は六軒である。この時期の近衛家下付金貸付については、場合により借用人ごとに近衛家からの御用金返済・家賃収入・貸株料収入等の入金銀、および年貢納入・普請入用・町入用支払等の出金銀の記載がなされている点が特徴的である。御用金返済や年貢・町入用といった公的性格を持った入出金銀だけでなく、

家賃収入や貸株料収入といった個別家経営的側面の強い入金銀の把握までが、御金方によってなされている。家屋敷・酒株が引当として近衛家へ差し出されているかについては確認ができていないが、これらの入金銀に関しては、利息納入に充てられている。滞納利息金額に比すると金額としては大きくはないが、強制的な返済が行なわれることが分かる。個別家経営の圧迫をしても、少額ずつでも滞利解消をもちろむ領主の姿勢を見て取ることができよう。

一方で、近衛家側においても、文久三年七月より伊丹郷町への下付金貸付の利息について、「百両迄定朱渡し止メニ相成、都而三分三リニ相成、御代官方計百両迄是迄之朱ニて下渡ス、寺院之分者は迄四朱・五朱ニ不拘当七月方三朱ニ相成」⁽⁵⁸⁾ったことが分かる。元金一〇〇両までの貸付については、代官取り扱い分以外は従来の利率を廃してすべて三分三厘としており、近衛家内および関係寺院への利息払い渡しの利下げにふみきっている。近衛家下付金貸付の借用人ごとの出入金銀の把握は、近衛家家中だけでなく寺院への利払いの必要性といった、利息滞納が影響を及ぼす範囲の広さにも規定されたものといえよう。領主にとつては明治初期の段階でも伊丹郷町への貸付は「貨殖」と捉えられていた。⁽⁵⁹⁾ 下付金貸付開始以降、一貫して利息収入を得る目的で貸付を行なっており、幕末期には伊丹郷酒造家の維持と自家の維持とのせめぎ合いの中で貸付が展開したことに注意したい。さらに、幕末期以降新たに姿を見せる酒造家すべてに対して、近衛家は貸付を行なっていないことが分かる。新たな貸付先に信用がない場合、安易な利殖活動を回避する姿がうかがえるが、詳細な貸付動向の解明は今後の課題である。

自家の財政の悪化へとつながるような領下の状況に対し、出入金銀の把握に加えて、近衛家代官は利息上納が滞った場合には、最終的には質

物を召し上げて元利回収を目指している。このような対策を厳格に行なえば領下の酒造家の多くが没落することは目に見えており、利息上納が滞ったからといってすぐさま質物を召し上げるようなことはなかった。なお、召し上げられた質物は御金方の管理下に入り、御金方へ申し出で冥加金を支払うと他の町人へ譲渡された。このことは、利息滞納により酒造家個別経営は破綻するものの、伊丹郷町全体としては酒造業の維持を行ない得ていることになる。伊丹郷町酒造業の維持によって惣町の信用の低減を防ぐとともに、近衛家下付金の新たな貸付先の確保にもつながっていると考えられる。

近衛家下付金貸付は幕末期において、伊丹郷酒造業の衰退の結果、帳簿上に「滞利」を記載せざるを得ない状況におちいついていく。一時的には酒造家を中心とする借用人への扶助的機能を持つと考えられるものの、伊丹酒造業全体の低迷を受けて、貸付金の利息上納は借用人の個別家経営にとって多大な負担へと変質していくと評価できる。

おわりに

最後にここまで述べてきたことをまとめた上で、本章の成果について述べる。

まず御金方の基本的な職務は、年貢勘定と御金金の取集め・上納であった。ここでは、年貢納入の過程に金融が入り込むという特徴があったこと、また領主近衛家のために御金金の運用をする必要があったことで、金銭関係事務を専門に取り扱う役割が必要とされ、御金方はその任にあたった。なお、御金方が管理する基金から年貢の立替も行なわれると考えられ、まったく領主のために職務を遂行したわけではないことを断わ

っておく。

文政元（一八一八）年から天保三（一八三二）年にかけては、町政組織により麻田藩・弘前藩・薩摩藩を相手に大名貸が行なわれた。多くは酒造家からの出金によっており、酒造米として利用可能である米での返済と利息収入を得ることができるといふメリットがある一方で、返済滞りというリスクを抱えた。返済滞りは近衛家にとっても、自家の御金金の上納・運用に差し支えが生じるおそれがあった。このため、御金方や近衛家による積極的な大名貸の拡大はなされなかったと考えられる。貸付に際しては、弘前藩・薩摩藩といった近衛家と姻戚関係を持つ藩への貸付金は近衛家への御金金として扱われており、通常の名貸とは異なる扱いとなっていた。返済滞りが頻繁に発生する麻田藩に対しては、交渉を有利に進めるため、貸付資金を近衛家よりの拝借金として扱い、近衛家の名目を利用していった。

文化末期からは、近衛家下付金の運用が御金方を中心に行なわれた。主な貸付対象は伊丹郷酒造家であり、貸付開始当初より近衛家は利息収入を主目的として貸付を展開した。近衛家へ上納された利息金は郷町内の町人・百姓への貸付の資金としても運用された。また、伊丹郷町への金銀貸付による資金利殖は、近衛家の自己資金のみによりなされたのではなく、関係する寺院の資金によっても行なわれた。しかし、弘化期以降は酒造業の不振により返済滞りが目立つようになり、安政期以降は利息収入が容易にあらなくなっていく。近衛家下付金貸付は、一時的には酒造家の家業相続のための融通として機能するものの、他郷酒造業との競争によって衰退した酒造家にとっては家経営の負担となっていく。さらに、御金方による借用人の出入金銀の把握までもが行なわれるようになり、利息金の厳格な回収が目指された。最終的には酒造場等の

引当が召し上げられ、他の酒造家へと譲り渡されていく。このことにより、個別家経営自体は破綻するが、伊丹郷の酒造業総体としては経営が維持されていくと考えられ、酒造業という経済的基盤を持つ伊丹郷町全体すなわち惣町の信用の低下を防ぐ役割を有していた。

本章では第一に、町政組織により行なわれる金融活動という特異な事例を明らかにした。これは、在郷町という貨幣獲得による商工業の維持を前提とする社会構造、および在郷町の経済的発展に依存する領主財政構造に規定されて展開する金融活動である。領主・町政組織によって酒造家を中心とする郷町住民を対象とした金融活動がなされていくことで、郷町住民はなにかば強制的にこの金融網に巻き込まれることになる一方で、金融活動の展開が在郷町全体の信用を保持する機能も果たした。

第二に、従来あまり明らかにされてこなかった、領主による領下への貸付が行き詰まった際の貸付の具体的な動向を明らかにし、その際の金融の機能について述べた。はじめに述べたように、伊藤昭弘氏は萩藩による三田尻塩業への「御恵銀」貸付を「互惠」関係として捉え、このことは天保期に三田尻塩業が活況に入り破綻することがなかったためだと論じるが、藩による融資は莫大な不良債権に結果する可能性を指摘している。⁶²伊丹郷町への近衛家下付金貸付は、多額の不良債権を生んだ事例である。近衛家は領下である伊丹郷町において「貨殖」を展開し、伊丹酒造業の盛衰に応じて、両者は伊藤氏が指摘するような「利益共同体」として存在した。近衛家下付金の伊丹郷町への貸付は、確かに一般的な商業金融に比して貸付利率は低利であり、文久期には近衛家家中・寺院への利息配当の利下げが行なわれているものの、その本質は利殖であった。そのため、拝借人の困窮・返済延滞が発生しても貸付は継続された。返済を順調に進める酒造家が一定存在しながらも、利息滞納を蓄積した

酒造家は、引当とした酒蔵を近衛家から召し上げられた。

注意しなければいけないのは、近世後期以降、伊丹郷町への近衛家下付金貸付家が関係寺院も含んだ近衛家財政に構造的に組み込まれており、伊丹酒造家が近衛家下付金からの借用停止を志向しても、実現され得なかったという点である。近衛家が伊丹郷町外での名目金貸付を十分に展開できなかったことと合わせて、わずかな領知しかもたない公家領主が、酒造業という基幹産業に吸着するほかに有効な蓄財手段を見出せなかったことが、幕末期伊丹郷町における酒造経営の破綻と新興酒造家の登場を招来したといえる。そして以上のような近衛家財政と酒造業を基幹産業とする伊丹郷町の経済構造とが、百姓・町人の扶助を目的とした貸付をも含む、惣町の信用を保持する機能を持つ都市金融システムをつくり出した。

明治六（一八七三）年、「御金方」は廃止され、近衛家と伊丹郷町との金銭貸借関係は清算された。宝暦期から文政期にかけて伊丹から借り請けた金五八〇七両・銀一一貫六五二匁八分九厘一毛を近衛家が返済し、証文五三通を回収したことが分かっているが、近衛家下付金の貸借清算は明らかにできておらず、今後の課題としたい。

【注】

（一）御金方に関する研究は、『伊丹市史』第二巻（伊丹市、一九六九年）、八木哲浩「伊丹酒造家の大名貸」（伊丹市立博物館編『伊丹酒造家史料』（下）、伊丹市、一九九二年）にほぼ限られる。ここでは、御金方の職務について、以下の三点を挙げている。①近衛家への年貢銀・冥加銀・御用金の上納、②年貢銀・冥加銀を運用して近衛家のために利息収入をあげる

こと、③酒家仲間の出資によって行う大名貸しの名義人となりその運用を

取りまとめることである。このように御金方の職務内容に関する記述はあるが、史料を用いて具体的に説明されているわけではない。御金方による大名貸に関する記述については、貸付先・年代・貸付額・利率が明らかにされており、『伊丹市史』では麻田藩への貸付に関して詳しい。近衛家による伊丹郷町への下付金貸付に関しては、「〇〇印」と名が付される貸付口が数多くあり、郷町内の酒造家を中心に貸し付けられていたことが明らかにされている。また最近は今井修平氏が伊丹郷町研究の成果と課題を説く中で、御金方の職務の実態が都市自治における財政部門であると位置づけ、領主財政の運用を表の職務としながらも、町人を対象とする互助的な低利金融機関として活動していたと評価しているが、その詳細な実証は今後の課題であるとしている（「在郷町伊丹研究の成果と課題」『ヒストリア』第二四六号、二〇一四年）。

(2) 竹内誠「江戸幕府財政金融政策の展開と畿内・中国筋農村」『ヒストリア』第六二号、一九六五年）。

(3) 飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開」『横浜商大論集』第十八巻二号、一九八五年）。

(4) 楠本美智子『近世の地方金融と社会構造』、九州大学出版会、一九九九年。

(5) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究』、吉川弘文館、一九八三年。

(6) 東野将伸「近世後期の一橋徳川家における財政運営―幕府・所領との関係を中心に―」『ヒストリア』第二五九号、二〇一六年）。

(7) 酒井一輔「幕末期旗本財政の変容と地域経営」『社会経済史学』第八〇巻二号、二〇一四年）。

(8) 伊藤昭弘『藩財政再考（藩財政・領外銀主・地域経済）』、清文堂出版、

二〇一四年）。

(9) 在郷町に関しては、松本四郎氏が越中井波町の絹生産に対する加賀藩からの貸付が在町維持のための対策であったと指摘している（『日本近世都市論』第三章、東京大学出版会、一九八三年）。また、特産品生産への貸付ではないが、瀬戸内海港町に関しては脇坂昭夫氏が、宝暦期以降鞆の商業が衰退したことにともない、問屋・仲買層らの手による融資対策と、藩の直接援助による融資対策とが行なわれていたことを明らかにしている（「近世中・後期における鞆商業と資金対策―擁護銀と敬重銀の分析を通して―」（福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究』、吉川弘文館、一九六六年）。

(10) 「有岡庄年代秘記」『伊丹市史』第四巻、六七八頁）の享保十二年条に「御金方役改惣宿老之被 仰付」とある。

(11) 小西新右衛門氏文書（近世編）（小西酒造株式会社蔵・伊丹市立博物館寄託）V・六七七。

(12) 天保十三年〜明治二年は貸付先・納入額を書き上げた帳簿が残されている（小西新右衛門氏文書（近世編）V・六四七）。

(13) 小西新右衛門氏文書（近世編）V・一〇一〇。

(14) 小西新右衛門氏文書（近世編）V・二一五。

(15) 『伊丹酒造家史料』（下）史料番号五二〇（以下数字は史料番号を示す）。御金方が作成した、御金方の出金や返金について控えた帳面。

(16) 小西新右衛門氏文書（近世編）V・七四一・一、V・七四一・八、V・七四一・九。

(17) 「貸付金御断りの旨書状」『伊丹酒造家史料』（下）三五七）。

(18) 「借用金返済約定証文」『伊丹酒造家史料』（下）四六三）。

(19) 「薩摩藩調達金につき仰付け覚」『伊丹酒造家史料』（下）五一九）。

- (20) 「借用金証文」(『伊丹酒造家史料』(下) 四五九)。
 (21) 三田市史編さん専門委員監修『三田市史』第一巻・第三章第四節(中川すがね氏執筆担当)、三田市、二〇一一年。
 (22) 『伊丹市史』第二巻、伊丹市、一九六九年。
 (23) 「貸付金御断りの旨書状」(『伊丹酒造家史料』(下) 三五七)。
 (24) 「麻田藩への出金高家別帳」(『伊丹酒造家史料』(下) 三五四)。
 (25) 「借用金につき約定証文」(『伊丹酒造家史料』(下) 四六一)。
 (26) 「借用金返済につき添証文」(『伊丹酒造家史料』(下) 四六二)。
 (27) 「麻田一件落着につき領主より近衛家宛て請書」(『伊丹酒造家史料』(下) 三五三)。
 (28) 「貸付金御断りの旨書状」(『伊丹酒造家史料』(下) 三五七)、「貸付金返済掛合書ならびに返答書」(同三六一)。
 (29) 「借用金証文」(『伊丹酒造家史料』(下) 四五九)、「借用金につき約定証文」(同四六一)、「借用金返済代米減石につき書状」(同四六四)等。
 (30) 文政四年正月の近衛家代官より麻田藩役人宛の書状(「貸付金御断りの旨書状」『伊丹酒造家史料』(下) 三五七)に、「追々出金も相嵩ミ候而は、御小碌之御殿御日用之御手支ニ相成(中略)、已来月々御賄金差出候儀無抛御断申入候」とある。
 (31) 「公事方入用銀貸付につき覚」(『伊丹酒造家史料』(下) 五一八)。
 (32) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・九六三。
 (33) 本満寺などがある。なお本満寺は京都市上京区鶴山町にある寺院。日蓮宗。山号広宣流布山。玉洞妙院日秀(近衛道嗣の子と伝え、本国寺日伝に師事したという)が近衛家の支援により開創した。京都二十一カ本山の一つ。(『国史大辞典』。前掲「三浦一九八三」において、寺院が自己資金以外の資金を名目金として貸し付けることで発展していく事例を検討して

- いる。しかし本満寺の場合は、伊丹郷町へ貸し付けた際の利息率と、本満寺へ返済金が渡される際の利息率が同一であり、近衛家がこの貸付によって利殖をはかっていることは確認できない。他に、弘化三年十二月付で、銀七貫を「容正院」から預り、「御家領表貸附置」くことになっている。「御家領」とあるのは伊丹のことであろう(近衛文書(陽明文庫蔵) 財政六五九四)。
 (34) 近衛文書(陽明文庫蔵) 財政六六四五・一四。
 (35) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四六二〜五九五、V・六〇五〜六四五。ただし、これら貸付帳簿の多くは虫損および固着が甚大で、開披不可の状態にある。
 (36) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四六〇。各個人がどの口座からどれだけ借用しているのかが分かる帳簿である。
 (37) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・九七七。
 (38) 天保十四年一月から六月の利息金高が、元金高とともに借用人別に書上げられた帳面。小西新右衛門氏文書(近世編) V・四八七。
 (39) 中部よし子「封建都市酒造業の展開―摂津国川辺郡伊丹郷を中心として―」(大阪歴史学会編『封建社会の村と町』、吉川弘文館、一九五七年)。
 (40) 石橋屋善右衛門文書(伊丹市立博物館所蔵) 五五、一〇二一〜一〇二二。
 (41) 石橋屋善右衛門文書一〇二二。
 (42) 徳川家宣の正室。近衛基熙の娘。寛保元年(一七四一)二月二八日死去。
 (43) 石橋屋善右衛門文書一〇二二。
 (44) (45) (46) 石橋屋善右衛門文書一〇二二。享和二(一八〇二)年の近衛家から幕府への名目金貸付出願にともなう、文化元(一八〇四)年までの

近衛家と幕府間の尋ねと回答合わせて五通の写が記された豎帳。

(47) 石橋屋善右衛門文書五五。

(48) 徳川家斉の正室。鹿兒島藩主島津重豪の娘。天保十五年十一月十日死去。

(49) 『大阪市史』第四卷下二二二―二二三頁。妙法院宮・青蓮院宮・知恩院宮・靈鑑寺宮・光雲寺・泉涌寺・靈源寺・高野山大徳院・熊野三山・紀伊殿・鑑連社・天光院による名目金貸付以外は大坂表において取り扱わないとする触。

(50) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四八七。

(51) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・五九一。

(52) 「拝借銀返済滞りにつき願書」(『伊丹酒造家史料』(下) 五三〇)。

(53) 「津国屋庄兵衛拝借金銀につき引請証」(『伊丹酒造家史料』(下) 五三三)。

(54) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・一三二・五二。

(55) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・五〇五。

(56) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・五一七。

(57) 酒株貸株料や家賃収入がある場合には、比較的高額の利足取立てとなる。例えば、「文久三年癸亥十二月利息集帳」(注 3 参照)を見ると、紙屋栄は滞利四五貫三九〇匁(金一兩〓銀六〇匁換算とした)のところ、入金銀総額は五貫六八二匁六分九厘で、滞利額の約一二・五%にあたる。対して薩摩藩返済金のみの入銀である総屋喜兵衛の滞利は一三八貫三一四匁八分五厘、入銀額は四三匁一分九厘で、滞利額の約〇・〇三%にあたる。

(58) 近衛文書(陽明文庫蔵) 財政六六一三「安政五年從午七月 伊丹・御代官入之覚諸方江渡 御助力金并貸附覚」(御納戸方作成)。

(59) 明治五年に「信印」「仙印」「蓮印」などの貸付基金二六口分を「束印」

として一つの口座にまとめられる際に作成されたと考えられる、各口座別の貸付先を書き上げた帳面(近衛文書(陽明文庫蔵) 財政六六四・一四)において、「蓮印」の三四一兩二歩の内一八一兩が「伊丹六朱貨殖分」として書き上げられる。ここから、近世後期の伊丹郷町における下付金の貸付は近衛家の「貨殖」として位置づけられていたことがうかがえる。

(60) 今井美紀「幕末の伊丹郷町―慶応三年の御用留に関して―」(『地域研究いたみ』第八号、一九七八年)。

(61) 京都の個別町が町としての貸付金を運用しており、このことによつて町自体が信用保証機能を持ったことが明らかにされており示唆的である(宇佐美英機「幕末期町の金銀融通慣行」同『近世京都の金銀出入りと社会習慣』、清文堂出版、二〇〇八年、初出一九九〇年)。

(62) 前掲「伊藤二〇一四」。

(63) 『伊丹市史』第三卷、伊丹市、一九七二年。

第三章 近世後期在郷町における町運営の転換―摂津伊丹郷町の「惣宿老格」設置をめぐる―

はじめに

近世地域史研究は、近世中後期の村落を対象にした研究を中心に進展してきた。久留島浩氏によって幕領における組合村―惣代庄屋制が「発見」され、村役人層による自治的・自律的な地域運営の実態が明らかにされたことは研究史上大きな画期となり、以降「政治的中間層」に焦点をあてた研究が蓄積されてきた。対象は非領国地域における幕領から旗本領や藩領にも広がりを見せ、それぞれの地域における「政治的中間層」の機能や性格、また領主支配との関係性について数多の事例・論点が提示されてきた。^①近世中後期の村落における社会変動に対する地域運営の具体的理解は大きく深まっているといえる。

しかしながら一方で、村落に存在する町場、すなわち在郷町における地域社会運営の実態は、従来の研究の中で分析対象とされることはほとんどなかった。在郷町は近世社会に広範に存在する。特に畿内近国においては、中世からの都市・町場が近世にいたって村落として把握されるも、地域の流通の結節点となるなどして重要な機能をもった在郷町が二十余ヶ所存在する。これらの地域経済の核となった在郷町においては、周辺村落とは異なる経済構造、すなわち農業生産を基礎とするのではなく、近世初期から幕藩領主層より期待された商品生産・流通・販売を基礎として地域社会運営が展開する。そのため、政治的中間層は、近世後期の社会変動に対して、商工業による地域経済の発展をいかにして成し遂げていくかという問題に対処する必要があると考えられるのである。従来の近世地域史研究では、村落における政治的中間層と町場との関係

性は、主に商取引や金融ネットワークの面から明らかにされてきた。^②しかし一方で、彼らが関係を持つ在郷町の商人たちがいかなる町運営や領主支配のもとに存在したかといった視座へ広がりをもせることはなかった。あるいは在郷町の事例であっても、領主支配・地域運営一般の問題として分析された。^③

そもそも大坂周辺在郷町研究は、一九六〇年前後から主に流通史・経済史研究の中で進展した。近世前・中期を対象に、都市―農村における生産・流通を補完する町場としての独自の機能が解明され、近世後・幕末期を対象に、商品貨幣経済の高度な展開を背景に農民闘争が現象する場として、在郷町の社会構造等が解明された。^④八〇年代以降は都市史研究の進展にともない、在郷町の都市共同体の性格を解明する研究も行われた。^⑤このように大坂周辺在郷町は、近世を通じて地域社会の経済的様相を規定することに加え、独自の町の発展を遂げるという特質を持つものとして重要な研究対象と捉えられてきた。

以上のような研究状況のもとで、近年、関東在方町である下総国香取郡佐原村新橋本町を対象に、酒井一輔氏が町役人の職務内容を明らかにした上で、在方町独自の町の機能・性格について論じており、重要な成果である。^⑥しかし、酒井氏の研究は渡辺浩一氏の在方町研究^⑦を批判的に継承する立場でなされたものであるために、町役人の活動よりも相対的に町自体の機能・性格の解明を重視している点には注意を要する。

前述のように、村落や城下町を対象とした研究に比して、在郷町という都市社会がいかなる町役人によっていかに運営されてきたかということを明らかにする余地は大きく残されている。在郷町における地域社会

運営の実態解明に際しては、地域経済の維持・発展を企図する領主層・政治的中間層の動向を特に注視する必要がある。もちろん従来地域社会論においても、政治的中間層の経済的な位置・機能の解明は重要な課題とされ、多くの事例が明らかにされてきていることは言うまでもない。それでもなお、政治的中間層の活動の場が在郷町であることによる職務内容の特殊性や村落との異同について議論が深まっているわけではなく、その経済的機能もほとんど解明されていない。したがって、在郷町のような小規模都市における領主支配と地域運営との関係性の問題についても解明すべき課題として残されている。

そこで本章では、摂津国川辺郡伊丹郷町を分析対象として、まず天保・弘化期以降を中心に町役人の職務内容を明らかにすることで町運営の様相を確認すること、ついで、当該期の都市構造の転換にもなつて町役人の性格が変容していく過程について検討する。具体的には、弘化三(一八四六)年に町庄屋の伴善右衛門が町政組織のトップである「惣宿老」に準ずる役職である「惣宿老格」に特例で昇進するという一件を扱う。この一件を検討する上では、町庄屋であった伴善右衛門が「惣宿老格」に昇進した要因を問う必要があるが、問題になるのは町政組織内における各町役人の職務遂行の關係と、町役人と領主との關係である。伊丹郷町においては、惣宿老・町庄屋・町年寄の伊丹郷町全体を管轄する町役人は領主である近衛家が任命し、近衛家は代官を伊丹郷町に常駐させず惣宿老らに日常的な町運営を任せためである。以上の分析をふまえて、在郷町や在郷町を所領とする領主にとつて、当該期の社会変動の中で必要とされた政治的中間層とはいかなる能力・特色を有する存在であったかを検討し、近世後期における在郷町運営の特質を明らかにすることを課題とする。

第一節 近世中後期町政組織による自律的な町運営

一 惣宿老制の成立と惣宿老減員対策

ここでは近世伊丹郷町の文化期(一八〇四〜一七)までの町運営体制について概要を述べる。

寛文元(一六六一)年に伊丹村ほか十ヶ村が近衛家領になる以前は、伊丹村全体を統括する町庄屋・町惣年寄が存在し、各町村の代表は庄屋であった。また、酒造家の組織である酒家年行事が存在し、寛文元年に伊丹郷町が近衛家領になったことを契機として、酒家年行事は町政を担当する代表としての地位をもった。

元禄十(一六九七)年、近衛家が惣宿老制を制定し、惣宿老を務める家筋である二十四家を定め、年番で当役二人を出すことを決定した。これにより、それまで町政にあたっていた酒家年行事が惣宿老となり、引き続き町政を担った。また、町庄屋と町年寄は伊丹郷町全体の町役人として存続した。享保期に入ると、町政組織のなかに御金方が設置された。御金方は、以後基本的に惣宿老あるいは酒家年行事が兼帯した。一方で、幕末まで問題となる惣宿老の家筋の減少がみられるようになり、これに対する惣宿老と近衛家の対応が展開することになる。

まず宝暦十二(一七六二)年、酒造関係の事務を取り扱う役職として、酒造家の中から酒家年行事を選出することが近衛家に聞き届けられ決定された。惣宿老を勤める家筋の数が減少し惣宿老一人あたりの負担が増大したことで、惣宿老が酒造関係の事務まで取り扱うことが困難になったためである。明和二(一七六五)年の近衛家代官木村隼人よりの申渡(1)しでは、惣宿老の家筋が減少し八尾家・筒井家(小西家)の二家で勤め

ており、伊丹郷町では訴訟が多いがこれらの処理は以後も惣宿老の担当とすることが示されている。

安永年間から寛政年間（一七七二～一八〇〇）にかけては、六度にわたって惣宿老は近衛家へ自らの職務軽減を願ひ出ている。⁽¹³⁾ これらの願書に特徴的な内容として、①惣宿老が自身の職務の中心である訴訟処理を近衛家に担当させようとしていること、②安定的な家の相続のために自身は家業である酒造業に専念したいと考えていること、の二点がある。訴訟の増加によって職務の負担が大きい上に、惣宿老二家で毎年役を勤めていることで酒造業にまで手が回っておらず、家没落の危険性を抱えた状況を改善すべく幾度も願書を提出したのである。

そして文化五（一八〇八）年に、惣宿老を勤める家筋を五軒、酒家年行事を勤める家筋を十軒と定め、惣宿老の家筋が減少した場合には酒家年行事より補充し、酒家年行事の家筋が減少すれば新たに酒造家の中から取り立てることが近衛家より決定された。またこのとき、酒家年行事が兼帯していた御金方は再び惣宿老が兼帯することになった。以後は惣宿老による職務軽減の出願はみられず、文化五年の惣宿老増員策によって、惣宿老ら町役人が訴訟の処理をも含めた町政を担う体制が確定されたといえる。惣宿老は訴訟の処理を中心とする職務の軽減を図るため、近衛家による訴訟の処理と職務軽減を願ひ上げ続けたが、結局近衛家は伊丹郷町に常駐することも自ら訴訟を取り扱うことも聞き入れなかったことを確認しておきたい。

惣宿老制は、惣宿老たるためには酒造家たることが条件であり、したがって家業である酒造業の経営維持に努める必要があるが、町政事務が繁多なために家業への専念が困難になるという矛盾を抱えた制度であった。また近世期を通じて惣宿老を勤続できた家が小西新右衛門家の一家

のみであったことは、惣宿老に就任するほどに有力な酒造家であっても、その経営維持は不安定で、常に没落の可能性をともなっていたことを示す。単一の同業者を基盤とする町政組織ゆえの脆弱性を内包する制度であったと評価できるだろう。

二 天保・弘化期における惣宿老の町政統轄

本項では、弘化三（一八四六）年に町庄屋伴善右衛門が惣宿老格へ昇進することから、伴善右衛門の職務遂行と比較・関連させるために、天保・弘化期の惣宿老の職務を概観する。天保十三（一八四二）年の「天保十三年壬寅日記」⁽¹⁴⁾と、弘化三年の「弘化三丙午記」⁽¹⁵⁾の二点の史料を中心に用い、主な職務内容を項目ごとに見ていきたい。いずれも町会所において惣宿老らにより処理された案件が箇条書きされたほか、代官下向時の記録、惣宿老上京時の記録など、町政全般にかかわる事項が記されている。本章で惣宿老日記という場合これらの史料を指す。

諸願・届の受理 惣宿老へは訴訟に関する願書や届の他にも様々な願・届が提出されたが、日常的には家出人の届け出が多かった。各町村の町年寄や庄屋、伊丹郷町の町年寄や町庄屋の退役願ひ・就任願ひも惣宿老へ提出された。惣宿老は各町村の町年寄・庄屋の退役を近衛家代官に伺っており、各町村の役人の進退に関する最終的な決定権は領主が握っていた。このほかの願・届については、家督相続願ひ、田畑・家屋敷譲り願ひ、新建屋見分願ひ、鑑札・株譲り願ひ、紛失物届け等を受理し、基本的には惣宿老の独断で処理された。これらの願・届については惣宿老から近衛家に報告されている。

呈書状の作成 惣宿老は、郷町内外での事件・訴訟の裁許伺い・近衛家への諸出願など領主へ対し報告すべき事柄を書き上げ代官宛ての呈

書状を作成している。弘化三年については、呈書状は月に一通から五通程作成されていることがわかる。

近衛家への参上 惣宿老をはじめとする町役人は、たびたび上京し近衛家を訪ねている。惣宿老日記から読み取ることのできる彼らによる上京は、天保十三年で一〇回、弘化三年で十三回である。上京の目的は年始の挨拶、暑中御機嫌伺いや寒中御機嫌伺い、年貢・利息金の上納、町役人交代・就任の際のお礼等である。惣宿老日記では、年貢・利足金の上納に際しては町年寄と村の庄屋が上京している。

治安維持 惣宿老日記より、惣宿老が博奕博奕の取り調べや博奕人の吟味を行ない、博奕人に手鎖などの刑罰を与えたことが分かる。軽犯罪者に対する刑罰は惣宿老が申し付けている。なお、出火の際は惣宿老・町庄屋・町年寄の火事場への出勤が定められている⁽¹⁷⁾。

寺社・祭礼の監督 寺社からの諸願書の受付や、郷町における祭礼の監督も惣宿老の職務であった。弘化三年六月においては、天王町にある野々宮神社より「砂持」の出願があり、惣宿老は勝手次第に行うようにと願いを聞き済ませている。

触出し 幕府・領主からの触は惣宿老が各町村へ触出した。伊丹郷町では、町会所に各町の町年寄・各村の庄屋を呼び出し触を伝達することで、郷町内に触出した。

町政組織による金融活動 伊丹郷町においては、町政組織、特に御金方によって金融活動が行われた(第二章で詳述)。年貢銀の町村への貸付から、文化・文政期における大名貸まで、幅広い金融活動が行われた。特に、文化末期からは、近衛家より郷町に下付された資金を酒造家を中心とした町人に貸し付けることが中心となった。これら貸し付けの統括は御金方によって担われ、集金や貸付金の分配、拝借人の取り調べ

などの実務は酒家年行事、町庄屋、町年寄によっても行われた。町政組織全体を動員して行われた金融活動であり、貸付人数・金額ともに大規模な金融が展開され、領主・町双方にとって重要な職務となった。

訴訟処理 惣宿老の職務の中でもっとも大きな比重を占めたのが訴訟の処理であった。伊丹郷町において発生した訴訟の処理は町会所で行われ、惣宿老・町年寄(加勢役)、場合により町庄屋が出勤し、訴訟の処理にあたった。伊丹郷町における訴訟は、当事者が近衛家領の領民同士である場合、簡単なものは惣宿老らが会所において処理方法の申し付けを行う。訴訟の多くは金公事で、内済が基本であった。訴人と相手が同町の者だとしても、願書が町会所へ提出されていることから、伊丹郷町内の訴訟はすべて惣宿老が訴訟手続きについての決定権を持っていたといえよう。傷害事件については、惣宿老が事件当事者へ取り調べを行った後で代官へ裁許・刑罰について上申をし、これに基づいて代官より下された裁許を当事者へ申し付けるといった手続きをとったと考えられる。

他領との訴訟の場合には、大坂町奉行所において裁許を求めたが、大坂町奉行所掛りの訴訟についても、訴訟開始と決着の届を町会所に提出していた。近世後期の惣宿老は、享保元(一七一六)年に「他村出入之義ハ兵五郎(町庄屋―筆者注)支配」となったこと⁽¹⁸⁾について、「他領掛り惣宿老構不申候事、右之頃より之例」かと考えており、大坂町奉行所に裁許を求める際には、町庄屋が事務を担当するという職掌分担であった。以上より、訴訟の処理をめぐることは、惣宿老・町年寄と町庄屋との職掌分担によって実現されていたと考えられる。

惣宿老は、伊丹郷町における近衛家代官の不在により、日常的な町政全般を担当することになった。惣宿老の職務は町役人としての普遍性を

有している一方で、町場における領主の不在という点は城下町や陣屋付の町では見られない特徴であり、惣宿老ら町政組織により自律的な町運営が行なわれた。特に、訴訟処理については惣宿老と町庄屋とで職掌分担があり、この分掌が伴善右衛門の惣宿老格昇進に影響を及ぼすこと(本章第二節で後述)を確認しておく。

三 町庄屋による惣宿老補佐

伴善右衛門の惣宿老格就任には、惣宿老とは異なる職務遂行に加え、従来の町庄屋と比較しても特殊な職務の遂行が大きく作用している。よって、元禄十(一六九七)年の惣宿老制成立以後から、天保七(一八三六)年の伴善右衛門の町庄屋就任までの町庄屋について、時代を通じて見られる職務や多く見られる職務について整理しておく。なお、町庄屋を務めた人物の家業については史料の制約により判明しないが、惣宿老のように酒造家でなければ務められないといった家業に関する条件はなかった。

まず、本節第一・二項でも述べてきた通り、他領との訴訟の世話があげられる。これは享保期から一貫して町庄屋の職務であった。ただし、訴訟の世話を具体的にどのように行っていたかは不明である。

町庄屋が勤めたこととして、御金方の業務の補佐も重要な位置をしめる。年貢等の集取においては、町庄屋は年貢銀・町入用銀を伊丹村内個別町から取り集めて勘定し、御金方へ納入している。¹⁹⁾ 個別町からの年貢収集は町庄屋を介して行なわれていたといえよう。安永七(一七七八)年五月の御金方の引き継ぎや利息勘定に関する近衛家よりの申渡し²⁰⁾では、「町庄屋仁兵衛毎勘定利足銀等請取申候故覚悟可有之候、仍而仁兵衛相加勘定可有之候」とある。町庄屋仁兵衛は御金方の勘定の際に利

息銀等を受け取っていることから、町庄屋が御金方と貸付相手との中間に立って、貸付金や元金・利息金を受け渡したことが推測される。町庄屋は御金方とともに、伊丹郷町の領民への貸付業務を日常的に担っていたといえる。

御金方は麻田藩へ大名貸を行なったが、この際は町庄屋が貸付の取り次ぎを務めている。文政元(一八一八)年から開始された貸付においては酒家中からの出金を貸付資金としたが、出金者から近衛家に宛て提出した請書より、町庄屋の四郎左衛門を取り次ぎとして二百兩を出金したことが分かる。²¹⁾ 文政十二年十二月の「借用証文添状受取り覚」²²⁾では、引請人の茜屋勘左衛門とともに、「伊丹御金方支配」として年寄善右衛門と庄屋七郎右衛門が差出人となり、麻田藩役人へ宛てて覚を提出している。文政十二年においては、町庄屋と町年寄が御金方の指揮下にあつて、出金者と御金方の仲介をしていることが明確である。町庄屋は御金方が行う伊丹郷町内外への貸付に際して、貸付先および出金者と御金方との仲介を担っており、このような点で御金方の職務の補佐を行っていた。

御用達油屋伊右衛門への貸付の際の取次も務めている。拝借証文や添証文の宛名には、近衛家役人と並んで、明和九(一七七二)年には「取次人 伊丹町惣支配庄屋善右衛門」、天明三(一七八三)年には「御取次 伊丹町庄屋源治郎」²³⁾の名前がみえる。ここでは町庄屋は御用達と近衛家とを取り次ぐ役割を担っていた。

以上より、元禄期から天保期までの伴善右衛門よりも前の町庄屋によって勤められきた職務は、大きく捉えると、他領との訴訟の世話、年貢関係事務、御金方の貸付業務に際する郷町内外の貸付先・出金者との仲介が主な職務であり、このほか御用達と近衛家との取次といった、領主支配とかかわって伊丹郷町外に出張する職務を担っていた。惣宿老や御

金方の補佐といえるが、惣宿老とは一定の職務分掌が見られることを確認したい。

第二節 町庄屋伴善右衛門の惣宿老格就任と町運営の転換

一 惣宿老格設置の要因

本節では、弘化三（一八四六）年の町庄屋伴善右衛門の惣宿老格就任をとりあげ、伊丹郷町における町役人の性格の変容について検討する。伴善右衛門の惣宿老格就任については先行研究においてわずかに言及があるのみで、伴の職務の実態もほとんど明らかになっていない。⁽²⁵⁾ まず本項では、町庄屋伴善右衛門の惣宿老格就任の経緯について検討する。

伴善右衛門は伊丹郷町の昆陽口村に住居し、屋号は石橋屋を名乗った。家業については史料上で確認がとれないが、石橋屋善右衛門文書から、宝暦六（一七五六）年以降は伊丹郷町内や近辺村落の住人へ金銀貸付を行なっていることが分かるほか、石橋屋宛ての田畑譲り証文や小作証文が残されている。このことから、伴家が周辺村落に小口の貸付を行なう中で、土地が集積されていったことが確認できる。善右衛門の息子の新太郎は酒造業を営んでいたようであるが、善右衛門は酒造家ではなかったと考えられる。

町政上の位置については、伴善右衛門は天保期のはじめに町年寄に就任し、天保七（一八三六）年に町庄屋に昇進している。⁽²⁷⁾ その後、天保十四年六月に苗字・帯刀御免となつて⁽²⁸⁾いる。この理由は、「先達而方公辺向御用取調役被仰付置候二付」とあり、以前より「公辺向御用取調役」を近衛家より任命されていたことが評価されたことであつた。⁽²⁹⁾ 翌弘化元年九月には「近來御用向二付毎度公辺江茂罷出大儀」であるため、扶

持銀六〇〇目を近衛家より与えられることになっている。そして弘化三年九月に近衛家より惣宿老格に任命された。善右衛門が惣宿老格に取り立てられた要因を検討するため、以下に史料二点を挙げる。

【史料A】⁽³⁰⁾

（前略）

一惣宿老衆近年御無人二付、当時誰か加勢可被仰付哉と御内評茂有之候、然る処伴善右衛門近來公辺相勤候二付帯刀御免、郷取調役と申者二而御達茂有之、表向者町庄屋とも難申哉、且亦郷中融通方茂取計、彼是致心配候訳柄不容易儀二存候間、町庄屋被免惣宿老格二可取立、御用向加勢可被仰付哉との内評有之候、乍併惣宿老御役之儀者前々方家柄之輩江被仰付候儀二付、自然差支二相成候而者如何二付、内密拙者共方各方江及内談候間、一同之存慮無服職可被申聞候、其上二而御沙汰可有之候、（中略）

八月二日

蔭山将曹

立野大和介

安平次右京大進

上嶋八郎兵衛殿

坂上三有郎殿

八尾与作殿

小西新右衛門殿

追啓、山本庄兵衛方此節上京二付連名相除申候、以上

【史料B】⁽³¹⁾

伴善右衛門

先年取調役被仰付後公辺向御用相勤、近來酒家金銀融通合等も彼是世話いたし候段大儀被思召、依之出格之訳を以此度惣宿老格被仰付

候、且惣宿老無人旁右加勢可相勤、猶一統申合御用向精勤可有之候事

但公辺掛り御用向取調役等は迄之通り、尤惣宿老家柄之義者先々方御定も有之候得共全其方は迄依有勤勞被仰付候間、以後不可為後例候事
右之趣御家老中方被仰渡候事

右京大進
大和介
將曹
午九月

史料Aは近衛家代官から惣宿老へ宛てられた御用状、史料Bは近衛家代官から伴善右衛門へ宛てられた仰せ渡しである。史料Aの内容からみていく。惣宿老の人数が近年減少しており、誰か加勢役に任命すべきかと近衛家にて内評がある。そこで、伴善右衛門が近来は「公辺」を勤めていることで「郷取調役」という役職名で帯刀御免の達しもあり、表面きは町庄屋とも呼びびがたい。また郷中融通方も取り計らっており容易でない役儀であろうから、惣宿老格に取り立て、御用向きの加勢を命じるべきかとの内評がある。しかし、前々より惣宿老は酒造家が勤めており、伴が惣宿老格になることで問題が生じてはならないため、近衛家代官より惣宿老へこの件について意見を求める、というものである。

次に史料Bである。先年「取調役」を近衛家より任命された後、「公辺御用向」を勤め、近来は酒造家への金銀融通の世話も行い大儀であるため、特別に惣宿老格を仰せ付けるので、惣宿老の加勢を勤め御用向きを精勤するようにと、近衛家より命じられている。

これら二点の史料から、伴善右衛門は①「郷取調役」として「公辺御用向」を勤めていること、②伊丹郷町において酒造家に対して金銀融通

の取り計らいをしていることによつて惣宿老格に取り立てられたことが分かる。これら①と②についてより詳しく検討する。

まず①の「郷取調役」として「公辺御用向」を勤めることであるが、善右衛門の苗字・帯刀御免と扶持銀給付の際にも「公辺」において「御用向」を務めていることが評価されており、重要な職務であったことがうかがえる。さらに、史料Aで表向きは町庄屋とも申しがたいと善右衛門が評される要因となっている。「公辺」とは一般的には幕府のことを指すが、ここでは大坂町奉行所のことを指すと考えられる。伴善右衛門は天保十二年の他領掛りの訴訟の際、「近衛殿御家領摂州河辺郡伊丹役所詰役人」の肩書きで大坂町奉行所へ口上書を提出しており、口上書の作成だけでなく伴自身が町奉行所へ出頭している。このことから、「公辺御用向」とは伊丹郷町の住民が当事者となっている大坂町奉行所における訴訟に際して、口上書等の必要書類の作成を始めとする訴訟の世話を含めた、大坂町奉行所との折衝であるといえる。⁶³ただし、大坂町奉行所での他領掛りの訴訟に際して作成された「科書写」には、端裏書に「俵屋喜助（近衛家御用達―筆者注）方来り候」とあるので、大坂町奉行所における訴訟の世話は御用達とともに行われていたようである。

加えて、中部よし子氏の論稿から、伴家に残された史料である「天保十一年御用留」に、八尾八左衛門（惣宿老を務めた有力な酒造家であるが、弘化年間に没落）が大坂町奉行所へ公訴された金銀出入の記録が留められていることが分かり、八尾の債務に対し近衛家の質権が優先することを東町奉行所に認めさせたことが述べられている。⁶⁴伊丹郷町は大坂近郊の在郷町であり、天保期には「金銀出入他所掛り多」いことが指摘されている。⁶⁵天保後期には酒造経営を傾かせた伊丹酒造家の借金返済不履行から、大坂町奉行所における伊丹酒造家を相手取った金銀出入が増

加することが推測される。伴善右衛門は、このような伊丹酒造家の金銀出入の世話や、伊丹酒造家と近衛家の債務・債権関係の整理を担ったのではないか。このように近衛家の債権を優先する手続を町奉行所において進めたことも、近衛家における伴への評価を高めたと考えられる。

近衛家側が伴善右衛門の活動を町庄屋の職務から逸脱していると捉えていることや、以前より惣宿老と町庄屋とに公事出入に関する職掌分担があることをふまえると、善右衛門の大坂町奉行所への出張は、他領掛りの金銀出入の増加という郷町内の必要性があっただけでなく、町政実務能力を高めた善右衛門がそれに応えることができたことで、主体的に開始された職務であったといえる。その一方で天保後期以降、伊丹酒造家と近衛家との債務・債権関係に問題が生じたことで、このような善右衛門の職務を近衛家が自家に有利に働くよう利用したのではないだろうか。金銀出入により町庄屋としての職務が増加したが、これは伊丹郷町の基幹産業である酒造業の維持に深くかかわりながら、近衛家の債権確保にもつながる職務であった。近世後期の経済変動への対処を大坂町奉行所掛りの訴訟の世話を通してなした点に、善右衛門による町庄屋の職務遂行の独自性があつたといえる。

次に②の金銀融通の取り計らいについて述べる。第二章でも述べたが、文化末期以降、近衛家は伊丹郷町に貸付金を下付し、主に酒造家に対して貸付を展開し利息収入を得た。この貸付金の管理は御金方によって担われたほか、伴善右衛門も近衛家下付金の貸付を取り扱っていた。例えば、天保十四年六月付の近衛家へ上納する利息金額を書き上げた帳簿から、「町庄屋支配」となっている貸付金（積印より銀四六八匁）を確認することができる。また、天保後期には近衛家へ上納する利息金額の一部分については町庄屋と町年寄が取り調べて上納しているほか、弘化二

年には、近衛家下付金貸付の口座別利息金高が書き上げられた覚が近衛家へ提出されたが、この差出人は町年寄清右衛門、町年寄加役与一、取調役伴善右衛門となっている。特に「御趣法銀」と称される低利の貸付銀は、善右衛門の献策により設置されており、貸付管理も善右衛門が担当している（第二章参照）。

酒造家への融通として注目されるのは、伴善右衛門による酒造仕込元手銀を使途とする貸付である。残存する借用証文の内では天保十四年十一月の紙屋多ひによる金三〇〇両・銀七九貫六一匁六分七厘の借用が最も古い。証文には「御殿御備江金銀之内」より借用するという文言が見られ、近衛家下付金の貸付であつたことが分かる。以後伴善右衛門宛ての酒造仕込元手金銀借用文は安政三（一八五六）年にかけて三三通の残存、総額金三二四〇両・銀五六八貫九四一匁二分一厘であるから、完済にともない破棄された証文があることを考えると、これ以上の多額の貸付を酒造家に対して展開していたことがうかがえる。

これらの事例から、近衛家下付金を伴が受け取り貸付を行っていたことや、利息金高の取り調べを町年寄らと行っていたことが分かり、御金方とともに貸付業務を担っていたことが分かる。伴善右衛門は、天保期には約二〇〇の貸付口を設定した近衛家下付金貸付の煩雑な金銭関係事務を遂行できる能力をそなえていたといえるが、加えて伊丹郷町の基幹産業である酒造業の操業を支えるような資金融通管理までもを担う存在であった。

一方で注意したいのは、伴善右衛門が酒造仕込元手銀の貸付を行なった時期とほぼ同時期に、銭屋佐市郎や鹿島屋作次郎ら大坂両替商や、伊丹郷酒造家から多額の借入をしていることである。天保十三年から安政二年まで、残存する借用証文だけでも総額銀三五四七貫二〇〇匁・金二

八三五両の借用である。⁽⁴²⁾ 大坂両替商借入金の使用は史料制約により判然としないが、単に領主資金を酒造家に貸し付けるといふ取次の機能にとどまらず、伴善右衛門が自らの金銭的負担を負うことで酒造家への融通が成り立っていたと推測することも可能である。史料Bでの「酒家金銀融通等も彼是世話いたし候段大儀」であるという近衛家からの評価は、このような負担を背景にして与えられたのではないか。伴善右衛門による貸付の担当によって、従来の規模をこえた酒造家への貸付がなされるようになったと捉えることができる。

以上、伴善右衛門が惣宿老格に取り立てられた要因を①・②ともに検討した。二つの要因を見ると、伴善右衛門が以前の町庄屋の職務の範囲を超えて活動していたことが見て取れる。これは善右衛門の個人的な町政実務能力が長けていたことにも由来するが、善右衛門の活動の広がりには天保後期から弘化期にかけての伊丹郷町における社会変動が大きく関係する。当該期の伊丹郷町では、化政期において好調を保っていた酒造業が衰退していく時期であり、伊丹郷の酒造経営を扶助する機能を持つ領主・町による金融が町運営においてより重要な位置を占めていく。加えて、従来の有力な酒造家も衰退し、長年惣宿老を務めていた八尾八左衛門家が没落するなど、酒造業衰退の影響は町政組織にも波及した。

このような状況下で、町役人としての経験を蓄積し町政実務能力に長けた伴善右衛門の存在は、町役人による町運営と領主支配双方にとって重要性を高めていったと考えられる。伴の惣宿老格就任について、惣宿老より近衛家代官宛の書状中で、「旁以町庄屋とも難申、加勢役被仰付候而一統可然様乍恐奉存候」と述べられており、惣宿老の間で特に問題が起こることなく承引されたことは、惣宿老たちが伴の惣宿老格就任を必要としていたことの証左であろう。近世後期の社会変動の中で、町運

営の円滑化と在郷町における基幹産業の維持を実現させるために、政治的・経済的側面での従来にない新たな職務の担い方が伴善右衛門の惣宿老格就任の要因になったのである。

二 伴善右衛門の政治的情報収集と幕臣との折衝

町庄屋の伴善右衛門が伊丹郷町外へ出張するという職務を遂行し、このことが近衛家に評価され惣宿老に昇進したにかかわって、看過できない一件があった。それは天保十四（一八四三）年の幕府による大坂周辺の上知に関することである。以下に上知に際しての近衛家代官書状⁽⁴³⁾を挙げる。

仕立飛脚入夜着封状致披見候、如示秋暑強候処弥御堅固珍重存候、此間者上京御大儀之至面談委細二承之、先々致安慶候、十二日夜已刻無恙帰丹之由致承知候

一御領替浮沈一条二付、其元方帰郷懸ケ伏見伊原伝兵衛方江被立寄面会之處、当時伏見御奉行水野越前守殿御兄弟之訳を以、惣而何事も早く相知れ候二付、先日来之模様伝兵衛物語之由、右一条二付拙者共伏見へ罷越、御奉行へ御内々頼込二可相成哉之手続被聞取候処、左様二而者御殿御心配之儀表へ相頭れ、余り軽々敷相当り如何敷被存候二付、夫方下坂之上大坂惣年寄長瀬七郎右衛門方江内々之手筋方品能聞繕被致候処、御家領伊丹者氣遣無之由申居、羽倉方内々返答之振と同様二付、先々致安堵候趣、尤撰河泉者大坂城代御差配之事、伏見奉行者筋合違候故必見合候様、若又弥筋合之御頼込なれハ、大坂御城代之方可然都合可宜哉、右御城代者其元息新太郎御蔵元被勤候二付、家老用人衆周二有之由、何時二而茂掛合内願出来候得共、是又外聞軽率之意味自然御威光二

茂可相抱哉と被差扣候間、猶其時宜見計可致候間、委敷被示聞致
承知候、(中略)

蔭山將曹

七月十四日

安平次右京大進

伴善右衛門殿

これは近衛家代官から伴善右衛門へ宛てられた書状である。上知のことについて、善右衛門が伏見の御用達伊原伝兵衛と面会し、近衛家代官が伏見奉行へ内々に頼み込みをするか伺ったが、近衛家が上知について心配していることが表沙汰となれば軽々しく思われるため、善右衛門が大坂惣年寄の長瀬七郎右衛門へ内々の手筋から照会をしたと書かれている。注目されるのは、善右衛門の息子の新太郎が大坂城代の蔵元を勤めていると書かれていることである。⁴⁴⁾これについて近衛家代官は、上知については大坂城代への頼み込みが都合であり、蔵元を勤める新太郎は家老・用人衆にいつでも掛け合いの内願ができるが、近衛家の外聞・威光に差し障るため内願は差し控え、時宜を見計らって城代の家老や用人衆へ掛け合いをするように、と伝えている。

町庄屋の伴善右衛門が、御用達の伊原伝兵衛から上知についての情報を得、大坂惣年寄へ内々の手筋を使って問い合わせをしており、さらに息子は大坂城代の蔵元を勤めていた。善右衛門は京都や大坂における情報を持っていただけでなく、いざとなれば大坂城代の家老や用人らに掛け合いを依頼できるような立場に伴家は立っていたのである。近衛家にとつて、所替えになるかもしれないという重大な場面にもかかわらず、自らが大々的に情報収集を行えないという状況に立たされた中で、伴家は自家にかわって情報収集を行うという重要な存在であった。

また弘化三(一八四六)年正月には、善右衛門は幕府へ近衛家名目金

貸付開始と伊丹郷酒造石高の回復の出願をするために出府をしている。⁴⁵⁾

これは、伊丹郷町の酒造業低迷を受けて、伊丹酒造家からの利息収入を得にくくなった近衛家が、大坂における名目金貸付の開始と、伊丹郷の酒造石高を文化元(一八〇四)年を基準にし直すことをあわせて出願したものである(第二・四章参照)。出願の際には、近衛家代官から善右衛門へ宛て「御内願筋之儀、石河殿へハ曲渕殿并石河本家美濃守殿方品能申込被具」と言われている。伴新太郎は天保十二年閏正月に曲渕甲斐守に対して金三〇〇両を貸し付けており、善右衛門の曲渕甲斐守との人脈を利用したものと思われる。伴家個人の金融ネットワークが近衛家領経営のための政治的活動に活用されていく姿がうかがえる。出願内容は認められなかったようであるが、伴善右衛門が、近衛家家政と伊丹郷町の運営に大きな影響を与えるような出願内容について、幕府役人との交渉・折衝を任されるような人物であったことが分かる。

善右衛門は町庄屋の職務として大坂町奉行所掛りの訴訟に関する事務を果たしていく中で、大坂における人脈を形成し、これを伴家が持つていた人脈に積み増していくことで、さらに広域にわたる職務を展開するようになっていったといえよう。そしてこのことがさらなる人脈の拡大につながったのではないか。大坂町奉行所における事務を「公辺向御用」、すなわち幕府関係の「御用」として近衛家が捉えたために、幕臣からの情報収集や幕府への出願が「公辺向御用」の延長上にあたりと近衛家が考えたともできるだろう。

以上みてきたように、弘化三年までに、伴善右衛門は前述の①・②のような大坂町奉行所掛りの訴訟の世話や金銀貸付といった職務のほか、以前の町庄屋が勤めてこなかったような職務をも勤めるような存在として町政を担っていた。これは年貢納入や訴訟の処理といった一般的な町

政事務という枠をこえた職務であるだけでなく、近衛家の家政や家領経営に大きく影響を与える働きであり、近衛家からの要求に応じていくという性格が強い職務内容であった。このような活動の存在が、近衛家に「表向」は町庄屋とも申しがたいと言わしめる要因となったと考えてもおかしくはないだろう。

惣宿老も伴善右衛門とともに伊丹郷町の町政を担う存在であったが、惣宿老が伊丹郷町運営のための町政全般を統括するという職務を遂行するのに対し、善右衛門はこれに加えて、近衛家の家政のために活動し、郷町外で近衛家が追求できないような対外折衝を遂行した。伊丹郷町の内部での職務を中心とするか、外部での職務を中心とするかという点で、伴善右衛門が担う町政と惣宿老が担うそれとは質的に異なっていたと言えよう。そして、善右衛門の特殊な町政の担い方が、彼を町庄屋から惣宿老格へ昇進させた。伊丹郷町の住人のための大坂町奉行所での訴訟の世話や金銀融通の取り計らいといった、伊丹郷町運営上必要不可欠な職務に加え、近衛家にとって有利に働く人脈・情報を持つていたことが、善右衛門の惣宿老格取り立てに作用したと考えられる。領主近衛家と伊丹郷町をとりまく政治状況の変動は、幕府役人との人脈や情報網を両者に必要とさせた。町役人の昇進にあたり、伊丹郷町の町運営のために日常的に行なわれる、本章第一節第二項で確認した町政実務の枠組みでは捉えきれないような活動を町役人が展開していくことに注目する必要がある。

三 惣宿老格就任後の伴の動向

伴善右衛門は弘化三年九月に惣宿老格に任命されたが、以降の善右衛門の活動について以下で述べる。善右衛門は惣宿老格就任以後も大坂町

奉行所での訴訟にあたっての世話や、御金方が管理する貸付金の取り扱いは、酒造家への金銀融通、近衛家蔵屋敷にかかわる事務を引き続き勤めていた。近衛家から伴が持つ大坂における情報網を期待されていたようであり、代官から惣宿老および御金方を勤める小西新右衛門と伴善右衛門に対して、「大坂表屋敷の様子」を承りたいので、手透きの方が近衛家へ出殿するようにとの書状が送られている。⁶⁰⁾

また惣宿老格になってからも、先述した酒造元手銀貸付も継続されている。加えて、近衛家下付金貸付のうち、「町庄屋支配」となっていた貸付金を移行したものと推測される、「伴善右衛門支配」とする貸付金の存在が確認できる。貸付金の管理を伴善右衛門が行なうものであるが、ここでは貸付金は善右衛門が借り請けていることになっており、近衛家へ引当も差し出されていたことが分かる。⁶¹⁾ 残存する拝借証文だけで、その額は一五七〇両余にもなる。そのため、貸付元利金の回収が滞った際には善右衛門が負債を請け負うこととなり、少なくとも金銭的な負担を背負うこととなったことが推測される。先に大坂町奉行所における近衛家と酒造家との債権・債務関係の問題をみたが、近衛家に有利な手続を進める善右衛門に酒造家の矛盾が集まることを推測され、このような矛盾を解消するために、善右衛門による近衛家からの貸付資金借り入れによる酒造家への貸付が意味を持ったのではないだろうか。

天保前期に町年寄に就任し、同七年には町庄屋に昇格し、弘化三年に惣宿老格にまで取り立てられた伴善右衛門は、安政五（一八五八）年に死去する。惣宿老格は伴善右衛門一代限りの特別な役職として、近衛家は以後このような役職は設置しないとされた（史料B「以後不可為後候事」）。伴善右衛門の死後、善右衛門の息子である新太郎には惣宿老格も町庄屋の職務も継承されることはなかった。しかし、御趣法銀の取立・

貸付役を新太郎が継承することになり、善右衛門と同様に新太郎も近衛家への御用を果たしていく。次節では新太郎の御用遂行についてみてみたい。

第三節 伴善左衛門の「御趣法銀取立方御貸附掛り仮役」就任

一 伴の「御趣法銀取立方御貸附掛り仮役」就任の要因
前述の通り、伴善右衛門は安政五（一八五八）年に死去し、善右衛門が担当していた御趣法銀の取立・貸付を息子の新太郎が継承することになった。このことに関して、近衛家代官から惣宿老に宛てられた口達と、息子の善左衛門（新太郎）・親類惣代から近衛家代官に宛てられた口上を以下に引用する。

【史料C】

（包紙）「覚 伴善右衛門死後倅善左衛門へ御趣法銀取

立方御貸附掛り仮役被仰付候御書下ケ

安政五年午九月

口達

惣宿老中

此度伴善右衛門死去ニ付、同人江差配被 仰付置候御貸付之分并銀
等口々取立方之義、同人倅善左衛門江被 仰付候、依右御用相済候
迄之処御貸附掛り仮役、且苗字帯刀御免等被 仰付候間、一同江可
被申通候事

午九月

蔭山伊勢介

清水求馬

【史料D】⁽⁵³⁾

乍恐口上

一故善右衛門存命中郷中融通御貸附掛り被 仰付候ニ付、御趣法銀
并二本紙奉差上候拜借証文面金銀御差配被 仰付罷在候処、何分
近年來打続土地酒造人共并ニ小前至迄追々枯却仕、不得止 御大
切之金銀取立方及差支無申訳次第二成行、勤役中不束之及取扱候
段於私共奉恐入候、然ル処御寛裕之奉蒙
御沙汰何共恐入冥加至極難有仕合ニ奉存候、依之右為御引宛所持
之家屋鋪・田畑不残日用道具之外諸道具取調別帳式冊奉差上候、
此段御聞濟被為下置度奉願上候、以上

安政五年

親類惣代 布屋甚右衛門（印）

伴善左衛門（印）

戊午九月

御代官様

史料Cから、伴善右衛門の死後倅の善左衛門へ近衛家が「御趣法銀取立方御貸附掛り仮役」を命じたことが分かる。善左衛門というのは、新太郎が嘉永元（一八四八）年六月に親類を相続して改名した名である。⁽⁵⁴⁾以後新太郎のことは善左衛門と表記する。「御貸附掛り仮役」を命じられた善左衛門は、同時に苗字・帯刀御免も仰せ付けられた。史料Dからは、故善右衛門が「御趣法銀」と近衛家より借用した金銀貸付の差配をしていたが、伊丹郷町での貸付金銀回収が困難になったために、善左衛門が所持する家屋敷・田畑等を引当として近衛家に差し出したことが分かる。

善左衛門は、父善右衛門の死後「御趣法銀取立方御貸附掛り仮役」に就任し、善右衛門が差配する貸付金銀の回収とそれにもなう金銭的な負担を引き継ぐこととなった。安政五年九月に善左衛門が亡父より引き

継いだと考えられる近衛家からの拝借金銀高は、金二三七〇両と銀五〇貫一二匁にのぼる。⁶⁵⁾近衛家下付金の貸付を善右衛門個人の金銭的負担により行なっていたことで、伴家の家経営と下付金貸付とが密接に結びつき、善右衛門の死後は息子の善左衛門に貸付金差配の責任が引き継がれることになった。

善左衛門による御趣法銀貸付の実態は史料制約により詳細に明らかにし得ないが、文久元（一八六一）年十一月に酒造仕込元手銀を借用した井筒屋与一の借用証文の宛名は「御趣法御金方伴善左衛門様」となっており、⁶⁶⁾実際に御趣法銀の貸付を担当していたことがうかがえる。近衛家代官より善左衛門宛ての書状では、伊丹郷町昆陽口村庄屋の新左衛門の金銀拝借に関して、「其許支配御貸附金之内にて被貸附之訳ニ無之而者表通り都合悪敷（中略）返納方聊遅滞無之其許引受取立上納」するよう命じられており、⁶⁷⁾善右衛門が自らの責任で差配する貸付金の取り立てと近衛家への返納を行っていたことが分かる。また、善左衛門も亡父善右衛門と同様、近衛家よりの拝借金銀を伊丹郷町住民へ貸し付けており、残存する六通の近衛家宛て借用証文より、文久元年から明治元（一八六八）年にかけて金二〇四五両と銀四〇貫を近衛家から借り受けていることが確認できる。⁶⁸⁾

このように善左衛門は金銭的な負担をともなう金銀貸付専門の役職である「御趣法銀取立方御貸附掛り仮役」を、町庄屋・惣宿老格であった父善右衛門が行っていたように、伊丹郷町内酒造家への扶助を主目的とした町政上の職務として行わなければならなくなった。亡父からの金銀貸付掛りの継承による町政組織への加入は、従来の伊丹郷町運営ではみられなかった事態である。このようなイレギュラーな町役人の設置は、酒造家への貸付が町運営上欠くことのできない職務であったことに起因

する。善右衛門の惣宿老格就任もかかる要因が大きく作用したが、惣宿老格の設置という町政組織の変容が、善左衛門の町政組織加入というさらなる変容を招来した。善左衛門の町政組織への加入は、酒造業の維持という、商工業を町運営の基礎に据える在郷町に特徴的な経済的課題への対処であった。しかし一方で金融活動という経済的な能力に加え、亡父善右衛門と同様に善左衛門についても、近衛家の家政に深くかわる活動を行っている点が特徴的かつ重要である。次項で検討する。

二 「内々」の「御用」の成立

近衛家家政に関する伴善左衛門の活動として、安政六（一八五九）年八月、九条家の千石加増が決定されたことにもなう加増地に関する情報収集がある。これに関して、伴善左衛門へ近衛家代官から書状が送られている。⁶⁹⁾以下に掲げる。

内々早御用ニ付以態飛脚申入候、追々寒冷相増候処愈御堅固珍重存候

一此度九条様千石御増地御拝領之処、右御場所之義灘目ニ相成候哉之趣風聞承り候、右実事ニ候而者伊丹近辺之義ニ付、御政事向初種々差支之義共件々可有之与大夫衆初内々心配有之候、虚実之処過日方種々相探り候へ共未慥ニ相分兼候、大坂御城代ニ而者相分り可申様子ニ付、極蜜召合之義相成間敷哉、其分与力内山方又ハ同所支配之御代官之方ニて相知レ不申哉是又承り合申度候、併此節柄之義 御殿方之御召合セ与相成候而者自然差支候廉も可有之候間、先其許之心得ニて被召合候様致度候

一右之虚実未内用人之取扱ニて、公用人ハ存不申義も可有之哉心得迄ニ申入候

一前文之義自然御治定ニも可相成模様ニも候ハ、御城代江何卒早々手ヲ入申度御内評ニ候間、宜敷手掛り無之哉是又勘考頼入存候一九印方御城代ニ宜敷手筋有之旨、慥ニ承り候、名前之処相分り兼候 御殿より御召合之義与申事、可成者右之仁江不知様精々致度候

一 小西新右衛門方江此書状内々一覽置有之候様致度候、就而者宜敷心附も有之候ハ、相談有之候様致度候

右之義共誠御太儀ニ候へ共、出坂ニ而配慮有之候様致度候、一日も早く相分り候へ者御都合宜敷候間、相分り次第早々答書有之候様存候、先者差急キ右等申入候以上

十月十九日夜認

木村勘ヶ由

清水求馬

蔭山伊勢介

伴善左衛門殿

尚々自然日数も可掛模様ニ候ハ、其趣文通有之候様存候、且又御城代銀主之筋より手ヲ入候方宜敷趣ニ付此義も申入候ここでは、九条家の千石加増の拝領地が灘目になるとの風聞があり、これが事実であれば伊丹に近く差し支えがあると近衛家の大夫が心配しているが、虚実のところは明らかでないことを近衛家代官が知らせている。ついで大坂城代であれば九条家の拝領地について知っているであろうから、極内密に照会ができないか善左衛門へ尋ねている。また、近衛家より照会をしては支障があるから、まずは善左衛門から照会するようにと伝えられている。このほか、小西新右衛門へもこの書状を一覧させること、大坂城代の銀主へ探りを入れてもよいということ等が書かれている。

天保十四（一八四三）年の上知一件の時と同様に、近衛家が伴善左衛門が持つ大坂城代への情報網を活用しようとする様子が見える。また近衛家代官は、大坂町奉行所と力や大坂代官が九条の千石加増について知っているかどうかとも善左衛門へ問い合わせしており、善左衛門が大坂町奉行所や大坂代官所の幕府役人とも接点を持つていたことが分かる。さらに、小西新右衛門へも書状を回覧させていることから、小西も幕府中枢にいるような人物との接点を持つ人物と近衛家が見なしていると推測される。善左衛門や小西新右衛門は近衛家が期待するような情報を持ち、同家にとって重要な人材であった。そしてこのような善左衛門の情報収集活動を、近衛家が「内々」の「御用」として位置づけていることが書状冒頭より分かる。

九条家の加増地については伊丹郷町の支配にもかかわるが、第一義的には近衛家の円滑な再生産を果たしていくために解決すべき問題であり、幕末期の公家と幕府との関係性に起因する問題である。個別領主間の関係性における自家の立場に配慮する近衛家の姿勢から、幕府役人からの情報収集は町役人に課せられ、「内々」に遂行すべき「御用」が形成されていく。当該期の政治的状况に規定されて、町役人はより領主家政に密着した情報収集を行ない、政治的な活動を水面下で行なうことが求められていくのである。

領主の政治的立場や政局への関わり方と、政治的中間層との関係性は、領主への資金調達といった経済的側面を中心に明らかにされてきた。⁶⁰ 伴善左衛門の事例も彼の金融ネットワークを基礎としているが、直接に政局に関わる情報収集の領主からの要求が具体的に示されている点特徴的である。掛屋による情報収集および幕府役人との情報交換については岩城卓二氏が明らかにしているが、領主と領下の町役人という直接的な

支配―被支配関係にあつて、町役人が自家の経営にとつて利益となるか否かという基準ではなく、「御用」として領主をとりまく政局に関する情報収集を担っている点は注目される。近世後期・幕末期には、個別領主支配が当該期の政治・政局変化によりゆらいでいく中で、町役人が情報主集活動というかたちで領主支配と町運営の安定化に努め、それらを支えていた。

伴善左衛門は、本来は町政組織の一員になるべき立場にはなく、町政上の役職を得た後も定期的に町会所に出勤しているわけではない。しかし、前述のように近衛家は伴家の家経営に依拠した貸付を善右衛門に行わせていたため、善右衛門死後、善左衛門を「御趣法銀取立方御貸附掛り仮役」に任命する必要があつた。個人の家経営に依拠する貸付金の構造という要因もあつたが、大坂城代の蔵元を務めていると言われている善左衛門が、金融の才覚を持っているという側面も大きかつたと考えられる。また、善右衛門が形成したと考えられる大坂町奉行所関係者との人脈は善左衛門に引き継がれ、善左衛門の金融ネットワークとあいまって近衛家の「御用」遂行に利用されることになるだけでなく、町運営上必要な活動に活かされた。伴善左衛門の政治的な情報収集は、彼の金融ネットワークにたよるところが大きかつたが、このような活動は大坂周辺在郷町という伊丹郷町の地理的条件により可能になつた。すなわち、日常的に大坂へ出張することができ、商用による大坂での人脈も広く有しているという町役人の立場が、情報収集を可能にしたのである。

おわりに

天保・弘化期以降の伊丹郷町においては、他領掛りの金公事の増加と、

町の基幹産業である酒造業の低迷といった都市経済の変動によつて、「公辺向御用」―大坂町奉行所関係事務と酒造家への金銀融通を担つた町庄屋の伴善右衛門が、惣宿老格へと昇進するという町政組織内の転換が生じた。これら「公辺向御用」と酒造家への金銀融通は、商品経済の進展したIn郷町であるために必要性の高まりをみせた。酒造業を基幹産業とする伊丹郷町では酒造家への金銀融通は不可欠であり、特に天保後期以降の酒造業の低迷により、酒造家への資金貸付はその重要性を増していった。しかしながら一方で、酒造業の低迷のために元利返済の滞納が生じ、貸付資金を出資する近衛家財政の減収に直結した。

このような状況下で、惣宿老格に就任した善右衛門は自らの家屋敷・田畑を引当として領主近衛家から借り受けた金銀を酒造家に融通していた。酒造家への融通が伴家個人の家経営に依拠していたことになる。しかし伴家は卓越した経済力を持っているわけではなく、大坂両替商からの金銀借用も確認でき、自らの家経営に負担を負つてまで酒造家への融通を行なつていたことが考えられる。町庄屋であつた伴は町村の一般町人・百姓の利害を代表する側面も有していたが、領主近衛家に評価されたのは酒造家への金銀融通であり、近衛家による酒造家の経営維持を優先させる家領経営方針が現れていたといえる。

加えて伴善右衛門は、大坂町奉行所関係事務の遂行といつた、伊丹郷町内で行なわれる町政事務だけでなく、幕府役人との交渉など近衛家家政にとつても有益な能力をもつていた。日常的な町政事務能力に加え、近世中期には見られなかつた地域の産業を維持させるための金融活動と、領主の家領経営を左右する幕府役人との人脈・交渉能力といつた、伊丹郷町を円滑に運営するために必要となる多様な実務が評価されての惣宿老格昇進であつたと考えられる。伊丹郷町が大坂近郊In郷町であり、

酒造業を基幹産業とする経済的特質を有していたこと、そしてこのような場を主な領知とした領主の家領経営方針に規定されながら、近世後期の社会変動に対応する上では、従来の職務内容を逸脱した広域な活動を行なうことができる町役人の存在が、地域運営において大きな意味を持つようになった。

善右衛門の死後は息子の善左衛門が金銀融通を継承し、「御趣法銀取立方御貸附掛り仮役」が新設される。善右衛門が行なっていた酒造家への金銀融通が、伴家の家経営に依拠して行なわれていたことで、善右衛門の死後息子の善左衛門が酒造家への金銀融通を引き継ぐことになったためである。町政組織の新たな役職に就任した善左衛門は、実際に近衛家下付金の貸付を担い、自ら金銭的な負担を負いながら町運営上の金融活動を行なうこととなった。加えて善左衛門は、近衛家の政治的立場に規定されて政治的情報の収集をも求められることがあった。善左衛門の情報収集は伴家の家経営の中で獲得された人脈と、亡父善右衛門が町庄屋の職務遂行の中で獲得した人脈とにもとづいて行なわれたと考えられる。近衛家による伴親子の人脈・情報網の利用が引き続き計られた。

近世後期の在郷町における経済変動によって、町役人は増加する他領掛りの訴訟の世話による事務能力と、大坂町奉行所関係の人脈とを獲得する一方で、酒造家への金銀融通に迫られた。酒造家への金銀融通に際しては町役人の個別家経営によってつちかわれた金融の才覚がその基礎になったと考えられるが、町役人が有する金融ネットワークが、領主家政あるいは家領経営にとって重要な交渉のための人脈として利用されていく。町役人の家業経営のための経済的な人脈が、領主家政のための政治的な人脈へと転化するのであるが、この人脈は結果的に伊丹郷町運営のために働くことになった。

伴親子のような職務を展開する町役人は、伊丹郷町においては従来みることができない。このような町役人の性格変化は、町役人が当該期に新たに現れる経済的・政治的変動という問題に対応するために、従来の職務の枠組みを超えて活動せざるを得なかったことに起因する。在郷町における経済変動によって町構造が変化し、従来なかった伴親子の特異な活動が蓄積されていくことと、町政組織の構成員の家没落による町役人減員という事態が重なることで、従来の町政組織構造を当該期の実態にあわせて再度組み直す必要が生じ、町政組織に新たな役職が設置されたのである。

従来の村落を対象とした近世地域史研究でも、領主・政治的中間層による地域経済のための公的な金融活動の展開が明らかにされているが、本稿ではこのような町政組織ぐるみで行なわれる地域金融が町役人の昇進の要因になることを明かにした。このような金融活動は、特産品生産を経済基盤に持つ在郷町であるために大規模に展開されると考えられる。加えて金融活動は町役人が領主から多額の借入をし、経済的ヘゲモニー下におかれていることが特徴的である。政治的中間層が持つ経済的ヘゲモニーを領主が利用することは従来の研究でも明らかにされている⁶⁴。在郷町においては、領主が在郷町から得た富により経済的ヘゲモニーを有し、新興の町役人を包摂していくという構造をもっている。また、所領における領主不在という畿内近国非領国地域にしばしば見られる条件に規定され、伊丹郷町においても町役人の町政能力が蓄積された。先行研究では、大坂町奉行所における訴訟処理に関わる事務能力が重要視されたことに加え、政治的中間層が大坂における金融ネットワークを持つことが領主財政において重要であったことが明らかにされている⁶⁴。本稿ではこのような大坂における政治的・経済的人脈が、近世後期・幕末

期の政治・政局の変動に際して領主から利用されうること、かかる能力が町役人の昇進に作用することを指摘した。

最後に、伊丹郷町を事例にして明らかにした特徴は、いずれも在郷町の経済的特質に起因している。在郷町においては、金銀出入の多さから、町役人は大坂町奉行所関係事務を行なう実務能力が求められることになった。このような町奉行所周辺事務の遂行の必要性は、他の村落でも一般的に求められると考えられる。特徴的なことは、町役人は自らの経済的負担を負って基幹産業を維持させるための金融を展開する必要があり、さらに自家の経営上蓄積されていた金融ネットワークが領主の政治的な情報収集活動のために利用されうることである。この際大坂における人脈は重要視されており、町役人としての大坂での公務遂行による人脈形成も、金融ネットワークとあわせて情報収集に大きく寄与したと考えられる。日常的に行なわれる町政事務や、在郷町をとりまく経済状況の変化により増大する他領掛りの訴訟の世話、地域生産者への金銀貸付業務といった、経済社会変動に影響を受ける地域を維持・運営するため遂行される町政実務に加え、より領主家政や政局に密着しつつ、地域社会運営に深く関与する政治情報収集活動を果たしていくことのできる町役人が現れる社会的な構造が近世後期の在郷町には存在した。

【注】

- (1) 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』、東京大学出版会、二〇〇二年。
- (2) 山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会』、清文堂出版、二〇〇七年。熊谷光子『畿内・近国の旗本知行と在地代官』、清文堂出版、二〇一

三年。渡辺尚志『近世の村落と地域社会』、塙書房、二〇〇七年。野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』、吉川弘文館、二〇一四年。籠橋俊充『近世藩領の地域社会と行政』、吉川弘文館、二〇一二年。

(3) 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成―全国市場との関係をふまえて―」『歴史学研究』第七五五号、二〇〇一年。小松賢司『近世後期社会の構造と村請制』、校倉書房、二〇一四年。

(4) 前掲「熊谷二〇一三」。

(5) 脇田修『近世封建社会の経済構造』、御茶の水書房、一九六三年。中部よし子『近世都市の成立と構造』、新生社、一九六七年。

(6) 佐々木潤之介『幕末社会論』、塙書房、一九六九年。

(7) 乾宏巳「摂津池田における町共同体」(中部よし子編『大坂と周辺諸都市の研究』、清文堂出版、一九九四年)

(8) 酒井一輔「近世後期関東在方町における町組織の運営と機能―下総国香取郡佐原村新橋本町を事例に―」『千葉史学』第六四号、二〇一四年)

(9) 渡辺浩一『近世日本の都市と民衆』、吉川弘文館、一九九九年。渡辺氏は、機能別に異なった名称が付されている在方にある町場を「在方町」と一括し、在方町を近世都市の一類型として近世都市史研究の中に位置づけることを目的とした。在方町と城下町・周辺村落との序列意識の問題と住民結合に着目し、在方町独自の住民結合の歴史的位置を明らかにすることを課題とした。

(10) 志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」『歴史学研究』、第七二九号、一九九九年。前掲「野尻二〇一四」。舟橋明宏『近世の地主制と地域社会』、岩田書店、二〇〇四年。前掲「岩田二〇〇一」。

(11) 文化期までの町政組織の変遷に関しては、『伊丹市史』第二卷一三三―一三五頁、鶴美子「近世伊丹の町政組織について」(『地域研究いたみ』

第九号、一九七八年）、山中永之佑「近世伊丹郷町における町政組織―惣宿老制の展開を中心に―」（伊丹市立博物館編『伊丹酒造家史料』（下）解題、一九九二年、伊丹市）を参照した。

(12) 前掲山中論文八二三頁、『伊丹酒造家史料』（下）四九一「惣宿老勤め方につき申渡し」。

(13) 「公事出入取斗い方につき願書」（『伊丹酒造家史料』（下）四九四）、「公事出入取斗い方につき再願書」（同四九五）、「公事出入取斗い方等につき口上書」（同四九六）、「公事出入取斗い方につき役人出丹願い」（同四九七）、「惣宿老減少につき勤め方の儀願上げ」（同五〇一）、「惣宿老減少につき勤め方の儀再願」（同五〇二）。

(14) 伊丹市図書館文書七（伊丹市立博物館所蔵、以下同）、天保十三年の惣宿老当役は山本庄兵衛、惣宿老加勢役は坂上三有郎である。

(15) 伊丹市図書館文書八。弘化三年の惣宿老当役は山本庄兵衛（ただし山本が病氣であったため上島八郎兵衛が代勤）、惣宿老加勢役は坂上三有郎である。

(16) 伊丹郷町の町会所は紺屋町にあり、無年貢地であった。諸普請は酒家中より勤められた（『御用雑記』『伊丹酒造家史料』（下）四八〇）。昭和二十八年焼失。

(17) 伊丹郷町の消防体制については石川道子「在郷町の火消しの存在形態―伊丹郷町の消防体制と火消しの位置―」（石川道子追悼事業実行委員会編『近世西摂津の都市と農村』、神戸新聞出版センター、二〇一六年、初出一九九三年）。

(18) 「御用雑記」（『伊丹酒造家史料』（下）四八〇）より。「御用雑記」は、惣宿老ら町政組織の各役職が行ってきた職務や取り決め等、町政に関する事柄を書き上げた記録であるが、正式な職務規程ではなく覚のような性格

が強い。また、作成年代も不明であるが、近世後期のものと考えられる。
(19) 小西新右衛門氏文書V六八一・一（天明元年九月町庄屋源次郎より惣宿老宛て諸入用勘定書）、同V四三二二・一（安永四年八月町庄屋仁兵衛より惣宿老宛て年貢勘定書）。

(20) 「御金方支配につき申渡し」（『伊丹酒造家史料』（下）五一六）。

(21) 「麻田藩一件落着につき銀主より近衛家宛て請書」（『伊丹酒造家史料』（下）三五三）。

(22) 『伊丹酒造家史料』（下）三六四。

(23) 小西新右衛門氏文書（近世編）（伊丹市立博物館寄託、以下同）V三六九二。

(24) 小西新右衛門氏文書（近世編）V三六九四。同V三六九五。

(25) 前掲鶴論文において、町庄屋の苗字・帯刀御免について町庄屋伴善右衛門が「惣宿老加勢」を命じられた際の史料を掲げているが、善右衛門の惣宿老格就任についての検討はなされていない。

(26) 『伊丹市史』第二巻四五二頁の表一〇四および四六四頁の表一〇七より、石橋屋新太郎が天保十三年に大鹿屋市右衛門より伊丹入株の酒造稼石高一七二四・七石を譲り受け、安政四年には兎原群深江村の永田屋平二郎へ譲渡していることが分かる。

(27) 前掲鶴論文。

(28) 石橋屋善右衛門文書（伊丹市立博物館所蔵、以下同）一〇四二。

(29) 石橋屋善右衛門文書一〇四一。

(30) 伊丹市図書館文書四四一。

(31) 石橋屋善右衛門文書一〇〇四。

(32) 小西新右衛門氏文書（近世編）V一五〇。

(33) 石橋屋善右衛門文書一〇二二。

- (34) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・一五〇。
- (35) 中部よし子「封建都市酒造業の展開―摂津国川辺郡伊丹郷を中心として―」(大阪歴史学会編『封建社会の村と町』、吉川弘文館、一九五七年)。
伴正之所蔵文書「天保十一年御用留」から述べている。
- (36) 伊丹市図書館文書四二七一。
- (37) 善右衛門が大坂町奉行所関連事務を開始するにあたっては、彼の個人的な大坂における一定度の人脈と折衝能力が、その基礎として存在したことが推測される。
- (38) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四八七。
- (39) 「御貸付金利息上納覚」(『伊丹酒造家史料』(下) 五二九)。
- (40) 石橋屋善右衛門文書。
- (41) 石橋屋善右衛門文書一三二一。
- (42) 石橋屋善右衛門文書。
- (43) 石橋屋善右衛門文書九九二。
- (44) このとき新太郎が大坂城代の蔵元を勤めていたかどうかは他の史料上では確認が取れない。
- (45) 石橋屋善右衛門文書五五。
- (46) 石橋屋善右衛門文書一〇二二。
- (47) 石橋屋善右衛門文書一二。
- (48) 当時清水家家老の曲淵景山と考えられる。曲淵景山(生年未詳、一八五七)は、勝次郎と称し、のち任官して甲斐守・和泉守・出羽守を名乗った。文政六(一八二二)年三月小姓組から中奥番に転じ、同八月留守居の曲淵景露の養子となり御徒頭へ進んだ。同七月に西丸目付、翌十一年十一月に本丸目付となり勝手掛を務める。天保六(一八三五)年に養父の死去により家督を相続した。翌七年四月に堺奉行、同十二年六月に小普請奉行

- に就任している。その後は同十三年八月に清水家家老、弘化三(一八四六)年に一橋家家老に任命された。嘉永四(一八五二)年十二月に御留守居となる。安政四(一八五七)年十月に死去(竹内誠・深井雅海・太田尚宏・白根孝胤編『徳川幕臣人名辞典』、東京堂出版、二〇一〇年、六〇九、六一〇頁参照)。
- (49) 近衛家は京都二条河原町に蔵屋敷を所有し、そこで伊丹の町役人を在勤させ(「在番」と言われている)伊丹酒の販売等を行わせていたが(第四章で詳述)、京都蔵屋敷の在番と伊丹との連絡は伴善右衛門が担っていたことが確認できる。
- (50) 石橋屋善右衛門文書四一八。年代は記されていないが、嘉永年間から伴善右衛門が死去する安政五年までに作成されたものと考えてよい。
- (51) 近衛文書(陽明文庫蔵、以下同) 財政一六四六八、同一六四七〇、同一六四七一、同一六四七二、同一六四七三、同一六四七四。いずれも伴善右衛門から近衛家代官宛ての拝借金証文。
- (52) 「御趣法銀取立方御貸付掛り仰付け覚」(『伊丹酒造家史料』(下) 五三二)。
- (53) 近衛文書・財政一六四八七「乍恐口上」。
- (54) 石橋屋善右衛門文書一五四。
- (55) 近衛文書・財政一六四八九。
- (56) 石橋屋善右衛門文書一三三二四。
- (57) 石橋屋善右衛門文書四一六。
- (58) 近衛文書・財政一六四九〇、同一六四九一、同一六四九二、同一六四九三、同一六四九四、同一六四九五。
- (59) 石橋屋善右衛門文書一〇二一八。
- (60) 前掲「野尻二〇一四」。

(61) 岩城卓二「掛屋と代官所役人」(宇佐美英機・藪田貫編『江戸の人と身分1 都市の身分願望』、吉川弘文館、二〇一〇年)。

(62) 幕末期、治安維持のための伊丹郷町における鉄砲使用を大坂町奉行所へ届出の際には、伴善左衛門が奉行所与力への挨拶や届出を担当している(小西新右衛門氏文書(近世編) V・八八八)。

(63) 前掲「山崎二〇〇七」。

(64) 前掲「熊谷二〇一四」。萬代悠「岸和田藩政と豪農の資金調達」(『ヒストリア』第二五三号、二〇一五年)。

第四章 近世後期伊丹郷町における年貢酒政策の展開

はじめに

近世における酒造政策は、主に幕藩領主による米価調整といった政治経済的要因、および酒造仲間内の経済的状況・生産状況により説明されてきた。畿内では、天明期（一七八一〜八八）に江戸積撰泉十二郷酒造仲間（大坂三郷・伝法・北在・池田・伊丹・尼崎・西宮・兵庫・今津・上灘・下灘・堺）が成立し、江戸積酒造業の再編が行われたことで、幕府による統制に加え、酒造仲間内で江戸送り高の取り決めが行なわれるようになったことが知られている。^①

しかしながら幕末期においては、当該期の政局が江戸積酒造業にあたる影響を無視できないと考えられる。幕末期においては、参勤交代の緩和による江戸からの諸藩家中の帰国や、將軍に加え各藩藩士の京・大坂滞在によって、従来の一大酒消費地である江戸での酒販売による収益獲得という市場構造が変化することが推測されるためである。特に、新たに有力な消費地となる京阪における酒流通・販売という視点を欠くと、近世後期における商品流通構造の変容を捉えきれないという問題が生じると言えよう。

幕末期畿内近国における市場構造や流通の変容に関しては、従来中央市場大坂を中心にして成り立つ幕藩権力と都市特権商人による市場・流通構造に対し、藩専売制に代表される個別領主による領主的商品流通が台頭するも、これら領主―特権商人による市場・流通構造の枠外で、在地商人が活動し、既存の流通関係を動揺させていくことや、大坂においても新興問屋商人が商慣行を逸脱して活動することが明らかにされてき

た。^② また、雄藩と畿内豪農商が取り結んだ交易関係の内実についても分析が深められている。^③ 市場・流通の構造的変容が明らかにされてきたといえる。

一方で、幕末期の政治・政局変化の影響を受ける物資流通とそれを担う商人の姿も明らかにされている。樋爪修氏は、幕末期における大津―京都間の米輸送を大津米商人の立場から検討し、禁門の変による物資輸送の混乱に、御用米輸送を担う大津米商人と幕府が対応していくこと、將軍上洛と諸藩の上京という政治的变化に際し、彦根藩らによる新規流通ルートの開拓が大津米商人の権益を侵害したことを明らかにしている^④。西向宏介氏は、第一次・第二次長州戦争といった政治的・軍事的要因により瀬戸内海地域市場が打撃を受けたことを指摘している。^⑤

これらの研究をふまえ、近世後期の流通構造の変容と、幕末期における政治・政局変化によってさらに変化する流通構造や、地域生産者が受ける影響の様相とを連続的に捉える必要がある。領主の政治的な立場や政局と、地域社会における生産・流通との関連については、従来具体的な実証研究はほとんど蓄積されておらず、まずはその具体像を明らかにすることを課題としたい。そこで本章では、摂津国川辺郡伊丹郷町における年貢酒をめぐる政策を事例として考察していくこととする。

伊丹酒造業は寛政後期から文化期にかけて、近衛家の指導のもとで江戸積撰泉十二郷での取り決めとは異なる伊丹独自の生産規制を進めていった。近衛家領であることが、伊丹郷酒造仲間が独自の立場をとることができたことの要因の一つとされ、重要視されている。^⑥ このような近衛家主導による伊丹郷独自の酒造政策として、天保期以降における近衛家

【表四-1】銘柄別年貢酒樽数

	天保14	弘化1	弘化2	弘化3
別名 (男山・老松・白雪)	481	395	235	75
別名(泉川)	370	115	148	61
上々銘	1511	811	474	201
上銘	2438	2009	816	530
中銘	1613	1914	1183	593
並銘	2489	2441	1427	666
味酥	5	20	5	2
計	8915	7705	4288	2128

※弘化3年のみは、正月より6月までの納高。
『伊丹市史』第2巻439頁表100より作成

であつたことが明らかにされている【表四-1】。天保十四年分の年貢酒の「勘定帳」では、販売額は四七〇貫余で、「差引銀高」は近衛家へ吸収された【表四-2】。したがって、近衛家は伊丹郷町における酒造業を奨励するとともに利潤を得ていた。年貢酒上納の方法は、一部が近衛家・家中に献進する御用酒や御用所に渡す御用酒として現物納され、大部分は酒家仲間
で売捌き銀納となつたほか、蔵屋敷での消費などにもあてられた。代銀納の部分については、天保十四年には年貢酒八九一五樽のうち四五一七樽が充てられ、実

際の売値に近い定直段を近衛家が定め、その一割五分引の銀高が近衛家に上納されたことが明らかにされている。以上の通り述べられているが、これ以上の詳細な記述は「年貢酒由緒書」（本章第四節で述べる）の紹介以外にな
い。しかしながら、年貢酒政策は近世後期の領主近衛家と伊丹郷酒造家との関係を捉える上で重要な政策であり、政策の展開過程など基礎的な事項から確認していく必要がある。そこで本稿では、伊丹郷町における年貢酒政策の展開を明らかにした上で、前述の課題に
応えていくものとする。なお、伊丹郷の酒造株は明暦三（一六五七）年に設定されており、寛文六（一六六六）年の酒造株数は四八株・酒造家数三六軒、幕末期には一五五株・八五軒であつた。
京都における酒の生産・流通についても述べておく。⁷⁾ 洛中においては他国よりの酒の流入・買入は原則禁止されており、近世を通じて統制が課題となつていた。正徳六（一七一六）年の酒屋軒数は、造酒屋が六五九軒（洛中五三九軒・洛外一二〇軒）、卸売商から酒を購入して小売をする請酒屋が四九四軒（洛中二五八軒・洛外二二六軒）であつた。その後造酒屋の減少がみられ、近世後期には洛中で約二五〇軒であつたとされる。⁸⁾

への年貢酒上納がある。伊丹郷の年貢酒政策については、『伊丹市史』第二巻において一定明らかにされている。すなわち、天保五（一八三四）年から、醸造高統制強化のなかで伊丹酒造家に統制の枠外に別口で毎年三七五〇樽ずつ京都で販売させるというもので、京都を伊丹酒の新市場として獲得するに至つた。京都での伊丹酒販売に際しては京都酒造家の反対があつたものの、京都請酒屋の一手販売ということに落着した。近衛家の冥加銀徴収が酒家に圧迫にならないように配慮しつつ、名分を立てて酒造家にすこしでも多くの酒を作らせようと酒家の助勢をはかつたのが、年貢酒の制度である
と述べられている。実際には天保末年で八〇〇〇樽前後を伊丹の各酒造家に割り当てており、規定した三七五〇樽を大きく上回つての販売

【表四-2】天保14年(1843)年貢酒勘定

	樽数(樽)	価格(匁)
御年貢酒高	8915	
代り酒勘定	1429	
差引残り樽数	7486	
近衛殿納め	779	43,466
大坂御用所廻し	1040	58,039
京請酒屋仲間売捌き	4517	} 339,880
四日市廻し	850	
江州廻し	280	
蔵屋敷払い	20	
蔵屋敷古酒売捌き	1286	8,744
変味酒売捌き	1429	20,599
御用生粕	50	168
計		470,896
諸費用		53,205
差引銀高		417,691

※『伊丹市史』第2巻439頁表100より作成。

第一節 伊丹郷年貢酒の制度変遷

一 天保期における年貢酒政策の開始

天保五（一八三四）年八月、伊丹年貢酒の京都市中における販売制度が定められたことを触れる京都町触が發布された。この触では、「近衛殿御家領撰州伊丹表方年貢米代りニ伊丹酒相納、往古方市中之者共江御捌ニ相成候訳柄を以、今般市中酒造人共江伊丹酒為任ニ相成引請売捌候間、望之者ハ右酒造人共方買請可申候」とある。古くから伊丹酒は年貢として近衛家へ納められており、市中の者たちへ販売されていたことから、天保五年にいたって伊丹酒の販売を市中酒造人らに任せることになったことが分かる。「往古」と言われていることに関しては、京都での伊丹酒販売が享保期（一七一六〜三五）より確認できることが指摘されている。伊丹酒販売にあたっては、「是迄近衛殿江申込売下ケ貰候者共有之由ニ候得共、右之通酒造人共引請候上ハ、近衛殿江申込候与茂売下ケ無之筈ニ候」とされている。従来近衛家から直接に伊丹酒を買っていた者であっても、伊丹酒販売取り扱いの酒造家が定められた以上、近衛家へ申し込んでも伊丹酒の売下げはなされないことが定められている。加えて、明和九（一七七二）年から触れているように、他国より京都へ流入する酒を買い入れることも禁止している。

江戸下り酒の名産地である伊丹郷が近衛家領であったことで、天保期以前から年貢米の代わりに酒を近衛家へ上納するという名目が立っており、京都において伊丹酒を流通させることが可能となっていた。洛中において他国酒の買ひ請けは禁止されていたが、以上のような伊丹酒の由緒により、京都での伊丹酒販売が規制対象外であったことに注意したい。そして天保五年八月の町触發布により、他国酒の流入販売が禁じら

れていた京都において、伊丹酒の販売のみが幕府から公認されることになった。

翌天保六年九月には、京都酒造人が引き受けた三七五〇樽の内三分の一を造酒屋が、三分の二を請酒屋が引き受けるという取り決めがなされた。しかし同十年八月には、この取り決めが守られず、勝手に引受樽数を増やしている酒屋がいることが問題となった。そこで、請酒屋引き受け分は請酒屋惣代がまず一手に引き受けることが決められている。

伊丹年貢酒三七五〇樽の京都造酒屋と請酒屋とでの樽数取り決めは、株仲間再興後の嘉永六（一八五三）年に近衛家代官から京都町奉行所へ提出した、年貢酒に関する説明書においても確認されている。この史料からは、株仲間再興以前の年貢酒の販売方法を知ることができる。すなわち、①年貢酒は近衛家の蔵屋敷で、一ヶ月に造酒屋へは一〇〇樽余り、請酒屋へは二〇〇樽余りを渡すこと、②年貢酒代銀は二ヶ月分をまとめてその翌月の晦日に蔵屋敷へ納めること（例えば、正月・二月分は三月晦日に納める）、③月々に酒屋へ渡した年貢酒の樽数と代金納入状況を京都東町奉行所に届け出ること（株仲間再興以後は東西町奉行所へ月々「御届帳」を提出）、ということである。年貢酒の京都酒屋への配付や代金徴収は近衛家の蔵屋敷で行なわれており、これら販売状況は京都町奉行へ報告されていたことが分かる。

また、この史料には、嘉永六年の年貢酒値段とともに、京都酒屋が年貢酒販売で得る口銭と近衛家への納入銀額が示されている。年貢酒販売により京都酒屋と近衛家とがそれぞれ収入を得る仕組みになっていることが分かる。ここで問題になるのは、伊丹酒造家が年貢酒販売によりいかにどの利益を得ているのかということであるが、詳細は明らかにできなかった。しかし、『伊丹市史』第二巻では小西新右衛門家の酒出荷状況

に關し、減醸令の強化された天保期後半には江戸積駄数が減少する反面、御用酒（含京都販売）・大坂売り・地売り分が増加し、江戸積分が平年並みとなる天保十四年以降には、ふたたび地売り分が減少すると述べている。酒造制限令下において、年貢酒販売が小西本家の経営縮小を阻むことに役立つと言える。

伊丹酒造家全体の経営動向に関して詳細を明らかにし得ないが、天保八年十一月朔日付で伊丹酒家惣代から惣宿老らに宛てられた願書では、「近年酒造減石之砌、御年貢酒被為 仰付、惣分造方融通」になりありがたいが、「昨年之御直段ニ而 御上納」を命じて欲しい旨を願ひ出ている。具体的な酒値段に関しては述べられていないが、京都での年貢酒販売にともない、伊丹酒造家にも売上代銀が分配される仕組であることが分かる。

二 伊丹年貢酒の江戸廻送

天保十（一八三九）年十月には、伊丹郷酒造家からの出願を受け、年貢酒の「余分」を江戸積荷物に「指加」⁽¹⁾えることの許可が近衛家より下った。このとき、近衛家代官は「御年貢酒表向江戸積之儀ハ武迎え御懸合相済上ならてハ難出来候得共、畢竟酒造人共え御下ケ相成、捌方ニ付江戸積荷物ニ指加へ候様被 仰付候」と述べている。年貢酒を江戸積みする際には本来ならば幕府へかけ合い許可を得る必要があるものの、実際は幕府の許可なく行なっているのである。そのため近衛家は、もし幕府からの尋ねがあれば、年貢酒で「京都不向」の酒二五〇〇駄を江戸積へ加えたことを断わるようにと惣宿老・酒家年行事へ命じている。

近衛家は幕府への正式な手続をふまずに年貢酒の江戸積みを許可しており、酒造制限令を逸脱して行なっている年貢酒の生産を助長させたと

いえよう。酒造制限令が毎年発布されることで酒供給量が減じ酒価が高騰した天保期において、制限の枠をこえた江戸積みの実現は伊丹酒造業にとつて有利になっていたことから、幕府の目を盗んででも江戸積酒樽数を増加させる必要があったと考えられる。

以上のように天保五年以降、伊丹郷は京都・江戸においての酒販売量増大を企図・実現していた。しかし同十二年からの株仲間解散により、京都において他国より流入した酒の買入は勝手次第となった。株仲間再興後の嘉永六（一八五三）年には、解散以前と同じく伊丹酒と撰州富田清水市郎右衛門手造酒を除いた「他所酒」は買入禁止となったが、株仲間解散期は京都における伊丹酒の販売が特権ではなくなり、伊丹酒造業にとつて大きな支障となった。次節では、株仲間再興以後の年貢酒政策の制度変遷をみていく。

三 幕末期における年貢酒政策の転換

安政五（一八五八）年十月、伊丹酒造家からの出願を受け、近衛家から年貢酒・冥加銀の上納方法変更が命じられた。以下に史料をあげる。⁽¹⁾

（包紙）

「御年貢酒御冥加之儀酒家を願ニ付仮法を以御用酒御蔵被仰付罷御冥加御免被仰付候節

覚

安政五年十月

覚

惣宿老中

年行司中

此度酒家願立候御年貢酒并御冥加等之義者夫々訳柄有之儀ニ而、且

又差掛り御差支等之筋茂有之候得共、酒家難渋之折柄ニ付仮法を以而左之通被仰付候事、尤御不都合之義茂自然有之節者猶又可被仰下義茂可有之候事

一 御年貢酒五千樽唯今迄通表向被 仰付候事

但し内千樽者唯今迄通相納可申候、残り四千樽者御見合ニ相成、尤御下ケ之分不及御冥加候、右千樽春・秋両度ニ割納之事

一 江戸積三千石御冥加銀当冬納分御免ニ相成候、右ニ付願ニ依而禁中御献上并御上御膳酒等月割を以而都合百式拾樽献上之義御聞濟之事

一 御捌方之都合ニ寄多少共御買入酒可有之、其節御手支無之様精々取計可有之候事

一 昨巳年造り式千五百樽御下ケ冥加之分御免之事

(近衛家代官)

蔭山伊勢介

午十月十八日

表向きは年貢酒五〇〇樽を今まで通り仰せ付けるが、近衛家への上納は一〇〇樽のみで、残り四〇〇樽は見合わせ、「御下ケ之分」は冥加銀徴収は行なわない。江戸積み三〇〇石の冥加銀上納は御免とするかわりに、禁中御献上・御上御膳酒などを月割で合計一二〇樽献上すること。昨安政四年造りの二五〇〇樽を「御下ケ」した分の冥加銀は御免、という内容である。

ここでは、伊丹酒造家は実際に近衛家から仰せ付けられる年貢酒樽数よりも少ない樽数を上納し、残りは見合わせ、「御下ケ之分」すなわち近衛家へ上納しなかった分に対する冥加銀が免除となっている。安政五年以前には、酒造制限を超えて実際に販売する分の年貢酒に対して冥加

銀が課されていたことが分かる。近衛家へ上納する年貢酒よりも、伊丹酒造家に「御下ケ」する分が多くなっているが、上納しない分について酒造家がいかに処理するかこの史料では明示されていない。京都あるいは江戸において売り捌いた可能性もあるが、嘉永期以降の江戸入津樽数の減少（酒生産量もおおむね正比例すると思われる）【表四-3】を受けての「御下ケ」の措置をしたのではないだろうか。この時期には酒造休造の届出を酒家年行事に提出している酒造家も見られ、伊丹郷の酒生産力そのものが弱くなっているのであり、酒造制限高を超えての酒生産がむしろ負担となる酒造家が存在し、「酒家難渋之折柄」はこのような状況を指すことが考えられる。

また、『伊丹市史』第二巻で指摘されているように、安政五年までは正式に規定されている三七五〇樽以上の樽数の上納を命じていたことが分かり、この時期にいたって、年貢酒の規定樽数以上の生産・販売は限界に達したと評価できる。安政期には伊丹酒造家の窮乏が進み、文化末期以来恒常的に近衛家が酒造家へ貸し付けてきた金銀の利足上納延滞額も累積する一方になる。天保後期の株借入策が失敗に終わり、弘化期に有力酒造家が没落していったなかで、近衛家は酒造経営を維持させるような新たな政策をとらざるを得ず、納入量の調整と冥加銀免除といった方針をとる必要があったといえる。

【表四-3】近世後期、摂泉十二郷の江戸入津樽数

酒造地	文政4(1821)			天保14(1843)			嘉永6(1853)			安政3(1856)			慶応2(1866)		
	樽数(樽)	比率(%)	指数	樽数(樽)	比率(%)	指数	樽数(樽)	比率(%)	指数	樽数(樽)	比率(%)	指数	樽数(樽)	比率(%)	指数
今津	36,396	3.5	100	66,633	7.6	183	79,299	11.8	218	118,785	12.6	326	107,284	15.7	295
灘目	616,352	59.6	100	467,980	53.3	76	364,360	54.3	59	523,329	55.3	85	360,850	53	59
西宮	78,590	7.6	100	70,857	8.1	90	87,325	13	111	102,875	10.9	131	113,112	16.6	144
伊丹	174,140	16.8	100	148,135	16.9	85	60,695	9	35	80,507	8.5	46	37,533	5.5	22
その他	128,268	12.4	100	125,169	14.2	98	79,284	11.8	62	120,467	12.7	94	62,548	9.2	49
摂泉十二郷	1,033,746	100	100	878,774	100	85	670,963	100	65	945,963	100	92	681,327	100	66

『伊丹市史』第2巻、460・461頁、表106より作成。

伊丹酒造家は天保期からすでに年貢酒の江戸積みを目指していたが、文久二年（一八六二）二月になると、年貢酒の過半を江戸積みになわすことに關しての京都町触が發布されている。⁽¹⁾この町触では、「伊丹酒造之儀ハ江戸積專一之場所ニ候処去申年半石造被仰出、積廻し相減、酒造人共及難渋候付、自今年貢酒之内過半申下ケ、江戸表へ之積廻ニ差加、右年貢酒不足之分者摂州灘目、南城州、江州等之買酒を以相納」めることが触れられている。伊丹郷酒造家が前年文久元年の酒造制限により難渋しているため、京都へ納める年貢酒の過半を江戸積みすることが幕府から許可されていることが分かる。さらに、京都における年貢酒不足分は、摂州灘目・南山城・近江の「買酒」により補填すると言われている。遅くとも宝暦十（一七六〇）年には大津の酒が、天保十年には江州・丹州・伏見の酒が洛中に流入していたことが京都町触から分かるが、伊丹郷年貢酒の江戸廻送を契機として、京都への他国酒の流入・販売が「買酒」というかたちで可能になった。伊丹郷酒造家は、京都における伊丹酒の販売強化よりも、江戸におけるそれを狙っており、江戸販売強化は天保十年以降一貫した姿勢であったことがうかがえる。

第二節 幕末期政情変化による酒市場の変容

一 武士の在京による京都伊丹酒一手買上げの出願

文久二（一八六二）年二月に、京都に納入していた年貢酒の過半を江戸積みすることになったことに關連する願書が、同年十月、伊丹酒造家より惣宿老当役・酒家年行事へ提出された（この出願内容は後に惣宿老から近衛家へ上申している）。

乍恐書付ヲ以御願奉申上候

酒造人共

一当郷之義は酒造肝要之土地、御蔭ヲ以私共渡世罷在難有仕合奉存候、然ル処今般江戸表御改法被為在候ニ付而者彼地酒・諸品共不捌ケニ可相成、左候得者往々相続ニも抱リ可申義与是而已心配仕候、然ル処当郷之義者先年より御年貢之義酒ニ而上納被為 仰付難有奉存居候折柄、右御改法ニ付御大名様方多分御在京之趣御座候得者、諸品・酒とも多分ニ相捌可申、付而者近在近郷より当郷之造酒御年貢酒之手続ニ而京都江一手ニ相捌ケ可申様致流布、相羨候位之事ニ御座候処、当春已来他郷之酒御買上ケニ相成、此節ニ而者灘目辺方専積登し可申趣何共歎ケ敷次第二御座候、当郷之義者外ニ産業も無之土地、酒造方衰微ニ相成候而者郷中一躰ニ抱リ可申義ニ而、当郷之盛衰一事ニ可有之義与心配仕候ニ付、何卒外郷より積登し之義御差止メニ相成当郷造酒一手ニ御買上ケニ相成候様御賢慮之程乍恐御願奉申上候、御聞濟被為 成下候上者、可相成丈ケ下直ニ而上納仕、京地御差支無之様潤沢ニ積登し可仕候間、格別之御仁恵ヲ以右御聞濟被為 成下候ハ、御慈悲難有仕合奉存候

文久式戌十月

久代屋文次郎

大和田屋伊三郎

加勢屋忠兵衛

（他二七人省略）

当役中

年行事

この願書で問題となっていることは二点ある。まず第一に、「江戸表御改法」により江戸における酒・諸品の売り捌きが低調になるという点

である。「江戸表御改法」とは、大名の在京とかかわって言及していることから、同年閏八月に決定された参勤交代の緩和であると考えられる。参勤交代緩和により江戸における武家人口が減少することで、酒販売が「不捌ケ」となり酒造経営に影響することを伊丹酒造家が危惧していることが分かる。第二に、同年二月に伊丹年貢酒の京都納入分の過半を江戸積みし、不足分を他郷の「買酒」で補填することが決定されたが、諸大名の在京にあたり灘目辺りからもつばらに京都へ積み登すとされていることである。京都では他国からの酒流入が原則禁止される中で、例外的に伊丹酒の年貢酒販売が認められていたところ、灘目の酒も京都で流通・販売がなされるようになり、京都における伊丹酒の販売優位性が損なわれつつあることが問題になっているといえる。第一点目の問題を解決できるはずの伊丹酒京都販売が、第二点目の問題によって解決が妨げられていることになり、他郷よりの京都への酒積み登しを差し止め、伊丹郷の造酒を一手に買い上げることを出願している。

参勤交代の緩和と諸藩の在京という状況下で、いかにして京都において特権的な伊丹酒の販売を維持していくか、他郷との競争の中で伊丹郷酒造家が苦心する姿がうかがえる。さらに、年貢酒の江戸積みは従来伊丹酒造家からの出願で行われていたものの、江戸での酒消費量減少および京都での消費量増加という予測と、灘目酒造業との対抗関係のもとで、文久二年十月時点では江戸積みが裏目に出ていることが分かる。伊丹郷酒造家は、灘酒の京都流入を「歎ケ敷」ことだと述べており、他郷の「買酒」に比べて特に問題視している。幕末期に至ると、政情変化による経済的変動が生じ、武士²³消費者の移動といった市場構造の変化に対応する必要にも迫られたのである。

結局伊丹酒造家によるこの出願は近衛家から認められず、近衛家は以

後も他郷からの「買酒」を続けたと考えられるが、制度面ではこの時期においても京都での特権的な伊丹酒販売の形式は継続している様子を京都町触からうかがうことができる。すなわち、文久三年十二月に京都において菰包み・銘印付の酒樽は伊丹酒に限定することが再度確認されている。触では、近來京都における酒屋のうち、他所の酒を買い入れ、あるいは「悪酒」を菰包み・銘印付に仕立て、「諸家御膳酒」・「御用酒」と名目を唱えて伊丹酒と偽り売り捌く者があるとしている。このようなことは伊丹酒の品格を落とすことにつながり、「近衛殿御年貢酒」の売り捌き方にも支障が出かねないため、酒屋共へまぎらわしい売り捌き方を禁止している。京都における伊丹酒の特権的な販売形態を利用して、不正な販売を行なう酒屋が存在し、年貢酒の販売にも影響を及ぼす可能性があったといえる。

二 伊丹酒造業をめぐる幕府・個別領主との関係

伊丹年貢酒の制度的側面を中心に見ると、近衛家への年貢酒上納は、伊丹酒の京都における販路獲得とともに、年貢酒の「余分」・「京都不向」の分を江戸積みまわすことが可能になったという点では、伊丹郷酒造家の利益になった。そして伊丹酒の生産・販売拡大を狙う年貢酒政策は、灘目酒造業との競争関係が背後にあったことが大きく作用したと考えられる。年貢酒の江戸積み開始の際には幕府に対し正式な届出をしておかなかったことは、その現れであるといえよう。この他にも弘化三（一八四六）年には、伊丹郷酒造石高の「文化度石復」の幕府への出願の際に灘目の事例を提示している。願書から抜粋して以下にあげる。

酒造元石復之儀於 関東御差支之筋茂有之候得者、御料之内大坂御代官支配所撰州灘目酒造稼石之内、叔買入酒造石与相唱候稼石、高

千石ニ付此冥加銀四拾三匁宛、年々酒造人共右御代官所江納來候
趣ニ而、三ヶ年已前辰年中文化度御改之元石数を以、彼地酒造人江
鑑札御渡御座候段、則此御方御領内ニ而右酒造石稼來候もの方届
出候間、右御例を以書面勝手減石高灘目同様文化度減石復ニ相成候
者、御料所之並合を以□□^五從

近衛殿冥加金公納被為在度ニ付、此旨御頼面被仰立度候得共、全御
代官所ニおゐて茂小前酒造人伊丹同様之振ニ而一躰之衰微を被察、
右文化度元石復ニ被取計候儀与被改候間、自然御代官所江差支、又
者灘目酒造人共迷惑之筋ニもおよひ候而者如何敷□□^五之御内々被仰
入候、是等之趣御差含御取計頼被思召候御儀ニ御座候

大坂代官支配である灘目酒造地において設定されている靱買入株につ
いて、酒造石一〇〇石につき冥加銀四三匁を大坂代官所へ納めている
ことにより、文化年間に改めた酒造石高での鑑札を灘目酒造家へ渡した
ことを伊丹酒造家から聞いている。そこで、大坂代官支配所同様に近衛
家からも冥加銀を納めるため、酒造石高を文化年間と同様にまで戻して
ほしい、という出願内容になっている。灘目酒造業に文化年間の酒造石
高数を認めたのは、同所においても酒造業が衰退しているためだと近衛
家・伊丹郷町側が考えており、冥加銀納入という負担を課すことで酒造
高を増している大坂代官所・灘目に対抗し、灘目と同様の条件のもとで
酒造稼ぎを行なっていこうとする姿勢がうかがえる。

安政六（一八五九）年十二月には、九条家の千石加増分の領地が灘目
になるといふ噂の虚実を近衛家が危惧し、情報収集に乗りだそうとして
いる。実際には九条家領加増分の一〇〇石は、伊丹郷と同様近世前期
に江戸積み酒造地として発展した摂州豊嶋郡池田村に決定した。近衛家
が危惧した灘目にはならなかったが、元治元（一八六四）年八月に、池

田村庄屋・年寄が九条家役所へ年貢酒上納に関する口上書を提出してお
り注目される。口上書では、「御膳酒卜唱之摂州地より銘印附酒樽御取
寄ニ相成候而、御売捌ニ相成候御場所も在之、左候得者何卒当村方より
も近衛様御家領伊丹村御同様御年貢酒卜唱之相納度候間、何卒格別之以
御仁政願之趣御聞届被成下候様奉願上度」と述べられている。伊丹郷
が近衛家へ年貢酒を納めるのと同様に、池田郷も九条家へ年貢酒を納め、
売り捌くことを出願しているのである。近衛家は池田郷で出願されたよ
うな年貢酒生産・販売の出願やその実現が、九条家領の加増地が灘目に
なった場合にも起こりうると推測したのではなからうか。領主が近衛家
という公家であるからこそ可能になった年貢酒販売の制度が、灘目が九
条家領になることで伊丹郷同様に適用され、伊丹酒の京都販売の優位性
を大きく損なうことになることを危惧したといえる。

摂泉十二郷のうち幕末期において急激な伸長をみせるのは今津郷・西
宮郷であったが、灘目酒造地も依然として江戸入津樽数の約半数を占め
ていた。対して伊丹郷は衰退の一途をたどっており、他郷、特に灘目酒
造業へいかに対抗していくかが大きな課題であり続けた。伊丹郷は、京
都を本拠とし、かつ五摂家という格式を持つ近衛家を領主としたことで、
京都における年貢酒販売を展開することができた。酒販売市場が京都と
いう幕府直轄都市であっても、そこに居住する公家を領主とすることで、
個別領主の年貢徴収権に規定された年貢酒政策という独自の政策が可能
になったのである。

年貢酒の販路を京都に限らず江戸にまで拡大する際に、幕府の認可が
必要とされたことについて、全国的な酒の生産・流通・消費を統制する
幕府側の思惑も看過できないだろう。天保十（一八三九）年頃、京都所
司代は、江戸における酒不足とそれにもなう酒価の高騰を解消するた

め、伊丹酒の「京都増樽分」の江戸廻送を構想していたと考えられる。対して京都町奉行は、京都において「御趣法」を取り立てた年貢酒を江戸に廻送しては近衛家に差し支えが生じる可能性があること、「京都増樽」分だけを江戸へ廻送してもさして効果が得られないと考えられることを理由に、この構想に消極的な姿勢を見せている。

酒造制限を超えて生産・販売される年貢酒に京都所司代が目をつけ、最大の酒市場である江戸の酒荷物量・酒価の調整のために年貢酒を利用しようとしていることが分かる。一方で京都町奉行は、近衛家による政策という、特別に許可された年貢酒を江戸へ廻送することには賛同を示さず、江戸市場における実際の効果にも言及している。年貢酒の江戸廻送にあたって、京都所司代と京都町奉行との間で意見の相違が存在していた。ここからは、経済的要素に加え、領主層の関心性への考慮という要素が政策決定に際し影響を及ぼしたことが分かる。

本節では、幕末期に伊丹酒の従来の京都における特権的な販売形態がゆらいでいく場面に加え、五撰家の一つである九条家の家領加増という公家領主間の関係が問題となる場面で、伊丹酒の流通・販売が幕末期政局変化の影響を受けていること、この変化に対して伊丹郷酒造家・近衛家が主体的な対応を見せることを明らかにした。注目されるのは、伊丹郷が灘酒への対抗関係を鋭く有しており、右の二つの政情変化への対処は、灘酒の脅威をいかに抑制するかという課題が絡んでいるという点である。灘酒への対抗は伊丹郷の酒造石高増石の出願の際にも強く表われており、天保・弘化期以降の伊丹酒造業の動向を大きく左右するものであったのである。

第三節 年貢酒冥加銀の運用

第一章で述べたように、年貢酒の販売にあたっては、近衛家へ冥加銀が上納されていた。しかし、伊丹郷町で徴収された年貢酒冥加銀は全額近衛家へ上納されているわけではなく、天保十(一八三九)年から嘉永元(一八四八)年にかけて、伊丹郷町内で冥加銀が運用されている。以下では「御年貢酒御余分御冥加銀留」と表紙に記された勘定帳から、冥加銀運用の一端を明らかにする。

まず冥加銀額である【表四・4】。天保九年造分(同十年十二月徴収)は九三貫二五五匁、天保十年造分(同十一年十一月徴収)は一〇六貫九六一匁、天保十一年造分(同十二年十一月徴収)は一二一貫一〇匁である。天保十一年造分については、冥加銀額の内近衛家へ三貫を上納し、筒井又三郎へ一〇貫を送金、八尾与作へ十二貫を送金、伊原(近衛家京都用達と考えられる)の拝借金五貫を御金方へ返済していること、残銀の一貫一〇匁を「貸増」として計上していることが分かる。

続いて冥加銀の運用についてみていく【表四・5】。天保九年造分の冥加銀は全額が貸付金として運用されていたようで、貸付の利足銀が計上されている。天保十一年三月から同年十一月まで九ヶ月間、利率は年四朱の計算で、二貫七九六匁七分二厘の利息銀額となる。この元利銀額に、元銀七五貫六八六匁五分(抛

【表四-4】年貢酒余分冥加銀額

	銀額(匁)	
天保9年造り分(同10年12月集)	93225	
天保10年造り分(同12年11月集)	106961.5	
	121110	
天保12年造り分(同13年11月集)	3000	御殿へ上納
	5000	伊原拝借御金方へ返済
	12000	八尾与作へ廻す
	100000	筒井又三郎へ廻す
	1110	貸増

小西新右衛門氏文書(近世編) V-433「御年貢酒御余分冥加銀留」より作成。

【表四-5】年貢酒余分冥加銀の運用

		銀(匁)	金(兩)	摘要・備考
天保10年分	a	93225		天保9年造分、冥加銀
	b	2796.72		aの利息…元金93225匁、天保11年3月～11月：9ヶ月分、年4朱
	c	252.3		利息…元金75686.5匁、天保11年12月：1ヶ月分
天保11年分	d	106961.5		天保10年造分、冥加銀
	e	203235.52		a+b+c+d
	f	124500		[出]仙印
	g	78735.52		e-f
		9360		坂市
		9360		木仁(木村仁右衛門)
		9360		大与治(大塚与治右衛門)
		9360		大元(大塚元三郎)
		9360		柄庄(柄谷庄右衛門)
		9360		大惣(大塚惣兵衛)
		11287.76		大与(大塚与左衛門)
		11287.76		坂善(坂上善蔵)
	g'	78735.52		証文高
	h	242.27		g'の利息…天保12年正月・閏正月：2ヶ月分
	i	62500		辛丑去戌年御入城御用金の内替(1000兩の代銀)
	j	16477.79		g'+h-i
天保12年正月	k		20	[入]利息…仙印元金2000兩、天保11年霜・極月：2ヶ月分、月5朱
同	l		100	[入]御入城御借入の口へ金1000兩引上になりこの口へ戻し、無利足
天保12年12月12日 御下げ	m		130	[入]利息…仙印元金2000兩、天保12年正月～12月：13ヶ月分、月5朱
天保13年正月12日 御下げ	n		100	[入]元入…御入城借入の口
天保13年2月	o	18	4.5	[入]利息…坂善・大塚貸付元金102兩、天保12年2月～同13年正月：11ヶ月
天保13年2月	p	659.12		[入]子年造の余分御冥加銀それぞれ引去残り
	q	1110		[入]子年造の余分冥加銀それぞれ引き去り残り
	r	18264.91	354.5	j+k+l+m+n+o+p+q
	s	10.8	14	利息…天保14年正月まで1ヶ月分
	t	730.6		利息…同断
	u	19006.31	368.5	r+s+t：大塚与治右衛門・大塚与左衛門・坂上善蔵右へ貸付 利率：年4朱、天保14年2月～
天保14癸卯6月	v	3000		[入]利息…筒井又三郎より、右柄谷へ貸付
	w	22006.31	368.5	u+v (→貸付へ)
天保14年卯7月10日	x		120	[入]利息…仙印元金2000兩、天保13年正月～12月：12ヶ月分
	y	862.81	17	[入]利息…天保14年2月～同15年正月
天保15/弘化1年正月	z		200	[入]御入城御用御借入の内へ下げ金
	A	22869.12	705.5	w+x+y+z (→貸付へ)
弘化2年8月5日	B		120	[入]利息…元金2000兩、天保15年正月～12月、5朱
	C		50	[入]御入城元1000兩内へ掛込
天保15/弘化1年8月	D		130	利息…仙印、天保14年分
"	E	933.76	30	巳正月まで口々利息集め高
弘化2年2月	F	3000		[入]小又利息、卯年1ヶ月分
	G	3000		[入]小又利息、辰年1ヶ月分
	H	1198.31	37.75	辰年口々利息集め高
	I	31001.18	1073.25	A+B+C+D+E+F+G+H (内金4兩3歩と3匁、大塚惣兵衛利滞)
弘化3年2月	J	3000		利息…小西又三郎、弘化2年
"	K		50	[入]元入…御入城元金1000兩の口々へ
弘化4年2月	L		120	[入]利息…仙印、弘化2年分
弘化4年5月18日	M		143	[入]利息…仙印、弘化3年分
弘化4年5月	N	3000		[入]利息…小西又三郎、弘化3年分
	O	14.4	44.5	[入]利息…弘化4年正月まで貸付の口々
	P	1359.93		[入]利息…弘化4年正月まで貸付の口々
	Q	135		[入]金2兩1歩代付替
	R	38510.51	1428.5	I+K+L+M+N+O+P+Q
	S	3	4.75	利滞…大塚惣兵衛、弘化2年分
	T	38507.51	1423.75	R-S (→貸付へ)
嘉永元申2月	U	1191.33	40	利息…御貸付金銀、正月20日集め高、坂善・かせ瀧不納を引き去る

小西新右衛門氏文書(近世編) V-433「御年貢酒御余分冥加銀留」より作成。

出元不明)とこの一ヶ月間の利息銀二五二匁三分、さらに天保十年造分冥加銀を加えた合計銀額である二〇三貫二三五匁五分二厘(e)を、以降弘化四年まで運用している様子が分かる。

上記二〇三貫余の内一二四貫五〇〇目(金二〇〇〇匁)は、「仙印」の口へ移動し月五朱の利息で貸し出されており(f)、残る七八貫七三五匁余は、主に酒造家の八人に貸付がなされている。すなわち、坂市(不詳、津国屋カ)・木村仁右衛門・大塚与治右衛門・大塚元三郎・柄谷庄右衛門・大塚惣兵衛・

大塚与左衛門・坂上善蔵である。利息銀が返納されればさらにこれを運用に回しており、酒造家内部での運用がなされていたと言える。

一方で、天保九年から上納された充君婚礼の関東入城御用金総額一九〇〇両の元銀返済に際し、近衛家が年貢酒余分冥加銀を利用していることが分かる。⁶¹元銀の内一〇〇〇両を天保十二年に返済する際に、天保十年造分の余分冥加銀六〇貫を上納させず「御下ケ」したことにして、御用金返済に充てようとするものである。勘定帳では、「去戌年御入城御用金之内へかへ入」として一〇〇〇両が出金処理されている^(一)。近衛家は、冥加銀であるという性格上、年貢酒余分冥加銀に関して一定程度の把握をしており、自家のために利用することも可能であった。伊丹酒造家から冥加銀をただ単に上納させるだけでなく、貸し付けて運用することで冥加銀額を増やし、自家の財政のために利用するというねらいがあったと考えられる。

伊丹郷町においては、年貢勘定の過程に金融が入り込むこと、また文化末期より多額の近衛家下付金を酒造家を中心に貸し付けていたことが特徴的に見られ、資金の運用・利殖が日常的に行なわれていた(第一章・第二章)。年貢酒余分冥加銀に関しても運用がはかられており、酒造仕込開始時を中心に多額の資金投下が必要な酒造業にとって、貸付資金の増殖は不可避の課題であるとともに、近衛家にとっても、領下での資金運用は自家の財政にプラスに働いたと言える。

また、年貢酒余分冥加銀の酒造家への貸付とは別に、酒造家が近衛家より年貢酒代金を拝借していることが分かる。安政四(一八五七)年正月二日付の酒屋庄右衛門より伴善右衛門宛ての一札において、年貢酒二一〇駄の代金二〇〇両が「御下ケ渡」となり「拝借」していることが分かる。近衛家へ年貢酒を上納することが、金銀の貸付を受ける契機を

生じせしめていると言えよう。

第四節 年貢酒販売に携わる町役人

一 年貢酒販売開始の由緒

年貢酒の販売や管理業務は、京都河原町二条の近衛家蔵屋敷で行なわれていた。蔵屋敷は天保初年に開設され、明治三(一八七〇)年に廃業となり、⁶³廃止後は小西屋伊兵衛に払い下げられたが、明治十四年に廃業となっている。この蔵屋敷で実際に年貢酒の販売業務を担当したのは、伊丹町人であった。販売業務担当者は「蔵屋敷在番」と史料中で称されており、蔵屋敷に詰めて業務にあたっていたと考えられる。蔵屋敷が開設された天保初年からは惣宿老でもあった小西(筒井)四郎右衛門が、弘化期頃からは筒井又三郎・武田吉之進が務めていた。蔵屋敷の払い下げを受けた小西屋伊兵衛から見ると、小西四郎右衛門は祖父に、筒井又三郎は父にあたる人物である。彼らによって蔵屋敷での年貢酒販売業務が担われていたが、順調に年貢酒を売り捌くことができたわけではなかった。

まずは伊丹年貢酒の京都販売のために運動した小西四郎右衛門に関して見ていく。『伊丹市史』第二巻では、小西四郎右衛門が京都酒造家の反対にあいながらも年貢酒販売を実現したことが述べられており、重複する部分もあるが、慶応四(一八六八)年八月に筒井又三郎らが近衛家に提出した年貢酒販売の由緒書を用いて確認していききたい。

そもそも小西四郎右衛門が年貢酒販売を企図したのは、伊丹酒造業の不振のためであった。その原因となったのは、伊丹が灘目と違い内陸に位置することで江戸廻船に造酒を積み入れるのが遅くなり、「江戸表酒

荷物払底高直之節二者入津不致候二付、灘目海辺方積入之酒与者売負」けることに加え、大坂や地場で伊丹酒を売り捌く際にも、「江戸表相場之引格ヲ以買入付込自然与下直」になることであつた。そこで四郎右衛門は、伊丹酒を年貢米の代りとして京都で売り捌くことにすれば、摂泉十二郷酒造仲間に対しても面目がよく、大坂や地場でも手広く伊丹酒を売り捌くことができるようになるかと考えたようである。四郎右衛門は年貢酒販売開始を近衛家へ出願し、近衛家から幕府へと出願がなされた。

しかし、伊丹年貢酒販売の出願は、「京地造酒屋之者式百三拾人余必至難渋仕路頭ニ相立迷惑之趣」であると、京都酒造家らが幕府へ歎願に出た。近衛家からも「御威光を以種々被 仰立相成」つたが、京都酒造家は多人数で歎願の経費を賄うため、経費が高額になることを厭わずに歎願を試みる。これに対し四郎右衛門は、「寢食を忘抛身命、内外より申立」てた結果、ついに年貢酒販売の取り決めが京都酒造家とのあいだでなされたという。この運動に際して、「多分之失費金四郎右衛門一己之手元方出金仕、其外御蔵屋敷取建普請入用」を始めとする莫大な経費を四郎右衛門が負担したと述べられている。

この由緒書自体が、京都蔵屋敷が四郎右衛門の「自力」により設立され、近衛家の私物ではないということとを近衛家との間で確認するという目的を持つという性格ではあるが、四郎右衛門が京都での年貢酒販売を実現するため、多大な労力と金銭的な負担を負っていることが分かる。年貢酒販売の実現に際し、近衛家や伊丹郷酒造家からの金銭的なバックアップは全面的になされなかつたといえよう。特に、伊丹郷酒造家と京都酒造家との集団対立関係で描かれていない点には注意を要する。伊丹酒造家全体からの協力を得ずに行なわれた四郎右衛門単独での運動であり、多大な負担を背負つたが、このことは酒造家という集団での運動を

形成せずとも、四郎右衛門が近衛家の「威光」を借りれば、一人で相手方との交渉やそのための金銭的負担が可能であつたことを示す。「内外より申立」てたという記述からは、四郎右衛門が様々な交渉ルートを用いて年貢酒販売の実現に奔走したことをうかがわせる。年貢酒販売が許可されて間もなく四郎右衛門は死去し、蔵屋敷在番は筒井又三郎・武田吉之進に引き継がれた。事項でみていく。

二 蔵屋敷経営難による在番交代問題の発生

以下の史料は、筒井又三郎の蔵屋敷在番勤務に関する酒家年行事から近衛家代官の立野・蔭山に宛てられた願書である。

乍恐書付を以御願奉申上候

一 今般御蔵屋鋪在番筒井又三郎義 御上様被為在 思召二付交代被為 仰付候趣奉承知候、然ル処近年御蔵屋敷御年貢酒御取捌方御仕法相立兼候由二而、去寅年造御年貢酒上納分代銀百人拾貫目余御下ケ渡し相滞候二付、酒造人共一同難渋之余り御歎願奉申上度旨申出、既及惑乱ニも可申処、左候而は奉対 御上様之奉恐入候御義、且は御蔵屋鋪在番方よりも何卒穩便ニ執計致呉候様段々相頼被申候二付、熟談之上右滞銀年行事之引請、年賦割済之仕法相立、酒造人共一同へ種々理解申諭し為致納得、尚又以後在番方取締仕法相立議定書取置候次第、則去ル辰年此段御届奉申上、御聞濟被為 成下候義ニ御座候、然ル処此度度在番方交代被為仰付候義御座候而ハ、改革後未年数も相立不申事ニ御座候故、交代被為仰付候御趣意ヲ相弁不申酒造人末々之者復候前意発起仕、彼是誹謗流説仕候而は他聞之程も如何敷、且御年貢酒御名目之義二付是迄大坂御奉行所之申立在之候趣意ニも自然差障、以後如何躰差支

之程も難計、旁以一方不成心痛仕候、依之何卒交代之義爰兩三年御猶予、是迄通在勤被為 仰付下候ハ、於私共難有奉存候、乍併自然在番方取締議定ニ相振レ不束之義御座候ハ、其段御訴可奉申上、其砌は乍恐御賢慮被為在御沙汰被為成下候様御願奉申上候、此段御聞置被為 成下度、何分前書之始末被為 聞召分、当時交代被為 仰付候義御猶予被為成下候様不願恐御願奉申上候、右御聞濟被為 成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

—————

年行事

連印

立野様
蔭山様

この願書からは、近年蔵屋敷での年貢酒販売の仕法が立たず、去る寅年〓天保十三年（一八四二）造の年貢酒上納分の代金一八〇貫目余りが蔵屋敷から伊丹酒造家へ下げ渡されず滞ってしまったことが分かる。このため酒造人が難渋し、近衛家への歎願に及びかねない状況になったことに加え、蔵屋敷在番よりも穩便に事を収めたいとの願いがあつたため、代金は酒家年行事が立て替えた。このような問題が生じたため、去る辰年〓弘化元（一八四四）年に蔵屋敷在番の「取締仕法」を立て議定書を取り置いたとある。しかし仕法を議定して数年で筒井又三郎の蔵屋敷在番交代が近衛家より命ぜられたため、差し支えが大きいとして在番交代の猶予を願ひ出ている。蔵屋敷在番による年貢酒売り捌きが順調でないときは、すみやかに担当者を交代させ年貢酒販売を立て直そうとする近衛家の姿が見て取れる。

対して伊丹酒家年行事側は、蔵屋敷在番の交代理由をよく理解しない酒造家からの誹謗が起これば、年貢酒販売の信用にかかわること、年貢

酒の名目で大坂町奉行所へ申請した趣意に差し障ることを理由にして、在番交代を阻止しようとしている。後者に関しては、年貢の代わりに上納した酒を販売するという名目から、年貢酒販売による利益を強く追求する姿勢がその名目に差し障るということであると考えられる。蔵屋敷在番の進退を最終的に決定するのは近衛家であるが、在番は伊丹酒造家から輩出されており、酒家年行事の意向と近衛家の意向とのせめぎ合いが生じていたといえる。

蔵屋敷在番の交代が近衛家から命ぜられ、惣宿老側が猶予を願ひ出た結果、在番交代は猶予となり、この三年後に又三郎は過去三年間分の勘定書を提出している。また、蔵屋敷在番の職務遂行のためと考えられるが、筒井又三郎は「御殿拝借金銀、其外自分借財等相嵩大借之儀二付、相統之御見詰も難被為附」となっていることが近衛家代官宛ての願書から分かる。同願書中では、拝借金を返済するために所持品を売り払いたいが、取り立てて所持品もなく当惑していること、「世帯向賄当」として近衛家より下し置かれた酒株を拝借金銀の引当として差し出し今後も精勤したいことが述べられている。蔵屋敷での勤務にあたり、在番は近衛家以外からも多額の資金を借り入れていることが分かる。売上金を近衛家・伊丹酒造家の双方へ渡す必要性から、蔵屋敷における伊丹酒の販売が不調になった際には、在番自身の金銭的な負担がともなったと言え

る。しかしこのような金銭的負担がありながらも、筒井又三郎や武田吉之進は在番の継続を近衛家へ願っている。考えられる理由としては、蔵屋敷在番勤務の業務の特殊性ゆえに、筒井や武田に代わる在番を伊丹から選出することが難しいことがある。筒井と武田は先の願書中で、在番を辞して帰丹することに対して、「帰郷仕候而茂外ニ相心得候業体も無

御座候」と述べている。願書であるため誇張された表現であろうが、蔵屋敷における伊丹酒販売でつちかわれた能力を利用・発揮できる生業が、伊丹郷町において多くは存在しなかったことが推測される。逆の見方をすればこのことは、伊丹郷町内でふだん酒造業などに従事している商工業者では、何の訓練もなしに蔵屋敷での業務を遂行できないことを示す。弘化三年に蔵屋敷在番交代にもなつて「伊丹郷中在番相応之者見繕可奉申上様」に近衛家より言い渡されたことに対し、惣宿老は近衛家代官に「在番方相応之者六ヶ敷奉存候」と返答している。蔵屋敷での業務は容易なものではなく、他に交代要員もないという理由で、筒井と武田は在番勤務の継続を願ひ出るはかなかつたと考えられるのである。

近衛家の京都蔵屋敷の経営に関しては、史料制約もあつて不明な点が多い。飛脚賃・運賃などの必要経費は近衛家代官から下げ渡しているようであるが、史料の博搜も含めこの点は今後の課題である。

おわりに

天保五（一八三四）年以降、伊丹酒造家は京都における年貢酒の販売を幕府より公認された。このことは酒造家にとつて一定の「融通」なつたと考えられるが、一方で年貢酒の上納を通じて酒造家の収益に吸着する近衛家の姿も見て取ることができ、幕末期には順調な売り捌きができているしなかった。年貢酒政策は、酒造家の利益となる側面だけを強調することはできない。

洛中における他所酒買い請けの禁止という条件下で、伊丹酒が他所酒の中では例外的に洛中での流通・販売を許されたことは、京都における酒流通構造の変容をもたらした。特に洛中造酒屋にとつて伊丹酒の洛中

での販売は自家の経営に大きく影響するものであり、京都酒造仲間伊丹酒販売への反対の姿勢を見せた。伊丹酒の京都販売は、京都酒造家と伊丹酒造家という、近世初期から存在する都市酒造業者の経営維持・再生産をめぐるせめぎ合いの展開であつたといえる。

加えて、酒造統制・奨励や独自の株制度および販売制度の確立は、領主層の財政維持・再生産とも結びつく問題であつた。近衛家は、年貢酒の取り捌き方に落度があれば蔵屋敷在番役人を罷免しようとし、かつ在番役人に少なくない金銭的負担を強いた。しかし、蔵屋敷での年貢酒販売業務は容易ではなく、近衛家と伊丹郷酒造家の双方の経営に影響を及ぼすことから、年貢酒販売のための経済的資質を備えた者でなければ蔵屋敷在番は動まらなかつた。

幕末期に至ると、政局の変化に伊丹郷酒造家と近衛家是对応する必要があつた。江戸から京都への武士Ⅱ酒消費者の移動という政治的状况下で、江戸積み酒造業の競争に敗れていく伊丹郷が、京都での特権的な伊丹酒販売を維持するために近衛家へ働きかけたことは注目される。幕末の政局変化と地域の生産・流通との関連に関する実証研究は乏しいが、本稿では、参勤交代の緩和と各藩藩士の入京により、伊丹酒造家が従来行なつていた京都における特権的な酒販売を強化すべく、領主へ出願を試みたことを明らかにした。こういった戦時における酒流通・販売の問題は、質を変えて近代以降も引き継がれるのではないだろうか。

本節で検討した通り、年貢酒の販売をめぐり、伊丹酒造家は天保期より酒販路の変更を領主に出願している。産地商人からの領主への新たな流通ルートの公認および制度保証の出願については、西向氏が播州姫路領の木綿専売制の事例から明らかにしており、産地商人の主体的対応が近世後期の領主権力の統制策を大きく左右し、最終的に弱体化させてい

つたと評価している。⁽³⁹⁾伊丹郷の年貢酒政策は、生産者から領主へ対し流通ルートに関する出願を行なった点では西向氏の明らかにした事例と同様であるが、領主が近衛家であり京都を本拠とするという領主的条件を前提として展開した政策であるがために、幕末期に至っても領主権力からの影響を弱体化する方向には進まなかった。加えて、近世酒造業の特徴として、貢租米流通・販売と密接にかかわる産業であるために、生産過程における幕藩領主からの規制を強く受けたことには注意したい。

天保期に開始された年貢酒政策は、明治三(一八七〇)年に廃止となった。明治元年前後は、諸藩の在京と幕政の弛緩により、「御用酒」や「御膳酒」と称して年貢酒に類似した酒販売を行なう者が数十軒あった⁽⁴⁰⁾が、華族の東京移住にともない京都での酒販売は不振におちいったという。

京都での酒販売は、領主の「御威光」によって実現した面が大きいために、既存の京都酒屋との折衝や酒造統制にかかわる幕府への出願、蔵屋敷での販売に伊丹郷の酒造家や町役人が苦心しながらも、領主財政から自由であることはできず、酒生産・販売からの収奪が行なわれたことは見逃せない。近世後期・幕末期における京都での年貢酒販売は、個別領主権力からの保証の一方で収奪と、政情変化による既存の流通・販売ルートへの影響という、異なる位相での政治的影響にさらされるといふ特質を持つ産業政策であったと言える。

最後に、本稿では年貢酒の生産・販売が伊丹郷の酒造家にとって実際どれほどの利益となったのかといった、数量面での実証がほとんどできなかった。近衛家蔵屋敷での年貢酒販売が順調に進んでいなかったことは述べたが、幕末期に酒造経営の不振が目立つ中で、幕府統制量以上の酒造は酒造家の利益にはならず、むしろ連年の運転資金の調達さえま

ならない中での増産は負担でしかない。通常の江戸下り酒販売、京都での年貢酒販売により厳しい経営状況に陥る中での幕末期の酒造家の出願があるとも考えられる。また、京都における酒の流通構造を明らかにすることまでは至らなかった。京都における伊丹酒の流通・消費等の位置付けの解明に関しても、今後の課題としたい。

【注】

- (1) 柚木学『近世灘酒経済史』、ミネルヴァ書房、一九六五年。
- (2) 西向宏介「幕末期藩専売制の変容過程と市場的条件―姫路藩木綿専売制の考察をもとに―」(『日本史研究』第三九七号、一九九五年)。同「幕末の市場構造と流通」(明治維新史学会編『講座明治維新八 明治維新の経済過程』、有志舎、二〇一三年)。
- (3) 井上勝生「尊皇攘夷運動と公武合体運動―幕末期政争の基礎構造―」(青木美智男・河内八郎編『講座日本近世史七 開国』、有斐閣、一九八五年)。谷山正道「幕末大和の豪商と雄藩―高田の村島氏一族と長州藩との物産交易をめぐる―」(佐々木克編『明治維新期の政治文化』、思文閣出版、二〇〇五年)。
- (4) 樋爪修「幕末期京津間の物資流通―『大津御用米会所要用帳』を素材として―」(『日本史研究』第六〇三号、二〇一二年)。
- (5) 前掲「西向二〇一三」。
- (6) 『伊丹市史』第二巻、伊丹市、一九六九年。
- (7) 吉田元「江戸時代の京都酒造業(1)」(『日本醸造協会誌』九九巻三号、二〇〇四年)。
- (8) 京都における近世の酒流通・販売の実態は明らかにされておらず、本

章においてもほとんど具体的な関連を示すことができなかった。

(9) 京都町触研究会編『京都町触集成』第一〇巻(岩波書店、一九九五年)、一四八四号。

(10) 前掲「吉田二〇〇四」。享保二〇(一七三五)年一月十一日に、酒屋年行事より「伊丹酒小売板看板之もの共ハ、直ニ相願候ニ付酒之中ヶ間外ニ候得共、向後者看板并忩ニ譲り申様成義ハ酒屋行支相断、行事方御役所へ可相届候、尤板看板之者共他人江譲り、後ハ不相成、忩無之候ハ其板看板ハ取上候事」と申し渡しがある(『京都町触集成』第二卷(一九九四年)、八〇九号)。

(11) 「年貢酒につき取替わせ証文」(『伊丹市史』第四卷、五三九頁、関西学院図書館所蔵)。

(12) 「年貢酒値段につき願書」(『伊丹市史』第四卷、五三八頁、伊丹酒造組合文書)。

(13) 「御年貢酒江戸積の儀につき内達」(『伊丹酒造組合文書史料集』(神戸大学地域連携センター、二〇〇五年) 史料番号六三)。

(14) 『京都町触集成』第十二卷(一九九五年)、四五二号。

(15) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四八三。

(16) 「休造石高御融通方へ差入れ願ひ」(『伊丹酒造組合文書史料集』八六号)。「稼石御下げ願ひ」(同上八七号)。「休造につき稼石御融通へ差入れ願ひ」(同上九七号)、等。

(17) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・五〇五「安政五年戊午六月御利息集帳」

(18) 近衛家では買入御免株の積極策をうち出し、天保十年より同十二年にかけて、灘目・今津および北在郷の酒造株を伊丹表へ買い入れ、それを小株の酒造人へ融通し貸し渡しを行った。酒造株貸付の詳細は不明であるが、

非常に高価な賃貸料をとって融通された。しかし、高額な賃貸料を支払ったの株の借入は十分な収益をあげることができないまま、再び灘五郷周辺へ譲り渡されていった。このような政策の失敗や天保後期の酒価格の下落、伊丹酒造業の技術的限界による酒造経営の悪化のため、弘化期には紙屋八左衛門を始めとする酒造家十六名が没落したとされる(『伊丹市史』第二卷)。

(19) 『京都町触集成』第十二卷、一一八七号。

(20) 『京都町触集成』第四卷(一九九四年)、五八七号。同十一卷(一九九五年)、三四六号。

(21) 「伊丹酒造関係書留帳 抄出」より(『伊丹市史』第四卷、五五四頁、伊丹市図書館文書)。

(22) 惣宿老加勢・酒家年行事兼帯の坂上勘四郎作成の酒造・町政関係の記事を控えた帳面(伊丹市図書館文書五(注18と同史料)、表紙欠)に、「十月廿九日役所出勤ニ而酒家方願之義大塚氏上京ニ而右願之趣夫々御代官様江御願取ニ相成候得共御聞濟無之故、年頭之節御当役より御願可被下候様ニ相談仕置候」とある。

(23) 伊丹酒造家たちは参勤交代の緩和によって諸藩士が多数在京するようになると考えているが、彼らが考える因果関係は不明である。ただし、文久二年八月頃から京都において諸大名が屋敷を普請しているという情報が伊丹近在の小坂田村に届いている(伊丹市立博物館編『幕末風聞録―旧小坂田村の「諸事覚日記」』、伊丹市立博物館、二〇一五年)ほか、同年十月十日付の大坂三郷集會席中より江戸宛ての書状では、「当年者(中略)京・大坂江諸家様多御在留」と述べられ、そのため例年とは違い「他国積」が少なくないことを知らせている(伊丹市図書館文書五)。

(24) 『京都町触集成』第十二卷、一三七七号。なお、同趣旨の京都町触は

安政二年七月にも発布されている(『京都町触集成』第十二巻、六一七号)。

(25) 石橋屋善右衛門文書五五(伊丹市立博物館所蔵)。この出願は第二章で検討した近衛家名目金貸付の出願とともに行なわれている。

(26) ただし、ここで伊丹郷町側が述べている、灘目酒造業へ文化年間の酒造石高で鑑札が発効されたことに関する事実関係は不明である。

(27) 近衛家代官(木村勘解由・清水求馬・蔭山伊勢介)より伴善左衛門宛の書状に「此度九条様千石御増地御拝領之處、右御場所之義灘目ニ相成候哉之趣風聞承り候、右実事ニ候而者伊丹近辺之義ニ付、御政事向初種々差支之義共件々可有之与大夫中初内々心配有之候」とある(石橋屋善右衛門文書一〇二二)。詳細は第三章第三節を参照されたい。

(28) 黒松家資料(一)三領主財政一九「乍恐奉口上書」(池田市立歴史民俗資料館所蔵)。

(29) 伊丹市図書館文書四二五。近衛家代官より伊丹郷町惣宿老宛て書状。

(30) 小西新右衛門氏文書(近世編) V・四三三。裏表紙に「御年貢酒方支配御金方控置」と書付あり。

(31) 『伊丹酒造家史料』(下)五二〇号「御用金銀帳」。

(32) 石橋屋善右衛門文書四七「奉差上一札」。

(33) (34) 小西新右衛門氏文書(近代編) VIII・三。

(35) 「御蔵屋敷在番交代猶予願い」(『伊丹酒造組合文書史料集』史料番号六七)。

(36) 石橋屋善右衛門文書九九一。

(37) 近衛文書(陽明文庫) 財政一五四〇七。「乍恐願上書」。

(38) 近衛文書(陽明文庫蔵) 財政一五二一五。元治元年から慶応四年三月までに近衛家代官から蔵屋敷に下げ渡された金銭合計一九一兩二步二朱の受取覚。費目には、「伊丹表江別飛脚賃、御殿御用二付」・「熊倉 水車一

件内談肴料」・「平川鉄蔵 安養庵之儀ニ付御挨拶」・「南山城御下向之節高瀬年寄新五郎へ心付」・「和州米一件被仰立御会釈熊倉・木村・太田ノ三人へ千疋ツ、公用人西村へ五百疋」等が見られる。蔵屋敷在番は蔵屋敷での酒販売業務が主たる任務ではあるが、彼らには京都における幕府役人らとの交渉業務が期待され、勤務上のキーポイントとなつたのではないかと考へている。

(39) 西向宏介「近世後期の特産品をめぐる政策と流通―播州姫路藩領を中心に―」(『流通と幕藩権力』、山川出版社、二〇〇四年)。

(40) 小西新右衛門氏文書(近代編) VIII・三。

第五章 幕末期伊丹郷町の治安維持と町運営

はじめに

近世伊丹郷町の町運営に関しては、これまで町政組織の構造、町役人の昇進ルート、宝暦期から文化期（一七五一～一八一八）にかけての惣宿老の人員減少問題の展開について主に明らかにされてきた。⁴¹⁾しかしながら、幕末期における町政組織および町運営の実態についてはほとんど明らかにしておらず、慶応三年（一八六七）の一年間に惣宿老が作成した御用留の史料紹介がなされているほかに研究は見当たらない。幕末維新时期については、町運営関係の史料は断片的にしか残存していないという史料的制約が大きく、その全体像を解明することは難しいといえるが、治安維持関連の史料がある程度まとまって残されている。治安維持の側面から町運営の様相の一部を復元することは可能であろう。

そこで本章では、伊丹郷町における浪士問題と関連して行なわれた、元治元年（一八六四）の領主近衛家から伊丹郷町への鉄砲下げ渡しおよび鉄砲組結成による治安維持対策の展開を追い、幕末期における伊丹郷町の町運営における治安維持体制について明らかにすることを目的とする。

幕末期における町方の治安維持に関しては管見の限り関連する論稿は見当たらず、伊丹郷町周辺の都市については、近世後期大坂の町警備体制が比較的詳細に明らかにしているほか、⁴²⁾在郷町池田の町警備体制が明らかになっている程度である。近世の町は自治・自衛・相互扶助の組織であり、一七世紀以降における町の最も主要な目的の一つに家屋敷の共同保全があったと指摘されている。⁴³⁾しかし、このような性格をもった

町が幕末期に至っていかなる治安維持体制を有していたかはほとんど明らかになっていないといえる。

村方の治安維持に関しては近世後期関東を対象とした研究の蓄積があり、関東取締出役と改革組合村による治安維持体制の構築や、治安悪化による農兵隊の結成とその運用のあり方について明らかにしている。特に農兵については、領主的動員を排した村落自衛組織としての機能を明らかにした研究や、⁴⁴⁾近世の身分と役との関係から百姓の陣夫・農兵への動員の実態を明らかにし、⁴⁵⁾百姓としての農兵は郷土防衛に限定されていたと指摘する研究等がある。

しかしながら、畿内を対象にした治安維持に関する研究は関東を対象としたそれと比すと多いわけではない。京都・大坂において文久年間（一八六一～六四）に急進的な尊攘浪士による天誅や張紙が見られ市中が混乱する中で、⁴⁶⁾文久三年（一八六三）の將軍上洛を契機として政局の中心は畿内へ移り、元治元年七月の禁門の変以降本格的な戦闘が始まり各所で浪士の往来や滞留が問題となった。このような幕末期特有の問題が生じた地域社会の様相が近年明らかにされており、⁴⁷⁾農兵が対処すべき治安の悪化の一つに尊攘浪士・無宿の横行があったと従来指摘されている。⁴⁸⁾しかし、生活・生産の基盤となる村や町の治安が尊攘浪士や無宿に脅かされることに対し、いかにして対処したか、幕末期の畿内については自治体史に多少の記述があるのみでほとんど明らかにしていない。⁴⁹⁾幕末期の村・町の治安維持のあり方について検討していく必要がある。

第一節 幕末期以前における治安維持システム

本節では、近世伊丹郷町の治安維持政策について検討する前に、まず町政組織のあり方について概観したい。

近世における伊丹郷町は、惣宿老を町政組織の最高位に置き、そのもとに町庄屋・町年寄、各町の町年寄、各村の庄屋を置いた体制によって町運営がおこなわれた。伊丹郷町においては近衛家の代官は常駐することなく、惣宿老を始めとする町役人によって日常の町政事務が遂行された。町政事務のうち最も大きな比重を占めるのは訴訟処理で、このほか諸願・届の受理、触の廻達、代官への呈書状の作成、金銀貸付、寺社や祭礼の監督など、惣宿老は町政全般に携わり、その統括をするという職務を担っていた。治安維持も、町政組織が担った職務のひとつである。「はじめに」でも述べた通り、伊丹郷町における治安維持のあり方については、史料制約もあり詳しいことはよく分かっていない。ここでは、治安維持に関連する事項として火事の対応について定めている申渡しの内容を確認しておく。⁽¹²⁾

申渡覚

(中略)

一 風烈之節は不申及、平世火之用心之事惣宿老当役町分・村々庄屋中より其町々之年寄共へ度々ニ申遣之、端々迄念入可相触事
一 自然出火之節は惣宿老・町庄屋・年寄等罷出、火消役村々へも差遣、尤村々庄屋中へも火元へ罷出、惣宿老中と立会、諸事騒動無之様ニ可致事、并火元一町四方より互ニ馳着火を消可申事、人数不足候は惣宿老中・庄屋中下知にまかせ、所之者共火元へ早速可出事

但、見廻二事寄無益之雑人例群集、火消働之妨害之候は其者共

召捕、追而可令注進事

(中略)

未五月

兵庫
主馬

この史料は、享保十二年(一七二七)に近衛家が定めた「申渡覚」⁽¹³⁾の一部である。史料中の二条目では、出火のあった場合は、惣宿老・町庄屋・町年寄等が出勤し、火消役は村々へも差し遣わすこと、村々の庄屋中も火元へ出勤し、惣宿老と立ち会い騒動のないようにすること、火元の町の四方の町から互いに駆けつけて消火すべきこと、消火のための人数が不足の場合は、惣宿老中・庄屋中の下知に任せて、所の者たちは火元へ早速に向かうこと、の四点が定められている。これは享保期の作成であるが、弘化年間において火事があった際には、惣宿老が近衛家代官に対して火事発生と鎮火に関しての報告を行っており、この時期においても火消組織が機能していることが推測される。

近世には各城下町に火消組織が設けられていたが、以上の通り伊丹郷町においても火消役を設置して出火の際の対応を定めており、町を維持するための制度が整えられていることがわかる。また、火消のための道具は町ごとに町年寄が管理していたようである。魚屋町年寄大国屋庄兵衛から魚屋町町人中に発せられた「覚」⁽¹⁴⁾では、「右品々先年寄鉄屋源五郎死後、跡役之義町内相談之上拙者相勤可申二付、立会御改被成慥請取預り度申候以上」とあり、引き継ぎ資料・物品が書き上げられている中に纏や火消人足羽織が見られ、町が治安維持を担う単位となっていたといえる。

このほか治安維持に関しては、郷町内で非人番を抱えており、事件発生の際は非人番が取り調べを行なっている。⁽¹⁶⁾郷町の町会所には会所守が

いるが、会所守も火事見回りをするなど、治安維持のために動いていることがわかる。伊丹郷町における治安維持は、惣宿老以下各町役人の出勤のもと、非人番や火消組織の活動によって担われていたといえる。次節では、領主近衛家の命により文久三（一八六三）年八月以降展開する新たな治安維持政策について検討する。

第二節 近衛家からの鉄砲下げ渡しによる治安維持

一 領主近衛家により定められた治安維持政策

伊丹郷町における幕末期の治安維持政策は、近衛家からの鉄砲下げ渡しと鉄砲隊編成を中心にして進められた。伊丹郷町への鉄砲下げ渡しに際しては、近衛家より惣宿老に対し、三通の申し渡しがなされている。本節ではこれら三通の領主からの申渡しから施策を検討したい。

まず郷町への鉄砲下げ渡しに先だつて、文久三（一八六三）年八月に、近衛家代官の林正親と木村勘解由から惣宿老中に対して「覚」が出されている。ここでは、「当節柄不穩形勢ニ付夜盜徘徊狼藉之程」が捨て置きがたいため、その取り鎮めとして「役中有志之輩」は「武術心掛」を「勝手次第」とする、すなわち惣宿老中が武術稽古を自由に行なつてもよいということが申し渡されている。これは近衛家の家老からの仰せ渡しであった。文久三年八月時点では、武術稽古は惣宿老のみに言い渡されており、「有志之輩」とあるように、惣宿老の者全員にそれを強制しているわけではないことを確認しておきたい。

次いで翌元治元（一八六四）年五月には、近衛家から惣宿老へ鉄砲三十挺が下げ渡された。代官からの「覚」では、鉄砲は「当節柄盜賊狼藉者取押方、万一手ニ余り候節」の「手宛」として下げ渡され、「役所ニ

備置平日打試可申候事」と申し渡されている。

このときには鉄砲を下げ渡すという事項のみであったが、同年九月になると、鉄砲の取り扱いに關しての取り決めを定めた「口達」が代官から惣宿老中へ発せられた。以下に掲げる。

（端裏書）

「甲子九月非常備郷中被仰渡」

口達

惣宿老中

近来浮浪之者押借或者盜賊致徘徊候趣ニ付而者從公辺御触達も有之、自然御家領内江立入捕方手ニ余り候節者為手宛鉄砲御下ケ渡相成、鉄砲方組之者被仰付候、已来右体之者有之候節者、役所ニ而合凶之半鐘式ツ続又者三ツ続打致し候ハ、鉄砲組之者早速駈付候筈ニ候間一同可得其意候、三ツ続打致候節者町村庄屋・年寄早速出勤可致候、猶又郷中宿元ニ居合候堅固之者者竹鐺或者棒にても手頃之物相携駈付可申候、老人足弱之者ハ不及其儀候事

但し式ツ半鐘打候時者鉄砲組之者駈付候得共、其余ハ駈付ニ不及候事

一平日相互ニ心を付合万一右体之者押入候ヲ見聞候ハ、隣家近辺之者早速役所江注進可致、自然乍存等閑ニ致置候ハ、屹度可被仰付候、格別出精相働候者江者御褒美被下候事

一鉄砲方之者守要組与唱召抱相成候、外ニ助守組与唱右守要組不足之節ハ可致加勢筈ニ候、右組者平日鉄砲打試或者武芸於役所稽古等御免相成候間、志之者ハ可申出候事

右之通從 御家老中被仰渡候間、郷中不洩様可被申通候事

子九月

林正親

木村勘解由

近来浮浪の者や盜賊が徘徊しており、取り押さえに際し手に余る場合の手当として鉄砲を下げ渡す、という旨は同年五月の「覚」と同様であるが、ここでは新たに鉄砲組を編成することが定められた。鉄砲組は守要組と助守組に分かれており、守要組の人手が足りない場合に助守組が加勢をすることになっている。鉄砲組の者は平素より鉄砲・武芸の稽古を町会所において行なってもよいとされ、有志の者を募集していることがわかる。

また、盜賊・浮浪の者が郷町内に侵入した際の対応についても定められた。すなわち、町会所において半鐘を二回あるいは三回打ち鳴らした場合は、鉄砲組の者はすばやく駆けつけること、半鐘が三回鳴った場合は町村の庄屋・年寄も出勤すること、郷町内に居合わせている堅固な者は、竹槍あるいは棒等を携えて加勢をすべきことである。鉄砲組や町役人に限らず、郷町の住民を動員しようとしていることがわかる。

郷町住民の動員に関しては、盜賊・浮浪者を見聞きした場合には早速に町会所に注進することが定められた。盜賊・浮浪者の存在を知りながら会所への注進を怠った場合には、咎を申付けるとされ、特に精勤した者へは褒美を下すとしている。

以上のように、文久三年八月から元治元年九月にかけての近衛家からの申渡しにより、幕末期伊丹郷町の治安維持対策が構築されたといえる。そしてこの治安維持対策は、惣宿老を始めとする町役人だけではなく、伊丹郷町の住民一般をもその担い手として位置づけるものであった。盜賊・浮浪者の目撃情報を町会所へ注進しなかった者へは処罰を命じるなど、郷町の住民全体へ治安維持対策への協力を強制する姿をうかがうことができる。加えて、従来郷町にはなかった鉄砲組を編成し、盜賊・浮

浪者の召し捕えに備えていることが注目される。次項では、新たに編成された鉄砲組についての諸規則等を確認したい。

二 鉄砲組と鉄砲にかかわる規定

本項では、各鉄砲組についての定書を中心に見ていく。まずは、それぞれの定書をあげる。

【史料1】²²⁾

助守組定書

- 一 郷中へ盜賊又者狼藉者立入候節者、三ツ半鐘打候間早速御役所へ駈付可申事
- 一角場二而鉄砲稽古可為勝手候事
- 一 鉄砲之義自然之節者格別、平日八角場之外決而打申間敷候事
- 一 役所内二而武術稽古之義者可為勝手候事
- 一 平日分而相慎可申候、万一喧嘩口論等致候節者一重重々被仰付候事

【史料2】²³⁾

守要組定書

郷中江盜賊又者狼藉者立入候節者、二ツ半鐘亦者三ツ半鐘打候間、平日方右為別紙心掛ヶ居自然之節者仮令出向居候共其場より早々此方宜候御役所へ相詰可申候、万一相惰候者御咎可被仰付候事

但し壱番二駈付候者御褒美可被下候事

一 乱妨人取押方二付格別相働候者江者御褒美可被下候、自然不出精之者有之候ハ、其品ニ寄急度可被仰付候事
一 毎月一六之日無懈怠角場へ罷出鉄砲稽古出精可致候事

一 鉄砲之義自然之節者格別平日ハ角場之外決而打申間敷候事

一 役所内ニ而武術稽古之儀者可為勝手候事

一 平日別而相慎可申候、万一喧嘩口論等致し候節者一等重

除キ候方宜候
々御咎可被 仰付候事

右二ヶ所御咎之文字無之方可然存候

【史料1】は助守組の定書であり、【史料2】は守要組の定書である。双方の定書から、各組の勤務規定の異同を確認したい。まず、郷町内に盗賊・狼藉者が立ち入った際は、助守組が半鐘が三回鳴る場合に町会所に出勤するのに対し、守要組は二回の場合、三回の場合とも出勤する必要がある。特に守要組は、外出をしてもその場からすばやく会所に向かい詰めなければならないとされている。

鉄砲の稽古に関しては、助守組が角場（射撃場）において自由に行なうてよいとされているのに対し、守要組は毎月一と六のつく日に角場において稽古に精を出すように規定がある。武術の稽古については両組とも同様に、役所内において自由に行なうことが規定されている。鉄砲の使用規制に関しても両組同様の内容となっており、緊急時は例外として、平素は角場以外での鉄砲使用を禁止している。

このほか鉄砲組を勤めるにあたっての心得も同様であり、平素は特に慎み、喧嘩・口論をした場合には重く咎を申し付けると規定がある。最後に賞罰についてであるが、これは守要組のみ規定があり、乱妨人を取り押さえる際に格別によく働いた者へは褒美を下すが、不出精の者へはその程度により咎を申し付けるとある。

以上から、前節でみた「口達」に助守組が守要組を補助するとあったように、守要組により重きの置かれた規定となっていることがわかる。守要組は定期的な鉄砲稽古を必要とし、緊急時にはいち早く会所へ向か

うことが求められていた。このように両組の規定から鉄砲組の勤務のあり方は明らかにし得たが、両組の構成員や人数等については史料制約もあり不明である。

最後に、実際に使用する鉄砲や角場に関する「心覚手控」⁽²⁴⁾について概観したい。この史料は、元治元（一八四）年六月に大坂町奉行所へ鉄砲の使用を届け出る際に作成された書類と同封されていたことから、届出とともに大坂町奉行所へ提出したと考えられる。

この「心覚手控」からは以下のことがわかる。まず、下げ渡す鉄砲三十挺は和流・西洋流ともあり、弾丸は十匁以下であること。鉄砲稽古のための角場は大手町の地先の荒地にあり、長さは十五間、幅は三間であったこと。鉄砲は「役所へ備置打人江者御下ヶ無之候」とあり、鉄砲組の者へ直接下げ渡すものではないこと。それゆえ、「打人」の名前については「名前申上候二者及不申哉二も存候」とある。流儀については「睨与難申上候」とあり、打手については「追々御召抱二も相成」と書かれている。

以上の史料から、鉄砲組を二組編成し、鉄砲稽古のための射撃場を郷町内に設定するなど、鉄砲を使用するための環境をととのえた上で、伊丹郷町における治安維持政策が展開したと捉えることができよう。

三 慶応期における鉄砲組運用の様相

伊丹郷町における鉄砲組新設による治安維持の計画について検討したが、実際にこの組織の運用のされ方はいかなるものであったか。断片的な記録に依拠することになるが、以下で検討する。

慶応二（一八六六）年七月、郷町内の中少路村・植松村から、狼藉者の取り押さえの節の加勢願いが惣宿老へ提出された。⁽²⁵⁾ 中少路村からの願

書には「竹槍ヲ以御加勢申上度ト存候」とあり、鉄砲組に加入することを出願しているのではなく、竹槍での加勢を出願している。このとき加勢をする者については、中少路村では八名、植松村では十名の者の名前を書き上げている。この際、両村ともそれぞれ二名の鉄砲組員（中少路村の願書では肩書に「組頭」とある）が加勢出願者を取りまとめ、庄屋または年寄の奥印の上で願書を提出している。

さらに同年九月には、ふたたび植松村と中少路村から、助守組において合印提灯を使用することを惣宿老へ出願している。合印提灯とは、近衛家の家門の一つである合印紋の付いた提灯であろう。このときには、中少路村の願書においては新たに六名の者を助守組に加入させたい旨を願い出ている。中少路村の願書では、「同村助守組之者共不行届之義無之様兼而申合、私共兩人取締仕罷在候」とあり、ここでも鉄砲組の「組頭」が、村内の助守組員・加入者に対して不届きのことがないよう取締りを行っていることがわかる。以上のような文言は植松村の願書においてもみられる。各村の助守組員の内に、組員を監督する者が存在している。

慶応三年六月、右のように植松村において助守組の取締りをしてきた伊勢村屋兵助へ、「助守組ニ加り丹精ニ稽古等致候」という理由により、助守組から守要組へ編入することが申し渡された。守要組への取り立ての要因の一つが、伊勢村屋兵助が鉄砲等の稽古を丹精に勤めていたことは明らかであるが、植松村の助守組の組員を取り締まる立場にあったということもその要因として考えられよう。

以上のように、慶応期においても鉄砲組が存続しており、稽古も続いた。また、助守組は村ごとに編成されているが、組員の取締りは村役人の担当ではなく、助守組員が担当していた。そして、助守組における勤め方が丹精であった場合は、守要組に取り立てられることがあった。助

守組と守要組とは勤め方の規定にも差があるが、合印を使用することができるか否かという、鉄砲組の格式にかかわる点においても差がみられた。村における助守組の取りまとめは助守組の組員自身によって担われていることはすでに述べたが、願書の提出先が「御役人様」すなわち惣宿老であり、伊勢村屋兵助の守要組への取り立てに関する記事は惣宿老が作成する「御用留」に記されている。したがって、鉄砲組は町政組織とまったく別個に活動することはなく、組員の進退は惣宿老の管理下にあったといえよう。

慶応期における鉄砲組の活動について、これ以上の史料がなく詳細を論ずることはできない。その後明治初年についても、明治二年（一八六九）の「御用留」の三月九日条に、「先達方賊所々徘徊致候ニ付、守要組并巡防方々手配致毎度張居候」と記載がある程度で、詳しい活動については分からない。ここでは、守要組に加えて巡防方と呼ばれる役職の者が賊の徘徊のために見張りをしており、伊丹郷町の治安維持を担っていることを指摘するにとどめたい。

次節では、このような鉄砲下げ渡しと鉄砲組編成が行なわれた要因について、幕府からの触と、実際に伊丹郷町で生じた浪士問題から考えた

第三節 伊丹郷町の水戸浪士問題からみる鉄砲組編成の背景

一 浪士召し捕えをめぐる鉄砲使用の許可

第二節で検討した新たな治安維持組織たる鉄砲組の結成は、幕府から触が發布されたことにも起因している。元治元（一八六四）年五月に近衛家家中の中川大蔵権少輔より、伊丹郷町における鉄砲使用に際して大

坂町奉行所へ届出るようにとの通達があった。⁽³⁰⁾ここでは、「去亥年十二月浪人体之者召捕方之儀御触達しニも御座候故、捕方為手宛今度伊丹役所江別紙之通鉄砲御下ヶ渡相成候」とある。また第二節第一項であげた、元治元年九月に近衛家代官より惣宿老に宛てた「口達」には、「近来浮浪之者押借或者盜賊致徘徊候趣ニ付而者従公辺御触達も有之」とある。ここであげられている幕府よりの触は、「去亥年」とあることから、文久三（一八六三）年十二月十一日付で発布された触だ⁽³¹⁾と考えられる。以下にこの触をあげる。

周防守殿御渡

(一)

三奉行江

近頃浪人共、水戸殿浪人或ハ新徴組抔与唱へ、所々身元宜もの共江、攘夷之義を口実ニ無心申懸、其余公事等ニ携、彼是申威、金子為差出候類有之候処、追々及増長、猥ニ頼命与申触し、在々農民を党類ニ引込候類も有之哉ニ相聞、今般 御上洛被 仰出候折柄難捨置、依之以来御料、私領村々申合置、帯刀いたし居候とも、浪人体ニ而怪敷見受候分者、無用捨召捕、手向いたし候ハ、切殺候共、打殺候共可致旨被 仰出候間、悪事ニ不携、或者子細有之、旧主江難立戻ハ、有体〔三〕可訴出候、其始末ニ応し罪を免し、又ハ難儀不相成様取計可遣候、万石以上、以下共、用向有之家来旅行為致候ハ、知行〔所〕より罷出候もの共も先触差出、いつれも此程相触候通、調印之書付を以関所々可相通、万一先触不差出旅行いたし、或ハ旧主江帰参も不致、被召捕候ニ至り、手向〔等〕いたし被切殺候ハ、其身之不念〔三〕候間、其旨可存候、

右之通、万石以上、以下不洩様相触、且右之趣板札ニ認、御料、私領宿村高札場、或ハ村役人宅前杯江当分掛置候様可被相達候

十二月

右之趣、可被相触候

近頃浪人が、「水戸殿浪人」あるいは「新徴組」などと唱え、攘夷を口実にして裕福な者へ無心を申しかけて金品を差出させるといふことなどがあり、將軍が上洛を仰せ出したこともあり捨て置きがたい。よつて御料・私領の村々が申し合せ、浪人のような身なりで怪しい者を見つけ次第、容赦なく召し捕え、手向かいをするようであれば殺してもかまわない、という触書である。触は、大名領、旗本領においてももれなく触れるようにし、板札に記し御料・私領の宿村の高札場あるいは村役人宅の前等へ当分の間掛け置くように命じられている。

この触に先立つ文久元年二月一日には、幕府から関八州の御料・私領・寺社領に対し、浪人や無宿のような者が徘徊し不法の働きをしているため、このような者がいれば容赦なく召し捕え、手に余るようならば打ち捨ててもよく、場合によっては鉄砲を用いてもかまわないという旨の触が出されている。⁽³²⁾

これらの触からは、文久年間において浪人の徘徊や無心が問題となつており、百姓や町人みずからが浪人を捕え、場合によっては殺害することも許可されていたことがわかる。また、自衛のために百姓・町人による武器の使用が許可されており、この時期の浪士の不法な行動は、武器の使用や浪人の殺害を幕府が認めるほどに全国的に問題となつていえる。以上のような徘徊する浪士に関しては、水戸浪士をめぐる問題が伊丹郷町内でも生じていたことが確認できる。次項で検討していきたい。

二 伊丹郷町における水戸浪士出沒への対応

本項では、伊丹郷町内における水戸浪士の出沒への対応から、鉄砲下
げ渡しの背景を探ってみたい。伊丹郷町では、元治元（一八六四）年四
月十一日に、水戸浪士を名乗る無宿の国蔵をはじめとする合計九人の者
が伊丹常盤町難波屋馬之助方に止宿したことから、浪士問題が生じた。
国蔵を取り調べた際に作成された史料を以下にあげる。

乍恐口上

甲州高摩郡

浅尾村

弥与兵衛倅

藤五郎事

無宿

取囲

国蔵

廿七才

右之者申口

水戸浪士之由申居候

澤金之助

三拾七八才

但し其者儀ハ京都大宮通松原下ル町家根屋清兵衛与申者方江始

終立入罷在候者之由

同

桜井与計

名前不知

卅七八才

苗字不知

吉治郎

廿六七才

外二 姓名不知

四人

僕 老入

名前不知

右国蔵儀京都長者町水戸様御屋敷内ニ罷在候杉浦与申方ニ、去亥年
五月中旬頃方当正月廿六日頃迄奉公罷在、其後一段暇貰讃州金毘羅
江参詣致シ当月上旬頃上京致シ、右杉浦江罷越し候処、最早帰国被
致候由ニ而同屋敷内ニ罷在候黒崎与申仁相頼、同人世話を以書面清
兵衛方江罷在候右澤金之助江被召遣居候処、当月九日頃京都五条辺
料理屋江供致し罷越し候処、書面浪士之者追々打寄、同夜伏見方三
拾石船ニ乗り大坂江戸堀辺江着船、翌拾日同所ニ而一宿致シ其翌十
一日浪当所江罷越し、同夜四ツ時過ニ常磐町難波屋馬之介方江着致
し候、右之手続ニ而金之助ニ被召遣罷越し候儀ニ而、夫々浪士之者
生国・名前等睨与不存候得共、水戸浪士之由夫々之者申居候由、前
頭之通国蔵申立罷在候付乍恐此段奉申上候、以上

子四月十四日

小頭久助

上

これは文久三（一八六三）年四月十四日に、伊丹郷町の非人番である
小頭の久助から、「上」すなわち惣宿老へ宛てられた口上書である。甲
斐国高摩郡浅尾村の弥与兵衛の倅である藤五郎こと無宿の国蔵について
久助が取り調べを行なった際に作成された調査書である。国蔵は「水戸浪
士」であると申しており、この他澤金之助、桜井、吉次郎、名前不明の
者五人の者が国蔵とともに伊丹郷町へ来たことが判明する。

国蔵については、京都長者町の水戸藩屋敷にいた杉浦という者のもと
へ、去る亥年（文久三年）五月中旬頃から元治元年正月二十六日ころま
で奉公をしていた。その後いったん暇をもらい、四月上旬ころ京都へ帰

つたが、杉浦がすでに水戸へ帰つたため、京都大宮通松原下ル町家根屋清兵衛のもとにいた澤金之助に召し使われた。そして、四月九日ころに京都五条辺りの料理屋へ澤の供として赴いたところ、書面の浪士の者たちが追々打ち寄り、同日夜に伏見から船で大坂江戸堀に着き、翌十日に大坂で一宿し、翌日十一日に伊丹へ参り、同日夜四つ時過ぎに常盤町難波屋馬之助のもとへ着いた。このようにきさつで澤金之助に召し使われ伊丹へやって来たということである。また、それぞれの浪士の出身や名前は確かには分からないが、各人が水戸浪士を自称していることが判明する。

加えて、この史料は「浪士躰之者件」と書付のある包紙に、十二点の文書が一括されているうちの一点である。包紙に右のような書付がある通り、これら十二点の文書は伊丹郷町への浪士の侵入という問題が生じたために作成・保管されたものであると考えられる。伊丹郷町から逃亡した浪士の行方等が記された綴りや、浪士と思しき人物とかかわりを持った者を取り調べた調書、浪士が滞在した伊丹常盤町難波屋宅に残された浪士の所持品や難波屋の納屋に残された書付の写し、惣宿老を始めとした町役人への「打取」の予告、狂歌などが一括されている。

難波屋の納屋に残された書付には、「年寄始奸売成る者数月を不経天誅を加へるもの也、但シ焼家財、岡田・木村・小西を初家財焼捨もの也」とあり、年寄を始めとする不正に商売を行なう者に対し数ヶ月以内に「天誅」すなわち家財の焼き払いを企てるということが予告されている。「岡田・木村・小西」とあるのは、郷町内の豪商である。⁶⁵このような豪商への脅迫文はもう一通みられる。以下にこの史料を引用する。⁶⁶

衛殿御家領伊丹役人共江内々ヲ以申渡し候事

一此度当方之頭役人七拾三人余、扱又外殿之役人式拾三人ハ外殿之

役人三拾壹人、其外寄合之浪人共四拾四人、百七拾壹人有之候所、此度撰河番之内ニも色々せいとう致候得共、小うえき今二有之候故、大一油・酒・色々反物・魚・干鰯・金物・塩其外五拾九品右品々小うえき致候ゆへ、日本裏々鳴々町々百姓ニ至迄難渋致候故、此度其小うえき致候物共打取候得へ、右六拾四国之物共も大慶ニ存候ゆへ、右浪人之我等々共色々姿ヲかへ相談之上当小西新右衛門江中間之入用銀借用不参も候得へ、早速大坂表ニ飛脚ヲ立右様之事ニ有之候ゆへ此度新右衛門儀ハ心改メ家内下人迄も相心へ入おき候事

伊丹会所門内

百七拾壹人之惣代

立尾文内

惣役人共

山武又八

月日

国延 捨右衛門

〆三人惣代

小西新右衛門儀ニ付久々ニ町々人キ雇人之物共有之候得へ近在親類江立のキ致候事

月日

浪人組中間

これは浪人組中間の百七十一人の者たちから伊丹郷町の町役人らに対し宛てられた申渡しである。冒頭の文章は意味が取りにくく、「当方之頭役人」とは水戸藩の浪士を指し、「外殿之役人」は他藩の浪士を指すのであろうか。そのほか寄合いの浪人を加えた一七一人で、このたび撰津・河内・播磨において「せいとう」（征討の意と考えられる）をしているが、油・酒・反物など五十九品の交易によって全国の町人・百姓が難渋している。このため、これらの品物の交易を行なう者を打ち取れば、全国の難渋者も大慶に思うだろう。よって、我ら浪人がいろいろと姿を

変えて小西新右衛門から借用銀を願っても貸付がなければ、さっそく大坂へ飛脚を立て打ち取るようにするので、新右衛門は改心をし、家内・下人までも心に留めておくように、という内容である。

なぜ大坂へ飛脚を立てるのか詳細な事情は不明であるが、一七一人の浪士が仲間を形成していることから、大坂周辺にある程度のまとまりをみせる浪士集団が存在しているであろう。

難波屋の納屋の書付やこの申渡しは不正な商売を行なっている者を糾弾しているが、前者では「年寄始」、後者では「伊丹役人共江」とあるように、主に伊丹郷町の町役人を対象としており、そのもつとも代表的な人物が惣宿老・御金方を務めてきた小西新右衛門であった。惣宿老は伊丹郷町を代表する町役人として郷町の治安維持に努めるために武術の稽古をする必要があった。それと同時に、自らが浪士の「天誅」や「打取」の対象となっていたがため、自衛のためにも、郷町内の治安維持体制を確かに運用可能なものにする必要があったといえよう。

また、逃亡した浪士の行方についても取り調べが行なわれている。⁽³⁷⁾これによると、浪士たちは摂津国有馬郡生瀬村、同州同郡道場河原村、同州三田町、丹波国多紀郡古市村と、この間を賃金を支払って籠を継ぎ立てて移動し、古市の宿屋において金銭の無心を申しかけたが宿屋の主人が応じなかったため、羽織を差し出して金一步を借用した。この後丹波国多紀郡八上村まで継ぎ立てたが、その後の行方は不明であった。この取り調べにおいて、米屋における生瀬村から道場河原村への駕籠継ぎ立ての際に、「何れ之藩中とも不相分候二付、継立不致旨押而及断候」とあり、逃亡した浪士が、何藩の藩士であるかということを確認に証明するすべを持っていなかったことがうかがえる。

前掲の「乍恐口上」において、小頭久助の取り調べによれば、召し捕

えられた国蔵は「夫々浪士之者生国・名前等駈与不存候得共、水戸浪士之由夫々之者申居候」と延べている。つまり、ともに伊丹郷町にやって来た浪人の出生地・名前は不明であり、それぞれが水戸浪士を自称しているに過ぎない。国蔵自身についても以前水戸屋敷内の杉浦へ奉公に出ている奉公人であると考えられ、さらに現在は「無宿」とある。

国蔵へは再度取り調べを行なったようであり、⁽³⁸⁾「京都本圀寺江水戸様御出張小寄合組二罷在」る坂場という者と、吉治郎という者、「同（京都・筆者注）釜之座丸太町上ル水戸様下罷在」る前山という者の三名が、国蔵とともに伊丹郷町にやって来た者として新たに明らかになっている。澤金之助については「長者町水戸様御屋敷へ折々立入罷在候」と書かれている。以上の国蔵からの取り調べから、伊丹郷町に現われた「水戸浪士」たちは、一時的には水戸藩へ出入りをしているものの、水戸藩士ではない。しかし、国蔵らのような素性の不確かな浪士が問題を起こしながらも、水戸浪士と名乗っている以上、この事件への対応は慎重を期さなければならなかったであろうことに注意したい。

伊丹郷町においては、以上の事件を通して水戸浪士の出没が大きな問題となったと考えられ、この事件以前に伊丹郷町に浪士が立ち入った事例について取り調べが行なわれた。四月十九日（水戸浪士の出没は四月十一日）に、⁽³⁹⁾水戸屋敷の者と関係をもつ播磨屋七兵衛を小頭久助が取り調べている。播磨屋七兵衛は伊丹郷町に居住する者である。

播磨屋七兵衛への取り調べから、播磨屋が文久三年に京都の「水戸黒川屋敷内」の兜宗助という者と面識を持ち、元治元（一八六四）年二月上旬ころに水戸藩の者が播磨屋のもとを訪れていることが判明した。この一件の詳細は以下の通りである。

播磨屋の親類である熊野田村弥三兵衛の姉が、夫の死後に養子と不和

合となった。このため京都大谷に居住している親類の次兵衛の紹介によつて、水戸京黒川屋敷内の兜宗助がこの問題の仲裁を行なった。次兵衛は西本願寺に立入る植木屋であるが、次兵衛と兜宗助との関係性は不明である。そして、本来は熊野田村の弥三兵衛が兜宗助のもとへ参るべきところ、播磨屋が代参したために播磨屋と水戸屋敷の者との関係が生じたのである。

この間、同年二月に「水戸、山勝千蔵・松田忠右衛門・北野精次郎・和田剛蔵」とある四名が、播磨屋のもとを訪れたことがわかるほか、「但し此度参り候者之内」との但し書きのある今泉（名前不明）・泉嘉市郎・中澤造酒之丞の三名もこの時ともに播磨屋を訪れた。播磨屋が兜宗助以外の水戸浪士とも面識を持っていたことがわかる。

以上から、遅くとも元治元年二月には水戸藩の関係者と思われる者が伊丹郷町へやつて来ていたことが明らかになった。播磨屋七兵衛の一件は同年四月十九日の取り調べであることから、四月十三日に伊丹郷町に九人の水戸浪士が現われた事件を発端として、伊丹郷町への浪士の往来が問題になったといえる。播磨屋七兵衛のもとへ水戸藩屋敷の者がやつて来た際には特別問題は生じなかったのであろう。しかしながら、四月の水戸浪士出没の際には小西新右衛門を標的とした「打取」の予告などが作成されるなど、実害を生じかねない状況が発生しており、伊丹郷町において浪士の動静を注視せねばならなかったといえる。

同年八月朔日には、蔭井丈助から浅野久輔に宛てて、先の二件の水戸浪士問題にかかわる人物の探索結果を報じている。この報告では、五条通橋東二丁目に居住する刀脇差商売の丹後屋久米助と、大仏堀内上馬町に居住する植木渡世の植木屋次兵衛について記されている。丹後屋久米助は横川上総と名乗っており、播磨屋七兵衛とは大坂日出橋柳屋におい

て面会しているが、丹後屋と水戸浪士との関連については記述がない。

植木屋次兵衛は、播磨屋の件で水戸屋敷内の兜宗助へ挨拶を頼んだ人物である。次兵衛については、「本願寺江御出入いたし依之名字坂上と名乗居候得共本願寺家来ニ而者無之也」とあり、また浪士との関係については「同人方江是迄浮浪士立入候儀者一切相聞兼候」とある。ここから、次兵衛については水戸藩屋敷の者とは面識を持っているが、自宅に浪士が立ち入るといったことはなく、兜宗助が浪士であるとは断定できない。また、「浪士申金之助外三人立入先大宮通松原下ル家根屋渡世庄兵衛外式軒宿屋方」については「当時探索中」とあり、四月に伊丹郷町へやつて来た澤金之助ほか三名の立入先が探索の対象となっていることがわかる。

これら「浪士躰之者件」と書付のある包紙による十二点一括の史料から、以下のことが読み取れる。まず、元治元年四月十三日より水戸浪士の伊丹郷町への出現問題が生じた。この問題を契機として、水戸屋敷内兜宗助らと面識を持っていた播磨屋七兵衛の取り調べがなされた。さらに元治元年七月には、浪士について京都での探索を依頼した。同年四月以降、伊丹郷町において浪士に関する情報収集および浪士への対応が緊急の課題となっていたのである。次項では、浪士問題と伊丹郷町における治安維持対策との関連を整理したい。

三 鉄砲組の治安維持組織的性格

以上検討してきたように、文久・元治期の伊丹郷町では、浪士が関連する事件の取り調べや、水戸藩の関係者と考えられる者たちについて京都で探索を行なうほど水戸浪士問題が大きくなっていった。この問題は元治元（一八六四）年四月から発生したが、翌月五月に近衛家からの鉄砲

下げ渡しが行なわれている。第二節で検討した通り、伊丹郷町周辺において浮浪の者・狼藉物が徘徊しており、幕府から浪人召し捕らえに關する触が發布されたこともあつて、浮浪者・狼藉物等の召し捕らえのために鉄砲は下げ渡しされた。このことから、鉄砲下げ渡しは実際に伊丹郷町で生じた浪士問題を受け、緊急の処置として行なわれたと考えることができる。鉄砲組の編成やその規則が同年九月に定められているため、とりえず浪士からの自衛のために鉄砲を下げ渡し、後から鉄砲組を編成し諸規則を定めるといふ方法がとられたといえよう。

元治元年三月には、筑波山において天狗党が挙兵し、水戸浪士の尊攘運動はピークに達した。このような中で、たとえ水戸浪士を自称するに過ぎないとしても、武力を持った集団が伊丹郷町に侵入するという事件は、いまだ確固たる治安維持体制を有していない伊丹郷町にとつて、大きな衝撃を与えたことが推測される。また、水戸浪士が拠点とする京・大坂からさほど遠くない位置にある伊丹郷町が、以後いつ出没するかわからない水戸浪士への対処に迫られていたであろうことは想像にかたくない。

浪士への対処のため新たな治安維持体制として鉄砲組が編成されたが、関連する問題として当該期において全国的に行なわれた農兵隊の編成が挙げられる。農兵に關しては、軍事動員と治安維持という二つの目的のもと編成されたことが明らかになっている。農兵隊結成一義的な目的は村落の治安維持・自衛であつたと指摘がなされており、農兵隊のもつ自衛組織の性格は重要であるが、これと同時に農兵隊が領主によつて軍事力を期待され動員される対象であつたことも看過し得ないであろう。⁽⁴³⁾

伊丹郷町における鉄砲組は、浪士問題を契機に「浮浪之者・押借、或

者盜賊」が領内へ立ち入り捕縛が手に負えない場合を想定して結成された。よつて、この鉄砲組は郷町を浪士の被害から防ぐための治安維持組織であり、明治二年（一八六七）の「御用留」でも狼藉者の出没に際して見張りをしていることから、以後も治安維持という役割を果たしたと評価できる。軍事力という側面に關して、軍事的動員は史料上確認できず、領主が公家身分であるため長州征討や戊辰戦争への動員は考えにくい。農兵隊の性格と比較した場合、軍事組織という性格がないに等しいといえる。領主的動員がみられない以上、鉄砲組は暴力装置として働くことはあつても、ひとつの軍事集団として戦闘に従事することはないのであり、これは伊丹郷町が公家領であることに起因する。

加えて、鉄砲組はすくなくとも町運営の秩序から逸脱したかたちでは組織されていないということを描することができよう。鉄砲組が郷町の治安維持組織であることは、武芸の稽古を町会所を拠点として行ない、鉄砲の管理を町会所で行なっていることとも関連すると考えられる。鉄砲組の隊員や加勢の人員の管理・編成も村ごとに行なわれており、鉄砲組を最終的に管理する役職は町政組織のトップである惣宿老となっている。

まとめると、伊丹郷町における鉄砲組は、幕府の触によつて水戸浪士の召し捕えが許可されたという条件にもとづき、実際に郷町内で発生した水戸浪士問題を契機として、郷町の自衛のために町会所を拠点として結成・運用された治安維持組織であつたといえる。

おわりに

これまで述べてきたことをまとめておく。まず、元治元（一八六四）

年四月、伊丹郷町に水戸浪士を名乗る集団が現われ、小西新右衛門ら豪商へ「打取」の脅迫文を作成するなど、浪士による被害が生じかねない状況が発生した。この事件の発生により、水戸藩関係者と面識のある播磨屋七兵衛の取り調べが行なわれ、八月には京都において水戸浪士と関係があると思しき人物の探索が行なわれるなど、伊丹郷町では水戸浪士問題が急速に大きな問題となっていた。このような状況下で、浪士集団に対処するため、同年五月に近衛家から領下へ鉄砲三十挺が下げ渡された。これは九月になって鉄砲使用や鉄砲組の編成に関する諸規則が定められたことから、浪士の出没に対処するための緊急の措置であるといえる。

結成された鉄砲組は定期的に訓練を行ない、会所において武芸の稽古を行なった。また鉄砲を会所で管理し、惣宿老が鉄砲組の構成員の最終的な管理を担当していたことから、鉄砲組が町会所を拠点にして活動を行なっていたことがわかる。しかしながら、明治二年に狼藉者徘徊の際に張り込みを行なったこと以外は、結成後の鉄砲組が実際にどのような活動を行なっていたのかは不明である。

前述した通り、鉄砲組は浪士出没という問題を契機に、治安維持を一義的な目的として結成された組織である。文久期から慶応期にかけて、治安維持という同様の目的をもって、幕領・諸藩領において農兵の取立がすすめられたが、農兵隊は治安維持をその一義的な目的としながらも、領主による軍事動員という可能性を常にかかえており、いざとなれば軍事集団として武力を行使する必要があった。しかしながら、近衛家領の伊丹郷町では領主による軍事動員はみられず、領主が鉄砲組の結成を命じながらも、軍事集団という性格をもたないことが伊丹郷町鉄砲組の特徴であるといえよう。

文久期から元治期にかけての伊丹郷町では、浪士集団という一種の軍事集団に対抗するため、従来はなかった鉄砲組を結成し新たな治安維持体制を構築した。これは郷町の住民全体を治安維持のために協力させる体制であった。新たに鉄砲組を組織しながらも、鉄砲隊組員の管理は村ごとに行なわれており、町・村を基礎的な単位とする従来の治安維持のあり方にのつとつたかたちで、幕末期の治安維持も進められたといえよう。町会所にとつては、鉄砲と鉄砲組の管理、また町役人自らの武芸の稽古という新たな職務の増加として捉えることができる。

伊丹郷町の町政組織は、有力な酒造家が惣宿老となって町を運営したという特色があるが、水戸浪士の「打取」の対象はこのような町役人である。万一、実際に浪士による被害が発生した場合には町政事務の滞留が想定されるし、郷町の基幹産業である酒造業の操業の停滞にもつながる。このようなことは、酒造業やその関連産業に従事する郷町の住民への影響が生じるだけでなく、領主にとつても家領経営上大きな問題となる。そのため、このような被害を食い止めるべく自衛組織である鉄砲組が結成されたのではないか。

在郷町であり、公家領であるという特殊性をもった伊丹郷町における幕末期の治安維持体制に関して明らかにしてきたが、幕末期以前の伊丹郷町で武芸の稽古がどのように行なわれていたのか、また公家領において武力はいかにして行使されたのか、といった鉄砲組以外が行使する武力および暴力の問題にまで言及することができなかった。また、今回明らかにした治安維持組織が近代以降の治安維持組織と関連性を持つのかどうか、本稿では展望を述べることができなかった。これらの点については今後の課題としたい。

【注】

- (1) 伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史』第二卷（伊丹市、一九六九年）。鶴美子「近世伊丹の町政組織について」（『地域研究いたみ』第九号、一九七八年）。山中永之佑「近世伊丹郷町における町政組織―惣宿老制の展開を中心に―」（伊丹市立博物館編『伊丹酒造家史料』（下）解題、一九九二年、伊丹市）。
- (2) 「慶応三丁卯歳御用留」。今井美紀氏により「幕末の伊丹郷町―慶応三年の御用留に関して―」（『地域研究いたみ』第八号、一九七八年）において史料紹介がなされている。なお、伊丹郷町における幕末の文化活動については同氏「郷学明倫堂教頭橋本香坡と伊丹―幕末教育史の一視点―」（『地域研究いたみ』第十二号、一九八二年）、同「幕末の伊丹郷町」（伊丹市立博物館編『新・伊丹史話』、一九九四年）が詳しい。
- (3) 新修大阪府史編纂委員会編『新修大阪府史』第四卷（大阪市、一九九〇年）。町警備体制は文政から天保にかけて急速に強化され、どの町でも十人近くの町掛り人があり、町人の自身番勤務がこれに加わり、強固な町警備体制ができあがっているとされている。
- (4) 池田市史編纂委員会編『新修池田市史』第二卷近世編、池田市、一九九九年。
- (5) 朝尾直弘「日本近世都市の特質―十七世紀の町を中心に―」（『朝尾直弘著作集』第六卷、岩波書店、二〇〇四年）。
- (6) 茂木陽一「幕末期幕領農兵組織の成立と展開―多摩郡蔵敷組合農兵を例として―」（『歴史学研究』第四六四号、一九七九年）。
- (7) 久留島浩「近世の百姓と軍役」（『負担と贈与』日本の社会史第四卷、岩波書店、一九八六年）。
- (8) 前掲『新修大阪府史』第四卷。
- (9) 岩城卓二「畿内の幕末社会」（明治維新史学会編『幕末政治と社会変動』講座明治維新二、有志舎、二〇一一年）。
- (10) 前掲「茂木一九七九」。
- (11) 伊丹市周辺の自治体では、前掲『新修大阪府史』第四卷、兵庫県史編纂専門委員会『兵庫県史』第五卷（兵庫県、一九八〇年）、前田結城「幕末の動乱と明石藩―軍事関係の史料にみる藩兵と農兵―」（『企画展館収蔵品明石藩の世界Ⅰ―文書と絵画―』、明石市立文化博物館、二〇一三年）。関東における浪士問題については、川田純之「徘徊する浪人による契約の展開とその限界」（『栃木県立文書館研究紀要』一一卷、二〇〇七年）において、文政期から天保期（一八一八―一八四三）にかけての徘徊浪人による村との契約や浪人集団の実態が明らかになっている。
- (12) 近世伊丹郷町の消防体制に関しては、石川道子氏がその確立までを詳細に明らかにしている（石川道子「在郷町の火消しの存在形態―伊丹郷町における消防体制と火消しの位置―」（石川道子追悼事業実行委員会編『近世西摂津の都市と農村』、神戸新聞総合出版センター、二〇一六年、初出一九九三年）。本節も石川氏の本稿によった）。
- (13) 「町分村分取り締り申渡し覚」（『伊丹酒造家史料（下）』五六〇）。
- (14) 伊丹市図書館文書四二・一四「御用状」。
- (15) 伊丹市立博物館寄託小西新右衛門氏文書（近世編）V・三一七・一「町方引継ぎ書類受取り覚」。
- (16) 前掲「天保十三年壬寅日記」、同「弘化三丙午記」。
- (17) 前掲「弘化三丙午記」。
- (18) 小西新右衛門氏文書（近世編）V・一七六「役中志ある者武術心掛」。

け勝手次第の旨」。

(19) (20) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一七七・二 「非常手当のため鉄砲三十挺下げ渡し」の旨」。

(21) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一七八・一 「浮浪者取締りに付き申渡し」。

(22) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一七八・二 「非常備鉄砲方助守組定書」。

(23) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一七二・三 「非常備鉄砲方守要組定書」。

(24) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一七七・五・一 「鉄砲稽古場等に付き心覚控」。

(25) 中少路村からの願書は、小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一七九 「狼藉者追払いのため竹槍にて加勢願い」。植松村からの願書は、小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一八〇 「狼藉者取締りのため御用仰付けられたき者出願」。

(26) 植松村からの願書は、小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一八二・一 「助守組へ合印願い、並に除名願い」、中少路村からの願書は小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一八二・二 「助守組へ合印願い、並に加入願い」。

(27) 前掲の「慶応三丁卯歳御用留」六月九日条に「植松村伊勢村屋兵助儀、助守組ニ加り丹情ニ稽古等致候ニ付、此度守要組之内指加遣し趣申渡」とある。

(28) 万延元 (一八六〇) 年から文久二 (一八六二) 年にかけて伊丹郷町内の各町村の町年寄・庄屋から提出のあった難渋者書上が多数残っているが (小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一四四〇〜同V・一五四三)、これらの宛所はほぼ「御役人様」となっている。しかし宛所が「御町方

様」、「御当役様」(惣宿老は年番で勤めるため、その年の惣宿老当役を指す) となっている書上もみられ、ここからこの書上は惣宿老を始めとする町役人宛になっていることが分かり、町年寄・庄屋の押印のあるこれら書上が小西新右衛門氏文書中にあることから、伊丹郷町内で「御役人様」と標記した場合、伊丹郷町の町役人、特に惣宿老を示すと考えて差支えなからう。

(29) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・三四二。

(30) 小西新右衛門氏文書 (近世編) 「鉄砲稽古致す旨大坂町奉行所へ届出の段通知」。

(31) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第五卷 (岩波書店、一九九四年) 五〇三〇号より引用。

(32) 前掲『幕末御触書集成』五〇二八号。

(33) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一五六五・一 「水戸浪士に付き国蔵申立て」。

(34) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一五六五・一〜V・一五六五・二。

(35) 「岡田」は米問屋の加島屋利兵衛家、「木村」は酒家年行事を務める木村仁右衛門家と推測される。「小西」は酒造家で惣宿老・御金方を務める小西新右衛門家を指す。

(36) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一五六五・八 「小西新右衛門に対し脅迫文」。

(37) 小西新右衛門氏文書 (近世編) V・一五六五・二 「国蔵申立て記」。

この史料は大きく分けて七つの記事から成り立っており、内容は以下の通りである。①伊丹郷町に出没した水戸浪士が差し出した書状の写し三通 (「右帯刀之者ヲ指越候書状之写左ニ」とある)。一通目は「從難真水谷内」より「岡田源左衛門殿」宛て。二通目は「水谷内」より「岡田源

左衛門殿」宛て。三通目は「幸三・畑桑三・今野利八」より「岡田源左衛門様」宛て。いずれの書状も四月十三日付。②逃亡した五人の水戸浪士の行衛取り調べに関する書付。③播磨屋七兵衛と水戸浪士との関係について取り調べの書付（「播磨屋七兵衛申口」）。④水戸浪士が逃げ去る際に難波屋新兵衛の納屋に残された書付（「浪人逃去候際ニ難真納屋之壁ニ書付在之文」）。⑤小頭久助による国蔵への取り調べに関する書付（「召捕候小者申口」）。⑥国蔵所持品書上、難波屋新兵衛宅に残された物品の書上。⑦小頭久助による国蔵への取り調べに関する書付（「再応国蔵申口」）。なお、①の書状の一通目は小西新右衛門氏文書（近世編）V・一五六五・四「一条に付き問合せ」と同内容、二通目は同文書V・一五六五・五「娘の儀につき書状」と同内容、三通目は同文書V・一五六五・三「発足日限に付き書状」と同内容となっている。また、④は同文書V・一五六五・九「年寄始め奸売者へ天誅を加える旨」と同様の内容となっている。

(38) 同右、「再応国蔵申口」から始まる書付。

(39) 同右、「播磨屋七兵衛申口」から始まる書付。同文書V・一五六五・一「水戸藩京屋敷出入の人物に付き播磨屋七兵衛申口」

(40) 小西新右衛門氏文書（近世編）V・一五六五・二「国蔵申立て記」に「駅方ニ在之候書付」として以下のように記述がある。

（前略）右一件ニ付当二月上旬之頃七兵衛方へ参り駅所ニ而人足取継

立候節名前左ニ

水戸

山勝千蔵

松田忠右衛門

北野精次郎

和田剛蔵

右宿駕籠四挺人足都合十二人急御用ニ而罷越候間、早々可被指出候

二月九日（後略）

(41) 小西新右衛門氏文書（近世編）V・一五六五・六「浮浪士御尋ねに付き返答書」。探索の依頼は同年七月廿日になされている。

(42) 中西崇「武力を担う百姓の意識―江川農兵の農兵人を事例として―」（『人民の歴史学』第一八二号、二〇〇九年）。

(43) 前掲久留島論文において、幕末期に組織された農兵の嚆矢である江川農兵は海防のために組織されたものであり、その意味では領主による軍事力の弱体化に対応したものであったと述べられている。

終章

終章では、近世後期伊丹郷町の町運営の特質を以下二点にまとめ、展望を述べる。

まず一点目は、町運営の基礎的な部分に金融が位置していることである。町政組織に金銭関係事務を専門に担当する「御金方」が享保期には存在したことからも、近世中期以降、伊丹郷町運営において金融が重要な位置を占めていたことがうかがえる。特に町運営と領主支配の双方の根幹にかかわる年貢収納において、年貢銀それ自体の運用や年貢銀からの貸付銀拋出が行なわれており、伊丹郷町住民全体が町による金融に巻き込まれていた。このような特徴的な年貢納入方法は、伊丹郷町が近世前期から貨幣経済の発達した郷町であることにより可能になっている。

以上のような金融面での特質は、近世後期に至って町運営のあり方を大きく変容させる点で重要である。すなわち、御金方を中心とする町政組織の差配により、近衛家下付金貸付が文化末期（一八一六年頃）以降大規模に展開し、郷町側と領主側双方の財政に構造的に組み込まれることになったという変化である。近衛家下付金は酒造家を中心とする伊丹郷町住民へ貸付がなされ、利率は月八朱と月七朱を中心とするなど高利ではなく、月三朱といった極めて低利の貸付口も存在した。一時に多額の操業資金を必要とする酒造家にとって、近衛家下付金貸付は融通機能を一面では有したと考えられる。しかしながら、貸付資金は近衛家および家中の自己資金だけでなく、関連する寺院等からも出資されており、本質的には伊丹郷町への貸付は「貨殖」と位置づけられていたことには注意を要する。近衛家は約二八〇〇石の領知でもって家政を運営する必

要があり、領主財政的な契機が町による金融を推進させた。

文化・文政期にピークを迎えた伊丹酒造業は、天保後期以降衰退していくが、その際酒造元手銀とするための近衛家下付金からの貸付は、以前に比してその重要性を高めていくと考えられる。というのも、株仲間解散が本格的に進められる天保十三（一八四二）年以降、町庄屋の伴善右衛門による酒造家への酒造元手銀貸付の差配が確認できるようになるのである。また、低利の貸付銀である「御趣法銀」の貸付差配も善右衛門が担当している。善右衛門の弘化三（一八四六）年の惣宿老格への昇進は、大坂町奉行所での「御用向」に加え、酒造家への融通が評価されたことであつた。伊丹郷町における近衛家下付金貸付を領主と町が必要としたことが町役人の昇進に作用したと言える。近衛家下付金貸付の大規模な展開と伴善右衛門の惣宿老格への昇進は、伊丹郷町における基幹産業である酒造業を維持するために多額の資金投下が必要であるという経済構造に規定されている。

安政五（一八五八）年の伴善右衛門の死後、息子の善左衛門が町政組織に加入するのにも、亡父の職務と借財を引き継ぐかたちで近衛家から「御趣法銀取立方御貸掛り仮役」に任命されたためである。伴善左衛門の町政組織への加入は、天保期から継続している「御趣法銀」貸付の存在を直接の要因としている。以上のような近衛家下付金貸付が酒造家を始めたとする伊丹郷町住民の相続にとつて、また一方で近衛家の家政運営にとつて必要不可欠であるために、町政組織の転換の要因の一つとなつた。そして幕末期には、近衛家下付金の元利返済を大きく滞らせた酒造家たちが、引当とした酒蔵を召し上げられることになる。経営不振に陥つ

た酒造家が手放した酒蔵を、御金方を媒介にして新たに酒造家を買得することで、貸付金の存在が伊丹郷町内における酒造家の新旧交代をも惹起した。ここに近衛家下付金貸付の矛盾が酒造家の個別家経営の破綻というかたちで顕在化しといえる。しかし一方で、町の酒造業の停滞をくい止めるという側面があることで、郷町全体の信用を維持する機能を持ったのである。

二点目は、町役人が幕閣・幕府役人や大坂町人との人脈・情報網を持ち、領主から政治的な情報収集を要請されるという点である。惣宿老を始めとする伊丹郷町の町役人は、酒造家を中心とする在郷町商人であり、それぞれが大坂・京都・江戸等との商業・金融ネットワークを有していた。¹⁾これら町役人の個別家経営に依拠した人的ネットワークは、他所との商取引を不可避とする商工業者が多数存在する伊丹郷町の町運営にとって必要な情報をもたらしたと考えられる。特に町役人が家経営上行なつた幕藩領主層への金融活動は、政治的情報入手のための回路として機能することにつながった。

さらに伊丹郷町は非領国地域に所在するため、他領掛りの訴訟の世話など、日常的な町運営に際して大坂町奉行所への出張が必要になった。そのため、個別家経営のための商業・金融ネットワークとは質の異なる、大坂町奉行所役人との町運営のために必要な人脈が形成された。ただし、町運営のために形成された町奉行所役人との人脈をもとに、町役人が町奉行所役人に貸付を行なっており、町政ネットワークから金融関係が生じることには注意したい。つまり、伊丹郷町では町役人としての專業化がなされず、商工業経営を家業とすることで、商業・金融・町政のネットワークが相互に重なり合いながら町運営の中で利用されていった。

以上のような人的ネットワークを持つ町役人による町運営が行なわれ

ていく中で、天保の上知令や、九条家領の加増という政治的問題に近衛家が対処するに際し、幕府役人・幕閣との人脈を有する伴善右衛門・善左衛門親子に情報収集を要請することになった。このような近衛家家政に密着して行なわれる政治的な情報収集は、近衛家が自家の領主支配が大きく転換する可能性が生じるような場面で、近衛家自身が表立って情報収集を行なうと自家の威光に差し障ると考えたことによる、領主としての政治的・社会的な信用低下を危惧したために要請された。一方で伊丹郷町側にとつても、町で展開する金融や酒造政策が領主支配と密接に結びついていたことで、領主支配の転換に係る情報収集は伊丹郷町を維持させるために重要な活動となった。弘化三年における伴善右衛門の金融ネットワークを利用しての幕府への近衛家名目金貸付と酒造増石の出願は、天保後期以降の伊丹酒造業の低迷を受けて行なわれており、酒造増石の出願は伊丹酒造業の景況に直結する問題であった。

近衛家から伊丹郷町役人に要請された人脈・情報網の利用は、領主の財政的・政治的要因から必要とされたが、その活動自体は伊丹郷町の運営にとつても価値あるものであったといえる。町役人という公的存在が近衛家からの信用を付与され情報収集のような広域な活動を展開することとは、伊丹郷町の運営が多様な人脈からもたらされた情報をもとに成り立っていることを意味する。町役人が政治的な情報収集や酒造業の操業を左右する出願・交渉を行なう人脈や能力を有しているということは、地域における伊丹郷町の社会的な位置づけを高める意味を持ったのではないだろうか。そしてこのことは近衛家にとつても、安定的な家領経営を実現しうる個別領主であることを意味し、領下に付与した信用が自家へと循環することを意味するであろう。

これらのことをふまえると、伊丹郷町において、近世後期の社会変動

に対応していくための人脈や交渉能力を持つ町役人は、町側・領主側双方にとって有益な存在とみなされる。伴親子の事例―父善右衛門が酒造家ではない新興の町役人にもかかわらず特例で惣宿老格に就任し、息子善左衛門が貸付役の新設により例外的に町政組織へ加入した―は、以上の町運営の特質をもっともよく表わしていると言えるのである。この点で、岩城卓二氏が明らかにした掛屋による政治的情報の収集は、領主層からの要請にもとづいて行なわれるという点で伴親子の活動と共通するが、掛屋の場合は自家の経営維持をまず第一の目的として行なわれたという点で質を異にしている。

最後に以上の特質が生じる背景に関して付言し、二点の特質を複合的に見た際に浮かび上がる伊丹郷町運営のあり方を、先行研究との関連もふまえながら改めて見ていく。まず、伊丹郷町の町役人は、近世後期の社会変動の中で金融の差配や広域にわたる町政実務を担ったが、これらはいずれも伊丹郷町の基幹産業である酒造業を維持することを主目的として、あるいは酒造業の衰退に応じて行なわれてきたということである。このこととともに、近衛家による家領経営に関しても、酒造業への吸着が強いという特質を持ったために、酒造業の維持を目指す基調を有した。年貢酒政策の開始に加えて、幕末期の治安維持政策も、郷町内の富商が浪士の標的とされたことによる商工業上の不安の払拭を企図した側面があると捉えられるだろう。

伊丹郷町における町運営・町政事務処理に際しては、町役人は他地域との人脈や情報ネットワークを利用し、場合により実際に郷町外に出張するなど、広域で多様な活動をその内容とした。このような地域運営形態は、近世後期の複雑化した課題に対処するために他の地域においても見られると考えられる。近世後期伊丹郷町において特徴的なことは、酒

造業と領主資金による金融とが伊丹郷町の経済的な基礎として存在していることが、町役人による政治的な情報収集といった、伊丹郷町外へ活動範囲を広げての対外的折衝を必要としたという点である。この町役人の活動は、個別領主―町役人―町住民あるいは大坂町奉行所―町役人・御用達―町住民といった日常的な町運営の回路からはみ出ていく性質を持つ。地域の基幹産業を維持するために領主と町政組織による金融が必要であり、その金融を成り立たせるために基幹産業の維持が必要であるという循環が経済社会変動により崩れ始め、政治的変動が地域社会と領主支配をゆるがしたとき、このような状況に対処するための情報収集を、町役人の金融・対領主ネットワークを駆使して行なおうとした。

従来の研究では、都市の運営を支えるための財政システムに関しては、地子徴収・町入用や町会所による貸付金の側面から論じられてきた。後者に関しては江戸における場末地主層への「御救」としての機能を強く持ったことが指摘されている。都市共同体あるいは村落共同体を維持するために共同体内部で融通が行なわれること、領主が利殖を目的として金融を行なうことは、近世社会では一般的に看取される。近年では、領主資金を領下の産業へ投下し、貸付Ⅱ助成を受けることができる地域と利殖を得ることができる領主という、地域産業をめぐる互恵的な資金循環構造に関しても明らかにされている。⁵⁾

しかしながら、産業を維持するために領主資金が投下されている地域社会での地域運営のあり方と、地域運営のために金融を担うことによつて生じる政治的中間層の性格変化、彼らによる地域運営上の金融機能の位置づけに関しては、明確でなかった。また、従来の近世地域社会運営の研究では、政治的中間層の家経営の様相や、周辺村落への金銀貸付といった経済的ヘゲモニーの有無やその内実が明らかにされてきたが、こ

れらと密接にかかわる地域が持つ信用の問題と政治的中間層による地域社会運営それ自体との関連に関しては述べられてこなかった。

本稿では、近世後期の伊丹郷町運営の特質として、①町運営の基礎に金融が位置しており、領主資金と町の資金から構成される貸付金を主軸とする金融構造を持つこと、およびこの金融構造を成り立たせる町役人の活動が必要とされたこと、②経済的・社会的変動に際して町役人が領主から政治的な情報収集を要請されるが、郷町側にとっても重要な活動であったこと、③この二つの活動を含む多様な町運営のあり方が、基幹産業である酒造業を維持するために働くだけでなく、伴親子のような酒造家でない新興の町役人が台頭する要因となり、惣町に信用を付与したことを明らかにした。

特産品生産のための資金投下といった金融活動に関しては先述のようにすでに明らかにされており、松本四郎氏はそれが在町の維持のためであると指摘している。このような特産品生産への領主資金の投下は、領主財政の再生産と密接に結びつくことから、近世において一般的に行なわれたと考えられる。

ここで、近世の町が本来的には町人の家屋敷を相互に保全し、信用を担保し合う機能を持つという朝尾直弘氏の指摘と、幕末期京都の個別町において金銀貸借の場面で町が信用保証機能を有したが、明治初年に個別町の信用力が低下し小学校会社というより広域な枠組が信用保証機能を持つようになったことを明らかにした宇佐美英機氏の研究を参考にしたい。京都においては近世初期から幕末期にかけて、その質を変容させながらも個別町自体が対内的・対外的に持つ信用力が町住民の経済活動を支えており、町共同体の自治能力は、経済活動における町の信用保持をも含み込むものであったといえる。

京都の個別町の信用保証機能が、町自治的な側面から説明されることをふまえると、他都市の個別町においても看取できる機能であると考えられる。本稿で指摘した伊丹郷町全体の信用保持も、都市が持つ機能として普遍化できるが、在郷町の場合は個別町を信用保持の単位とするのではなく、惣町をその単位とした点が特徴的であるといえる。このことは、在郷町の個別町が城下町の個別町とは違い正式な支配単位ではなく、かつ在郷町の経済維持の要となる酒造業者の地縁的枠組が伊丹郷町全体であったことに由来すると考えられる。

特産品生産が地域経済の維持のために重要な位置を占める地域では、領主権力による特産品生産・販売過程への利益吸着が強く表われ、その手段として金融活動が行なわれる。このような領主資金を主とする町が差配する金融と、身分的中間層による地域運営との接点において信用が生まれるという構造は、他の在郷町や特産品生産地においても見られるのではないだろうか。この際の信用は、十分な資産保有や産業の振興といった経済的側面だけが問題とされるのではなく、それと密接にかかわる近世後期の社会経済変動に対処できる能力を町が持っているか、といった政治的側面も問題とされるのである。

伊丹郷町の御金方は明治六（一八七三）年に廃止され、近衛家下付金の貸付自体もなくなった。また、近世を通じて惣宿老を勤めた小西新右衛門は、行政に直接携わることとはなくなった。それとともに、明治四年の旧酒造鑑札の没収による旧江戸積み酒造業の営業特権全廃、明治十三年の酒造税法改訂による酒税の大幅引き上げといった明治初年の酒造制度改変により、多くの伊丹酒造家が酒造業の廃業にふみきった。『伊丹市史』においても、酒造・酒税制度の改変に加え、近衛家からの保護を喪失したことが、明治初期の伊丹酒造業にとって大きな打撃となったこと

とを指摘している。

本稿では、明治初年における伊丹郷町の近代都市行政の転換について明らかにすることまでには至らず、今後の課題である。しかしながら、当該期において伊丹酒造業者が続々と酒造業から手を引いていくことは、近世的な信用構造にもとづく酒造業経営が困難になったことを示している。一方、明治五年における伊丹小学校開設のための貸付会社設立は、近代都市行政が展開し始める際に、伊丹郷町において都市名望家を中心とした金融活動が果たした役割の大きさを物語る。近世社会において伊丹郷町を維持する機能をもった金融活動や町役人の都市行政能力は、明治期以降にもその構造や性格を変えながらも、都市を維持するために機能し続けるといえよう。

【注】

(1) 惣宿老の小西新右衛門家のような伊丹郷町の大規模酒造家は、大坂安治川に酒廻送のための廻船問屋を経営した。また、伊丹酒の主要販路が江戸であり、大規模酒造家は分家に下り酒問屋を任せ、定期的に江戸からの酒販売だけにとどまらない情報もたらされた。

(2) 伴善左衛門は、慶応三年五月二日付で、大坂町奉行所与力の田中彦五郎へ金二〇両を出金している(小西新右衛門氏文書(近世編) V.八七〇、「覚」)。

(3) 岩城卓二「掛屋と代官所役人」(宇佐美英機・藪田貫編『江戸の人と身分―都市の身分願望』、吉川弘文館、二〇一〇年)

(4) 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』、東京大学出版会、一九九三年。

(5) 伊藤昭弘『藩財政再考(藩財政・領外銀主・地域経済)』、清文堂出版、

二〇一四年。

(6) 前掲「伊藤二〇一四」

(7) 松本四郎『日本近世都市論』、東京大学出版会、一九八三年。

(8) 朝尾直弘『都市と近世社会を考える』、朝日新聞社、一九九五年。

(9) 宇佐美英機「幕末期町の金銀融通慣行」(同『近世京都の金銀出入りと社会習慣』、清文堂出版、二〇〇八年、初出一九九〇年)

(10) 『伊丹市史』第三卷、七二〜八四頁。明治三年時点での鑑札所持者は四九人(実際の酒造営業者は三三人)であったが、明治十一年には二八人(木綿屋など)が酒造業を廃業したことが明らかにされている。